

(第一類 第二回議院会議録)

衆議院議員名簿

昭和六十二年五月十四日(木曜日)  
午前十時一分開議

出席委員

委員長 深谷 隆司君

理事

白川 勝彦君

理事

田名部 匡省君

理事

吹田 懇君

理事

木内 良明君

理事

榎本 和平君

理事

龜岡 高夫君

理事

佐藤 守良君

理事

虎島 和夫君

理事

二田 孝治君

理事

宮崎 茂一君

理事

阿部 未喜男君

理事

上田 利正君

理事

鳥居 一雄君

理事

阿部 昭吾君

内閣法務局第二部長

大森 政輔君

内閣法務局第二部長

大藏政務次官

中西 啓介君

内閣法務局第二部長

郵政大臣官房長官

成川 富彦君

内閣法務局第二部長

郵政大臣官房長官

山口 武雄君

内閣法務局第二部長

森本 哲夫君

内閣法務局第二部長

郵政大臣官房長官

小野 沢知之君

内閣法務局第二部長

富田 徹郎君

内閣法務局第二部長

中村 泰三君

内閣法務局第二部長

郵政省簡易保険局長

相良 兼助君

郵政省通信政策局長  
郵政省電気通信局長  
郵政省放送行政局長

塩谷 稔君  
奥山 雄材君  
森島 展一君  
花野 昭男君  
耕治君  
坂本 尊聰君  
吉田 和也君  
古田 和也君  
和田 重昭君  
春田 重昭君  
前島 秀行君  
前島 秀行君  
長田 武士君  
武士君

大蔵大臣官房参考官  
大蔵省主税局税制課長  
大蔵省理財局国債課長  
通信委員会調査室長

森島 展一君  
昭男君  
耕治君  
坂本 尊聰君  
吉田 和也君  
和田 重昭君  
春田 重昭君  
前島 秀行君  
前島 秀行君  
長田 武士君  
武士君

大蔵大臣官房参考官  
大蔵省主税局税制課長  
大蔵省理財局国債課長  
通信委員会調査室長

花野 昭男君  
耕治君  
坂本 尊聰君  
吉田 和也君  
和田 重昭君  
春田 重昭君  
前島 秀行君  
前島 秀行君  
長田 武士君  
武士君

大蔵大臣官房参考官  
大蔵省主税局税制課長  
大蔵省理財局国債課長  
通信委員会調査室長

花野 昭男君  
耕治君  
坂本 尊聰君  
吉田 和也君  
和田 重昭君  
春田 重昭君  
前島 秀行君  
前島 秀行君  
長田 武士君  
武士君

大蔵大臣官房参考官  
大蔵省主税局税制課長  
大蔵省理財局国債課長  
通信委員会調査室長

花野 昭男君  
耕治君  
坂本 尊聰君  
吉田 和也君  
和田 重昭君  
春田 重昭君  
前島 秀行君  
前島 秀行君  
長田 武士君  
武士君

大蔵大臣官房参考官  
大蔵省主税局税制課長  
大蔵省理財局国債課長  
通信委員会調査室長

花野 昭男君  
耕治君  
坂本 尊聰君  
吉田 和也君  
和田 重昭君  
春田 重昭君  
前島 秀行君  
前島 秀行君  
長田 武士君  
武士君

大蔵大臣官房参考官  
大蔵省主税局税制課長  
大蔵省理財局国債課長  
通信委員会調査室長

花野 昭男君  
耕治君  
坂本 尊聰君  
吉田 和也君  
和田 重昭君  
春田 重昭君  
前島 秀行君  
前島 秀行君  
長田 武士君  
武士君

大蔵大臣官房参考官  
大蔵省主税局税制課長  
大蔵省理財局国債課長  
通信委員会調査室長

花野 昭男君  
耕治君  
坂本 尊聰君  
吉田 和也君  
和田 重昭君  
春田 重昭君  
前島 秀行君  
前島 秀行君  
長田 武士君  
武士君

大蔵大臣官房参考官  
大蔵省主税局税制課長  
大蔵省理財局国債課長  
通信委員会調査室長

花野 昭男君  
耕治君  
坂本 尊聰君  
吉田 和也君  
和田 重昭君  
春田 重昭君  
前島 秀行君  
前島 秀行君  
長田 武士君  
武士君

大蔵大臣官房参考官  
大蔵省主税局税制課長  
大蔵省理財局国債課長  
通信委員会調査室長

花野 昭男君  
耕治君  
坂本 尊聰君  
吉田 和也君  
和田 重昭君  
春田 重昭君  
前島 秀行君  
前島 秀行君  
長田 武士君  
武士君

大蔵大臣官房参考官  
大蔵省主税局税制課長  
大蔵省理財局国債課長  
通信委員会調査室長

花野 昭男君  
耕治君  
坂本 尊聰君  
吉田 和也君  
和田 重昭君  
春田 重昭君  
前島 秀行君  
前島 秀行君  
長田 武士君  
武士君

大蔵大臣官房参考官  
大蔵省主税局税制課長  
大蔵省理財局国債課長  
通信委員会調査室長

花野 昭男君  
耕治君  
坂本 尊聰君  
吉田 和也君  
和田 重昭君  
春田 重昭君  
前島 秀行君  
前島 秀行君  
長田 武士君  
武士君

大蔵大臣官房参考官  
大蔵省主税局税制課長  
大蔵省理財局国債課長  
通信委員会調査室長

花野 昭男君  
耕治君  
坂本 尊聰君  
吉田 和也君  
和田 重昭君  
春田 重昭君  
前島 秀行君  
前島 秀行君  
長田 武士君  
武士君

例の範囲を拡大するほか、くじ引き番号つきの郵便切手を発行すること等を内容とする郵便法及びお年玉等付郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案を今国会に提出いたしましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、為替貯金事業について申し上げます。

為替貯金事業は、国営事業として百十余年にわたり、貯蓄、送金決済等の国民生活に密着したサービスを提供し、広く国民の皆様に利用されてまいりました。

その結果、郵便貯金資金は、百兆円に達し、社会資本の充実や国民の福祉の増進に大きく貢献しております。

この間重要な役割を果たしてきました郵便貯金非課税制度について、私は、各方面から御支援をいただき、その存続のために努力を重ねてまいつたところであります。

しかししながら、今回の税制改正案におきましては、お年寄りや母子家庭、障害者等には依然として郵便貯金非課税制度が存続されること、所得税減税が実施されること等から、大局的見地に立つて、郵便貯金非課税制度の改定について決断したものであります。

なお、税制改正につきましては、衆議院議長のあつせんにより、衆議院に設けられる協議機関で検討されることとなっております。

私は、かねてから重要懸案でありました郵便貯金の自主運用、郵便局での国債の販売、郵便貯金の預入限度額の引き上げ等の施策を実現することによって、預金者の利益の増進と事業経営の健全性の確保を図り、郵便貯金に寄せる国民の期待にこたえていくことが、今後の私どもに課せられた責務であると考えております。

こうした観点から、今国会に、郵政大臣が資金運用部から借り入れた資金を運用できるようにすること、郵便貯金の一般の貯金総額の制限額を三百円から五百万円に引き上げること等を内容とする郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便局

において、国債等の募集の取り扱い、買い取り及び元利金の支払い、国債等を担保とする貸し付け等ができるようにすることを内容とする郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律案及び郵便為替及び郵便振替の利用者に対するサービスを改善すること等を内容とする郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案を提出いたしましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、簡易保険・郵便年金事業について申し上げます。

簡易保険・郵便年金事業は、創業以来、簡易に利用できる生命保険・個人年金を全国の郵便局を通じて、あまねく普及することに努めてまいりました。

今日、簡易保険・郵便年金の契約件数は、五千万件を超えており、国民の皆様の経済生活の安定と福祉の増進に大きく寄与しております。

また、その資金は、三十二兆円に達し、その多くが、学校、道路、住宅の建設などに活用され、国民生活の向上と経済の発展に大きな役割を果たしております。

現在、我が国は、人口の高齢化が急速に進んでおり、長寿社会における経済生活の安定を図る自助努力の手段として、簡易保険・郵便年金に対する期待は、ますます高まってきております。

私は、この事業に寄せる国民の皆様の期待と事業としての使命を深く認識し、その一層の普及を要と考えております。

このため、郵政省が中心となつて推進中であり、これまでに全国六十三地域をモデル地域として指定しておりますテレピア構想につきましては、その計画を着実に推進いたしますとともに、きめ細かく、かつ適切な支援を行つてまいる所存であります。

また、いわゆる民活法に基づく地域社会における情報化推進の拠点としてのテレコムプラザ及びエレコムリサーチパークの整備につきましても、円滑な推進が図られるよう関係地方公共団体等を指導してまいる所存であります。

さらに、東京、大阪等において具体化しておりますテレポート計画の関連施設を、民間能力を活用して整備・促進したいと考えております。これを民活法の特定施設として追加すること等を内容とする民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を関係各省政府と共同して、今国会に提出いたしましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

そこで、電気通信技術開発についてであります。そこで、郵政事業は、三十万人を超える職員に支えられており、人力に依存する度合いが極めて高い事業でありますので、その円滑な運営を図るために、さらに努力を払つてまいる所存であります。

また、正しい安定した労使関係を確立・維持していくために、さらに努力を払つてまいる所存であります。

また、郵政犯罪の防止につきましては、従来から省を挙げて努力してまいましたが、今後とも防犯意識の高揚と防犯体制の一層の充実に努め、事業への信頼の確保に万全を期する所存であります。

また、郵政省といましては、基礎技術研究促進センターの研究開発の促進を図つてまいります。特に、昨年設立された国際電気通信基礎技術研究所におきましては、既に、知的通信システム、光・電波通信システム、自動翻訳電話等の研究を推進しており、今後とも、これら研究につきまして積極的に支援していく所存であります。

また、宇宙通信につきましては、本年夏に打ち上げる予定の技術試験衛星V型による諸実験を通じ、航空、海上等の移動体衛星通信の技術開発を推進してまいる所存であります。また、今後打ち上げられる第二世代の実用衛星である通信衛星三号及び放送衛星三号につきまして、それぞれ所要の準備を進めるとともに、昭和六十三年度から始まる本格的な衛星通信時代に向け、衛星通信の利用環境の整備を図るために諸施策を推進してまいる所存であります。

さらに、先進諸国においては急速な高度情報化が進展している一方で、多くの開発途上国では基本的な電気通信サービスから十分に受けられないという状況にありますことから、世界のトップレベルの電気通信技術を持つ我が国といたしましては、その技術を生かして、開発途上国の電気通信の整備に積極的に協力してまいる所存であります。

ら一年が経過いたしました。

この間、第一種及び第二種電気通信事業分野の新規参入が活発化するとともに、電気通信端末機器市場も活発化し、また、利用者側においても自由闊達なシステム構築が進展しております。

今後とも、公正かつ有効な競争状態が確保され、活力ある電気通信市場の形成が図られますよう、新規参入事業者の活動の支援、電気通信料金のあり方の検討、ネットワーク化の円滑な推進、電気通信システムの安全性・信頼性の確保等の諸施策の推進に努めてまいります。

一方、おきましても、第二種電気通信事業者による国際通信業務を可能とすることを内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律案を今国会に提出いたしましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

また、各方面における電波利用に対する需要の増大に対応するため、電波を利用した各種のサービスの提供を容易にすることを内容とする電波の効率的な利用技術の開発を推進し、電波利用の促進を図つてまいる所存であり、その一環として、無線局の免許手続の簡素・合理化等を図ることを内容とする電波法の一部を改正する法律案を今国会に提出いたしましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、放送行政について申し上げます。

放送は、即時に、広範囲に、かつ経済的に情報伝達ができる代表的なマスメディアとして、国民の日常生活に不可欠な役割を果たし、大きな影響力を有するものであります。

今後、進展する高度情報社会におきましても、放送は、情報伝達の基幹的役割を果たしていくものであります。そのため、その健全な発達と最大限の普及が重要な課題であると考えております。

近年の急速な技術革新により、衛星放送、多重放送、都市型CATV等の放送ニユーメディアが実用に供されつつあり、これと相まって、国民の放送に対する需要も多様化しております。

このため、技術革新と国民のニーズに即応した

適切な放送行政を推進してまいる所存であります。

また、国際放送につきましては、本年四月一日、カナダから北米地域向けの中継放送を拡大するとともに、アフリカのガボンから新たに南米向けの中継放送を実施したところであります。引き続き、海外中継放送の拡充に努めてまいる所存であります。

さらに、かねてから進めてまいりました国際放送の受信改善策の一環として、外国との間で相互交換中継が可能となるよう措置するとともに、放送ニユーメディアの一つとして技術開発を進めてまいりましたFM多重放送の実用化に対処するため、これらを内容とする放送法及び電波法の一部を改正する法律案を今国会に提出いたしましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、所管業務について、所信の一端を申し述べましたが、その裏づけとなります郵政省所管各会計の昭和六十二年度予算案について、御説明申し上げます。

まず、一般会計であります、歳出予定額は、二百四十五億円で、前年度予算額に対し、三億円の増加となつております。この歳出予定額には、ニューメディア及び先端技術の開発・振興と宇宙通信政策の推進を初め、電波資源の開発と利用の促進など、多様化する情報社会と増加の著しい通信需要に対応した施策のほか、国際放送の充実を含む放送行政、国際協力の推進等に必要な経費を計上しております。

次に、放送行政について申し上げます。

放送は、即時に、広範囲に、かつ経済的に情報伝達ができる代表的なマスメディアとして、国民の日常生活に不可欠な役割を果たし、大きな影響力を有するものであります。

今後、進展する高度情報社会におきましても、放送は、情報伝達の基幹的役割を果たしていくものであります。そのため、その健全な発達と最大限の普及が重要な課題であると考えております。

近年の急速な技術革新により、衛星放送、多重放送、都市型CATV等の放送ニユーメディアが実用に供されつつあり、これと相まって、国民の放送に対する需要も多様化しております。

このため、技術革新と国民のニーズに即応した

効率化のための機械化の推進に必要な経費その他所要の人件費等を計上しております。

以上が、予算案の概略であります。

委員各位におかれましては、郵政省所管業務の円滑な運営のために、一層の御支援を賜りますよう切にお願い申し上げる次第であります。(拍手) ○深谷委員長 これにて郵政大臣の所信表明は終りました。

○深谷委員長 郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律案、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案の三案を議題といたします。

まず、政府より順次趣旨の説明を聴取いたしました。

す。唐沢郵政大臣。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

なお、この法律の施行期日は、昭和六十二年四月一日といたしておりますが、貯金総額の制限額の引き上げに関する規定につきましては、同年十一月一日からといたしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

次に、郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における社会経済環境の変化に適切に対処し、広く国民に国債等の取得の機会を提供し、国民の健全な財産形成に資するところに、国債等の円滑かつ安定的な消化に寄与する観点から、個人による国債等の所有の促進を図るために、国債等の募集の取り扱いその他の業務を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

本法律案は、次に申し上げますところの国債等に係る業務を行うことをその内容といたしております。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

この法律案は、郵便貯金の預金者利益の増進等のため、貯金総額の制限額及び貸付金総額の制限額の引き上げ等を行うとともに、金融自由化に適応した健全な郵便貯金事業の経営の確保に資するため、郵政大臣が金融自由化対策資金を一定の範囲で運用できるようにすること等を行おうとす

るものです。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げま

す。

一 郵便局において、国債、地方債及び政府保証債、以下「国債等」と言わせていただきますが、その募集の取り扱いを行うこと。

一 郵便局において募集の取り扱いをした国債等について、盗難や紛失の危険に備えて証券の保護預かりを行うこと。

一 郵便局において募集の取り扱いをした国債等の元金及び利子の支払いに関する事務を取り扱

うこと。

一、国民の緊急な資金需要にこたえるため、郵便局において募集の取り扱いをした国債等について、その買い取りを行うこと。

一、国民の当座の資金需要にこたえるため、郵便局において募集の取り扱いをした国債等を担保として貸し付けを行うこと。

なお、この法律の施行期日は、昭和六十二年十月一日といたしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

次に、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、為替貯金業務の総合機械化の進展や利用者の要望に対応して郵便為替及び郵便振替のサービスの改善を図るため、郵便為替法及び郵便振替法について所要の改正を行おうとするものであります。

まず、郵便為替法の一部改正の主な内容について申し上げます。

第一は、定額小為替の為替金額は、現在、百円から三千円まで十四種類が法定されておりましたが、これを一万円という上限を法定し、具体的な金額は省令で定めることとしております。

第二は、為替証書の有効期間を二ヶ月から六ヶ月に延長することとしております。

第三は、電信払い込みや振替の料金についても、払込金または振替金を受け入れる加入者が負担することができるとすることとしております。

第四は、電信払い込みや振替の料金については、払込金または振替金を受け入れる加入者に附加金を送金する場合には、通常払い込みまたは通常振替の料金を免除することとしております。

第五は、振替口座の開設料金を無料とすることとしております。

月から六ヶ月に延長することとしております。

第五は、郵便に関する料金を振替口座から払い出すことにより納付することができるることとしております。

第六は、簡易保険の保険金等または郵便年金の年金等について、契約者の振替口座に払い込むことにより支払うことができるとしております。

以上のほか、小切手や為替証書等の証券または証書を電信払い込みの払込金に充てることができることとする等、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日からといたしますが、機械処理対応等に準備が必要なものについては、昭和六十二年七月一日または同年十一月一日からとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決ください。

以上がようお願い申し上げます。

○深谷委員長 これより質疑に入ります。  
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。阿部未喜男君。

○阿部(未)委員 少額貯蓄非課税制度、いわゆるマル優廃止の法律案は、広範な国民の皆さんの世論

を背景にして、野党の結束した闘いによって廢案となることは明確になつております。来る二十七日をもつて廃案になることに与野党的合意ができておりますから。しかし、今私はその経過を振り返つてみると、このマル優制度廃止の税調の答申があり、政府が法案の作成に入つた段階では、多くの国民の皆さんがこれに反対をし、全野党はもとより、与党自民党の中でも、ここに御出席の皆さんを初め、良識ある多くの人たちがこのマル

優制度廃止に反対をしてまいりました。これは

厳然たる事実でございます。しかるに郵政大臣、あなたもまた国会の答弁で、命をかけてマル優制度を守り抜くとしばしば決意をお述べになりました。ところが、その舌の根も乾かないうちに、あなたはマル優制度の廃止賛成に走つてしましました。先ほどその趣旨について所信表明の中で若干お述べになつたようございますけれども、あの程度の説明で納得のできるものではございません。

○阿部(未)委員 若干の説明はあつたようございましたけれども、しかし私が申し上げましたように、やはり閣僚の一人でございまして、とりわけ親分である總理が御乱心をいたされておるわけですから、もしあなたが駆けつけて、あのときに總理をいさせて、このマル優制度というもの廃止を食いとめることができておつたならば、恐らく總理の公約違反の責めは半分で済んだのではないでございます。

その意味ではまことに私は殘念に思うのですけれども、今お話をあつた中で、実は總理は公約の中でマル優制度の根幹は崩さない、こうおつしやったのです。しかし私は、明らかに根幹が崩れて枝葉が残つたと見ておるので、あなたは枝葉を

非常に主張されますけれども、基本的にあの法案のものは、これは廢棄になるからいいですが、あなたの法案そのものは、私は、根幹が崩れて枝葉が残つたのだ、そう思つておりますが、どうでしょうか。

○唐沢國務大臣 那が根幹でそれが枝葉か存じませんけれども、本当に、眞に貯蓄の必要な老年

寄り、七十歳というお話をありましたが、六十五歳以上のお年寄りには非課税が存続する。また、

初めて母子家庭のみという話でありますたが、このにおられる吹田部会長も自民党の税制調査会

で、また多くの通信、郵政関係の皆様も主張していただきまして、また野党的先生方の御支援もいたしました。

そこで、野党的先生方の御支援もいたしました。

そういう事情と、先ほど申し上げましたように、特に国民の皆様、それから野党的先生方からも予算委員会の御審議の最終場面においていつも

問題になります所得税の大幅減税を実施する等を勧めましたとして、大局的見地に立つて政府の一員として決断をした次第でございますので、何とぞ御理解をいただきたいと思う次第であります。

○阿部(末)委員 これは議論をすれば、実はあいつまらぬマル優制度の廃止などと組み合わせたばかりに、もちろんマル優制度の廃止も廃案になりますが、残念ながらあなたが希望した減税もあわせて廃案になるのです、改めてやり直さなければ。だから、くつつけたばかりに希望した減税までも廃案になつたということを深く反省をしておいてもらいたいと思うのです。

さて次に、きょう大蔵大臣の御出席を求めるまつたけれども、宮澤さんは大変忙しいそうですから、大臣のかわりに政務次官を煩わせております。政務次官と私は隣組でござりますが、そこでお伺いをいたしましたけれども、宮澤大蔵大臣は先般来参議院の予算委員会での答弁で、マル優制度廃止の理由として、この制度を悪用する者が非常に多いから、これを是正し公平を期す、これを一つの大きい理由として述べられておりますけれども、制度の悪用を防ぐためにはほかに幾つかの方法があると思うのです。かつて大蔵省が打ち出したグリーンカード制度などというのもその一手段であろうと私は思うのですけれども、本当のねらいは財源の確保にあるとなぜ率直に国民に申し上げないのだろうか。マル優制度を廃止したいといふべきが財源の確保でございまさず、悪用の防止のためにはまだほかにいろいろ手段はあるでしょうということをなせはつきりおっしゃらないのかわからないのですが、政務次官、どうお考へでしようか。

○中西政府委員 大臣はあいにく参議院の方に参つておりますして、まことに不肖な政務次官で申しわけございませんが、御質問にお答えをさせていただきたくと思います。

阿部先生御承知のとおり、非課税貯蓄制度は少額零細な貯蓄を奨励するというような目的でつくられたわけでございますが、現在では個人貯蓄の

総額が四百六兆円ござります。そのうちの二百八十七兆円、約七割が非課税貯蓄の適用を受けておりまして、これは五十九年度ベースでございますが、約十三兆五千億円という巨額の利子が課税対象から外されており、いわゆる所得種類間の税負担の不公平が現実に起つておるわけでござります。

また現行税制は、高額所得者にはむしろ大変な恩典になつてゐるというふうな現実でもござります。そのような状況にがんがみまして、今回この制度を見直しまして、一般の利子所得に対しましてはほかの所得と分離して一律に二〇%の源泉分離課税を適用させていただく、そういう考え方でこの案を出させていただいているわけでござります。

今大臣も言われましたように、もちろん、稼得能力の非常にハンディのあるお年寄りであるとかあるいは母子家庭の方であるとか障害者の方々であるとか、そういう方々には今まで同様にこの制度を適用していただく、そういうこともつけ加えられているわけでございまして、財源確保といふことでは決してございません。

もちろんこれには、住民税も含めまして平年度で約一兆六千億円、初年度で約一千億円を見込ませていただいておりますから、それは減税財源に使わせていただくのは当然のことといたしますが、骨子はそういうことでござります。

○阿部(末)委員 今のお話では、財源確保が主たる目的ではない、こうおっしゃるのですが、私はかねてから、大蔵省が、やはり国の財政を預かってその財源をどうするかというふうな点についていろいろ御苦労なさつておる、そう理解をしておつたのですが、今、政務次官の御答弁のように、財源の確保が主たる目的ではなくて、不公平の正の方が主たる目的であるとおっしゃられるのなれば、私が申し上げたいのは、国民が何を望んでおるかということです。国民は一体何を望んでおるかですね。

税制の公平をいろいろおっしゃいますけれども、税制の公平というのは、これは、税制そのも

のが手段なんです。目的ではないはずです。手段である。目的は国民のより豊かな幸福な生活でなければならない。そのための手段として財政があり、税制があるわけでしょう。ならば、国民の多くがそれを望んでいないものを、なぜ無理をしてやらなければならないのですか。

財源の確保上どうしてもこれはやらなければならぬというのなら、まだ国民は理解するでしょう。財源ではなくて税制の不公平だというのならば、後ほど述べますが、もつと不公平な税制は山ほどあります。その不公平から正してこの問題を議論すべきであつて、どうしても財源が足らないから当面これをやらなければならないというのならば、まだ国民は幾らか理解するでしょう。しかし、そうでない、財源の確保が主たる目的ではないのだとおっしゃるならば、国民の八〇%、地方自治体の九八%が反対をする、こういう制度をなぜ強引に推し進めようとするのか、どうもわかるまいですが、どうもわからぬのです。

○中西政府委員 先ほど、一兆六千億は減税に回させていただきますというふうに申し上げさせていただきましたが、減税財源が仮に十分あつたとしても、今の少額貯蓄非課税制度のあり方といふのは確かにいろいろ問題が過ぎるというような御指摘も相当ございまして、やはり私は、おおむねこういう方向に行くのではないか、そのように考えるわけあります。

○阿部(末)委員 そうすると、政務次官と郵政大臣の認識には大きな違いがありますね。郵政大臣は先ほどお述べになつた中で、一部弱者についてはこれは残される、さらに、所得税の減税に回る、そういう趣旨から主張をお変えになつたという趣旨の御答弁がありましたが、大蔵省のお答えはそ

うではない。不公平な税制を是正するのが目的なんだ、そうおっしゃられるならば、不公平税制の是正はもつとやらなければならないことが山ほどある。まず国民が一番期待しておるのは、トーゴーさん、クロヨンと呼ばれるような税制の不公平、こういうようなものを一体どう処理をされる

のか。そのことをそのままにして、国民の多くの人が手続なんです。目的ではないはずです。手段である。目的は国民のより豊かな幸福な生活でなければならない。そのための手段として財政があり、税制があるわけでしょう。ならば、国民の多くがその存続を期待しておる少額貯蓄非課税に対する課税をもつて公平であるというのを言語道断だと私は思うのですが、これは政府の中の意見の違いですよ。どうなんですか、大臣のお考えは。

○唐沢国務大臣 私もかつて十年前に大蔵政務次官をやらさせていただいておりまして、なかなか大蔵政務次官というのは答弁が難しいのです。特に、税制に関しては非常に慎重を要するわけございまして、中西政務次官のお立場もよくわかるわけでございますが、私が總理と話すときやなんかも、私は、決断をいたします、しかしこれは、

先ほど申しましたように、所得税減税等を含む税制の抜本改正の中において、大局的見地に立つて決断をするのですよということは申し上げておきました。税法理論と政治というものは、一体のよもであるし、若干違うようなところもありますので、別に基本的には少しも違つておらないと思ひます。特に私は、今政務次官がお答えになつた、これは財源確保というよりもむしろ不公平の是正の方を主たる目的としておるという大蔵省の主張はしっかりと受けとめて今後の議論をさせてもらうつもりでございますが、ようござりますか。

○中西政府委員 大臣と私の見解が全く違うといふふうな阿部先生の御指摘でございますが、決して、少し言葉足らずの点もあつたかと思いますが、決してそういうあれではございませんで、大事な部分では全く水脈は通じておりますが、同じでございまして、少しうまく御理解をさせていただきたく思います。

では全く水脈は通じておりますが、ようございますか。では、少し言葉足らずの点もあつたかと思いますが、しかし政府税調でいろいろ議論をしていただいた中でもそういうふうな声も随分あつたわけでございまして、財源確保というようなこと、もちろんその財源にも使わせてはいだくわけござ

いますが、あくまでも、今この現状はこのまま放置していくには問題があり過ぎる、そういうふうなことも十分認識はいたしておりますつもりでございます。

○阿部(末)委員 私も郵貯の問題について自民党税調の山中先生にもお目にかかるつて、そのお考えもいろいろ承りました。必ずしも政務次官の言うような趣旨ではなくて、やはりやむを得ない、やらなければならないんだということを言外に漏らしておられました。非常に深いところで地下水の水脈が通じておるのかどうかわかりませんが、少なくとも表面を見る限りにおいてはこれは全く意見の違ひでございますから、ただ、大蔵省としてこれは不公平税制の是正であつて財源の確保ということが主たる目的ではない、このことはしか受けとめて、不公平税制の問題について改めて議論をさせてもらいたいと思っております。

引き続いて大蔵省の方にお伺いしますけれども、これは廃案になるからいいようなものですが、この政府の提案した利子課税の税率について私は非常に大きい疑問があるのです。

少額貯蓄の利息については、従来非課税であつたものに改めて二〇%の課税を新設するという内容。ところが、従来マル優の枠を超えて課税対象とされていたが、言いいかえればいわゆるマル優の枠を超えたお金持ちの貯金、これについては利子分離課税で取つても三五%、これを二〇%に引き下げる。税といふものは大体その負担能力に応じてお取りになるのが原則だと私は税制を考えておるのですけれども、仮に年貢でも、一反歩つくつておるところと一町歩つくつておるところを、「一町歩の方から少し」と取つて「反歩の方は少し少なくする、これがいい政治と言われたものなんですね。そういうことを考えてみると、なぜここで三五%の税制を引き下げ、片方は改めて二〇%の税制を設けるのか。これは税の負担の公平という意味から矛盾をしないのかどうか、大蔵省のお考えを聞いておきたい。

○中西政府委員 阿部先生のお考え方も大変御立

派なお考え方だと思います。ただ、私どもといたしましては、高額所得者というのは制度上認められた限度いっぱい使つておるといふ見でいくのが自然だと思います。また、それを超えた部分につきましては、割引債の償還差益の源泉分離課税、これは一六%を今度一八%にというふうにお願いをしておられるわけですが、利子所得の源泉分離選択課税を利用しておられる方の御意見がどう思つておられる次第でございます。

そこで、三五%の税率による源泉分離選択課税が廃止されるわけですが、それによって税負担の軽減がございましても、それは確かに起ることは事実だと思いますが、一方におきましては限度いっぱい持つておる非課税貯蓄の廃止によつてこれまで相当大きな税負担を強いられることも事実でござりますから、必ずしも阿部先生の御指摘には合致しないのではないかというふうに考えております。

またさうに、架空名義を使用してやつておる方々は、当然これも限度枠以上のものをやろうと思えば架空名義でやるしかないわけですが、これも高額所得者しかやれないわけでござりますが、これは不正利用者すなわち高額所得者こういうことは不正利用者すなわち高額所得者になるわけでございます。

また、今回の一律分離課税方式は、利子所得の発生があつちこつちから起つてしまりますし、また、元本であります金融商品の多様性等の特異性に適合した課税方式であると私は考えております。なおまた、簡素・中立・公平といった要請にもこたえ得る、そういうことと言えるのではなかと思います。

さらにまた、三五%の税率をそのまま適用すべきじゃないかという先生の御指摘でござりますが、そうしますと二〇%と三五%の二本立てになつてしまつて、二〇%の税率の適用対象元本に対する限度を設けることが必要と考えられますけれども、利子所得の所得者あるいはまた発生源が税調などでも非常に強くございまして、そのまた元本

であります金融商品も多様なものでござりますから、金融機関とかあるいは税務当局、また貯蓄をしている方々には事務負担も相当過大なものになつてしまつ。そういう状況の中で簡素・効率といふことはもちろん承知いたしておりますが、この考え方方が一番いいのかな、そんなふうに思つておられます。

○阿部(末)委員 繰り返して申し上げますが、廃案になつたからいいようなものの、もしこれが廃案でなかつたら、政務次官、あなたの御答弁は私は黙つて聞くわけにはいきませんよ。それだから所得税になぜ累進という制度があるのですか。

所得税は累進課税になつておるでしよう。所得税が累進であるのに利子所得が累進であつては悪いという理屈はどこにあるのですか。

○田波説明員 やや技術的な問題があると思いまので、私から補足させていただきます。

確かに先生おつしやいますように、所得税の日本との税制というのは累進構造を基本に据えられておることは事実でござります。ただ、その所得の種類によりまして、それは全部そういう形で制度を運用していくのがいいかということになりますと、今政務次官から申し上げましたよう

に、利子といふのは非常に発生が、わかりやすく言えばいろいろなところから起つてくる、大量に起つてくる、それから流動性もあるといふうな意味から、それをどういうふうにしたらしいかということは別途の観点から考えてみる余地は少なくともあるのではないかとということで、先生御承知のように、先ほどグリーンカードについても触れられましたけれども、今まで利子課税についてはいろいろな御議論が行われてまいりました。

それで、先般政府が提出いたしました今度の制度は、そういつた後で申し上げましたような観点から、一律に課税をする方がむしろ実質的な公平につながるのではないか、そういうお考えが政府は先ほど大臣が苦しくお述べになりましたけれども、利子所得の所得者あるいはまた発生源が

うな結論になつたということを御理解願いたいと思います。

○阿部(末)委員 いろいろおつしやつておられますが、しかし、私はなかなか納得はできません。

冒頭申し上げましたように、税制といふものは手段なんですよ。手段であつて目的ではないのです。税の制度といふものは、目的を履き違えておる手段なんですよ。手段であつて目的ではない税源を確保していくにこれをうまく使うかという手段なんですよ。いかにこのことについての大蔵省の御苦労はわかりますけれども、大蔵省の大きな間違いは、制度が目的であるというふうに履き違えておるところにあると思うのです。

私が言いたいのは、国民が何を望んでおるかと云うこと。少額貯蓄者は新たに二〇%の税金を取られようとするときに、お金持ちの方の税金の率が下がつていく、そういうことは国民が納得できるでしようか。あなた方は手段が目的のようになつておるからそういう発想になつてくるのであります。

私が言いたいのは、国民が何を望んでおるかと云うこと。少額貯蓄者は新たに二〇%の税金を取られようとするときに、お金持ちの方の税金の率が下がつていく、そういうことは国民が納得できるでしようか。あなた方は手段が目的のようになつておるからそういう発想になつてくるのであります。

国民のためにどうすべきかということになればならないんです。国民の福祉、国民の利益、そこには必ずなんです。国民が何を望んでおるかと云ふと、今政務次官から申し上げましたようですが、ところが、あなた方の発想も、どうも手段が目的になつてしまつておるようには思われてなりません。これは老婆心かもわかりませんけれども、一国の政治を預かる、とりわけ大蔵という立場にある皆さんには、手段と目的を履き違えることのないよう十分留意をしてもらいたいと思つております。

それから、ついでに伺つておきます。これは郵政大臣といふよりもむしろ事務局だと思うのですが、相当地苦労されたようござりますが、ころつとひつくり返つて賛成に回つてしまつた。理由は先ほど大臣が苦しくお述べになりましたけれども、利子所得の所得者あるいはまた発生源が

も、けろつとして、カエルの面に水をかけたような変わり方、我々に連絡もなくころつとひっくり返つてしまつたのです。大蔵省筋に言わせると、郵政省なんてちよろいもんだ、ちょっととえさを投げたらすぐ食いついてくる、こういう話があるのです。これは一体どういうことなのか、郵政省の方から、大臣でも局長でも御答弁をいただきたいのですが。

○中村(泰)政府委員 お答えいたします。  
私たちも、当委員会でも貯貯利子非課税制度につきまして堅持すべき御提言をいただきましたし、これから長寿社会を迎える現状を考えてみると、貯蓄の重要性はますます高まりこそれ、その意義が減ずることはない。また社会資本の充実も必要だという立場から、この非課税制度の存続に最大限の努力を尽くしたつもりでございます。しかし、先ほど大臣からお答えいたしましたように、税制の抜本的な改正の中で大局的な判断を迫られたわけでございまして、与党におきまして二月五日の早朝、三役裁定をいただいたわけでありまして、その御指示に従いまして政府で細目を調整をしたわけでありまして、先生おつしやるよう、取引をしたとかすぐ折れたとかというようなことでは決してございません。そのことだけは誤解のないように御理解をいただきたいというふうに思つております。

○廣沢国務大臣 大事なことでござりますから、

税制についてお話をした、申し上げたところでおございまが、國債の窓販とか自生運用とか預入限度額の引き上げというのは国民の皆様からも非常に強い御希望があり、先生方からも常々御指摘がありまして、毎年重要施策として要求してきたものでございまして、これは全く税制は別個なものでございまして、絶対ちよろつとどうしたということはございませんので、はつきり申し上げておきたいと思います。

○阿部(末)委員 今の大臣の答弁は了とします。私どもこれは全然別個のものであるという理解に立つてこの委員会でもそういう運用を図るべき

であるということを主張してまいりましたし、自民党的先生方も非常に強く主張していただいて、これが実施できるようになつたという点について私は高く評価しております。そのことは大臣の答弁を了といたします。

そこでもう一つだけ。これがもしやられておつたらという懸念がありましてお伺いするのですけれども、大蔵当局、この法律がもし成立したら、あの法案によると、十月一日以後に発生をする利息に対する課税対象となるのだ、そういう理解でおつたのですが、そういうことになりますか。

○中西政府委員 先生のおつしやられたような強い希望を持たせていただいていることは事実でございます。

ただ我々としては、原衆議院議長のあつせんによる税制改革の協議機関、恐らく間もなく設置されると期待をいたしておりますのでございまして、お尋ねのポイントでございま

す。

○阿部(未)委員 税制協議の方はまだきょうもや

るようでございますから話し合いは進むでしよう

けれども、これは議長の裁定どおり、なるべく、いわゆる速やかにつくらなければならぬといふことですけれども、これは政府が余り闇ををしなくいたぐることを心から願つておる次第でございまして、私が聞きたいのは、十

月一日以後に発生をする利息について課税をする

以上でござります。

○阿部(未)委員 どうも今の答弁では私納得しかねる。私は何も郵便貯金のこと聞いたわけではありません。契約の問題をお伺いしたわけです。だから金融機関という言葉を使いましたし、マル優といふ言葉を使いましたからね。

契約というものはそういうものでしようかね。

大体法律の不適及といふのは原則なはずでしょ

う。だから私は、本当に責任を持つて答弁できる

人をと言つたら、あなたが一番適任だと言うから

期待しておつたのですがね。郵便貯金も今おつしやつたように、法律上は確かに定める利率でとなつておりますけれども、しかし十年間契約を解除しなければ、定期貯金の場合は十年間そのままの利息がつくはずですよ。途中でその利息を下げることはできないはずなんだ。それが契約といふものであります。それから金融機関でも、三年間幾らである。これは法律に基づいて非課税であります、あるいはマル優扱いとします、こういう契約が成立しておる。ところが、その途中から所得税法を変えて課税しますよ、契約違反にならないのかどうか、その点をどうお考えになつておるのか。法制度お見えになつておりますか、ちょっとと

聞かせてください。

○大森政府委員 委員お尋ねのポイントは、郵便貯金契約の内容をどのように理解するかといふことに關するものであろうと理解するわけでござい

ますが、郵便貯金契約の内容を利子約定といふも

の限つて考えますと、郵便貯金法十二条第一項

で規定しておりますとおり、政令で定める利率に

支払われる利子に対する所得税の課税の有無とい

うものは郵便貯金契約とは関係のないことではな

かるうかといふように、法律解釈上の議論として

はそのように考える次第でござります。

したがいまして、お尋ねのポイントでございま

すけれども、貯金契約時、すなわち預け入れ時後

における法令の改正によりまして、仮に新たに利

子所得に対して所得税を課するということになり

ますと、そこで極めて前向きに精力的に御審議を

いたぐことを心から願つておる次第でございま

す。

それから第二点の、利率の約定をその後変えら

れるかといふ問題と、それから利子課税を新たに

審議されておるということとでそのように限定した

われでござりますが、私が答えましたポイント

は、民間銀行に対する預金契約についても結論は

同じではなかろうかと思ひます。それが第一点で

ございます。

委員御承知のとおり、利率に関しましては預入

時固定の原則を現在は運用として、政令でそのよ

うに定めておりますので、預入時後に利率を下げ

ましてもそれは当然下がらないということになつ

ております。しかし利子課税の問題は、先ほど申

しましたように契約の内容とは関係ございません

ので、委員御指摘のような点は当たらないのでは

なかろうかといふふうに考えておる次第でござい

ます。

○阿部(未)委員 私が利率の問題を申し上げたの

は一例として申し上げたのにすぎぬのであって、

契約というものが成立をしておるんですよ。利率

も契約のうちに入るならば、三年間の間これは

もマル優扱いで税金がかかりませんといふのも金融機

関と預金者の間の契約です。だから、仮に政府が

法律をつくつてその利子から税金を取るとして

も、それが金融機関と預金者の契約の内容にまで

及ぶのかどうかといふことを僕は聞いておるんだ

よ。そんなことが勝手にできるとするならばこれ

はちょっと問題じゃないですか。

まああなたのお考えはわかつた。私も決して私

の主張が正しいと思っていない。思つていなか

らお伺いしておるんですけれども、どう考えても矛盾があるよう思われるでない。契約である限り、利率も契約ならば、課税しませんというのも現行法に基づいた契約ですよ。途中で法律が変わりましたからといってそこから税金を取りますといふのは、少なくとも契約期間内では無理があるのではないか。契約というものはそういうものであつていいのだろうかといふ気がするのですが、どうなんですかね。

○大森政府委員 度も同じことを答えて恐縮でございますが、課税の有無というものは、先ほどからお答えいたしましたように貯金契約の内容とは関係のないことであるということをご存じますので、契約締結後の課税に関する原則の変更といふものがあつても契約違反の問題は起らないといふことございます。

○阿部(未)委員 しかし、預金者がそれによって裁判を提起をするというような問題が起らぬだろうかと思うと、私は起るんじゃないかといふことございますね。預金者の方から。おかしいじゃないですか、こういうことにならぬだらうかという懸念があるので、これは恐らく見解の違いでしようから、しまいは裁判所が裁く以外ないだろうと思うね。私は決してあなたの見解が間違いだとも思わないし、私の主張が絶対正しいとも思ひません。結果的には裁判の決めなければならぬところだらうと思いますが、契約といふものから考へるとちよつと矛盾があるような気がしてならないのでお伺いしたわけです。これはもうう議論はやめましよう。

○大森政府委員 これは貯金局長の方に答えておきますが、これは貯金局長の方に答えておるわけでござりますけれども、これが郵便貯金もまた方方がいいと思うのですが、先般私どもは資金運用部資金法の改正を行いました。このため最低の預託利率が自由に変更できることになつて、現に六・〇五%が五・二%に引き下げられておるわけでござりますけれども、これが郵便貯金

事業にどういう影響を与えるのか、簡単に御説明をいただきたいのです。

○中村(泰)政府委員 先生御指摘のとおり預託利率が、従来は六・〇五%が三月から五・二%に引き下げられたわけでございますが、その引き下げに伴います六十二年度のいわば預託収入といいますか、その減収は約八百億程度と見込んでおります。

○阿部(未)委員 大きいですね。私は、それで郵便貯金事業がうまく運営できるのだろうか、したがつて自主運用という問題も起つてきましたのだとおもふのですけれども、具体的にこういう例でお願いしてあつたのですが、計算ができいたら知せて貰えませんか。

昭和五十五年の五月、これは貯金が一番郵便貯金にシフトしたと言われた時期ですね。昭和五十五年の五月に百万円貯金をして、そしてこれは十五年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間そのまま貯金をしておった。ところが資金運用部資金法の改正によって最低の預託利率が六・〇五から五・二に引き下げられた。これももう一年間まま

になります。  
○阿部(未)委員 それが郵貯資金を運用する郵政省の郵貯会計の中で生ずる百万に対する赤字になります。

○中村(泰)政府委員 私どもも貯金を運用するわけですね。大筋はわかりました。

そうすると大きい見通しとして、今の市場金利の状況から考えますと、恐らく昭和五十五年当時に預入された貯金は払い戻しが非常に少ないだろう、十年間はそのままいくだろうという気がするのですが、郵貯会計は持ちこたえられますか。

○中村(泰)政府委員 私どもも貯金の利率別に預金を把握しておりますので、お答えはできますが、定額貯金の性格から申し上げましてもちろん十年間据え置かれるものござりますけれども、平均的な滞留期間というのは約四年でござります。したがいまして十年間をとりましても、預託利率も下がるときもございますし、逆に七年後にまたその預託利率が上がるという場合もござります。したがいまして十年間をとりましても、預託利率も下がるときもございますし、逆に七年後にまたその預託利率が上がるという場合には十分成り立つていているというのが実態でございます。

○阿部(未)委員 局長、自信を持つておられればとやかく申し上げる必要はないのですが、今の金融市場、世界経済の情勢を眺めてみまして、今までのように五年サイクルぐらいで定額が動いていくんだろうか。とりわけ八%などという非常に高い利率で預入をした諸君は、これはもう恐らく払い戻すことはないだろうと私は思うのです。全然ないとおもはれています。

○阿部(未)委員 率直に言つて大変な苦労だろうと思いませんけれども、このために赤字が出るとか郵貯会計に大きな悪い影響を及ぼすことがないわけでございまして、自信を持つて私ども運用に当たれるというふうに考えております。

○阿部(未)委員 率直に言つて大変な苦労だろうと思いませんけれども、このために赤字が出るとか郵貯会計に大きな悪い影響を及ぼすことがないわけでございまして、自信を持つて私ども運用に当たれるというふうに考えております。

それから、国債の窓口販売の関係ですけれども、郵便局の窓口で国債を扱わなかつたというの

が大体おかしいのであって、これは私は至極当然だと思うのです。ところで、窓口で国債を取り扱う、内容はいろいろ多岐にわたつておるようですけれども、これは国民に対するサービスという観点からすれば非常に立派ですが、郵政省の事業運用上の何かメリットがあるかどうか、その辺はどうですか。

○中村(泰)政府委員 先生御指摘のとおり、最近の金融情勢といいますか、変動も激しいわけでございまして、郵便貯金事業を本当に經營的にしっかりした基盤にして、その経理状況を明らかにするためには発生主義を取り入れた方が経営の

実態が明らかになるという意味で、私どももそういう方向で準備をいたしているところでございます。

○阿部(未)委員 はい、わかりました。

それでよいよこの法律が成立をいたしますと、自由化の趨勢に対応するためにはやはり市場金利を反映した利率にうまく適応していくための仕組みというものがぜひ必要であろうというようなことがあります。まず自主運用について、もう時間もありませんから率直に言つて、これはやはり貯金局長でしょうか率直に言つて、これはやはり貯金局長でしょうか。

○中村(泰)政府委員 私どもは、これから金融自由化の趨勢に対応するためにはやはり市場金利を反映した利率にうまく適応していくための仕組みと、それから國債の窓口販売あるいは貸付金の百万が二百万ということになるわけですが、まず自主運用について、もう時間もありませんから率直に言つて、これはやはり貯金局長でしょうか。

いは長寿社会の到来等の経済社会の大きな変化に對応しまして、預金者の皆様方の資産選択の幅を広げるという観点から、郵便局で国債等を販売させていただくということは大変預金者の利便に資するものだというふうに考えておりますが、あわせて、今までの貯金の利用者以外に、国債等の債券、証券を売るというようなことで新たなお客様もふえてくるのじやないかというふうに考えております。

○阿部(末)委員 あと二つ伺ひしますが、一つ

は、自主運用の資金が資金運用部からの借り入れという形をとつておるようですが、郵便局で集めた貯金を殊さら資金運用部から借り入れなくては、直接その枠内で運用すれば手数上非常に簡単ではないかという気がするのが一つでございま

す。  
もう一つは、自主運用に当たつて郵便資金の方還流といふものについてどうお考えになつておるか、この二点、ちょっとと知らせてください。

○中村(泰)政府委員 郵便貯金として全国から集

めました資金もこれは国の資金でございまして、臨調の最終答申にもござりますように、当面、資金の統合運用の考え方どいうものは維持されるべきだという考え方によつて、郵便貯金をひとまず資金運用部に全額預託し、そしてそこから金融自由化対策資金として預託利率と同様の融通条件で、借入利率で借り受けの形をとつてゐるわけではございますが、実質的には全く無利子の資金を運用するという格好にもなりますし、自主運用の実現であるというふうに考えているところでございます。

それから、自由化対策資金の運用に当たつて地

方還流を考えるべきじゃないかという御指摘でござりますけれども、郵便貯金といふものはまさに

全国津々浦々の窓口を通じあるいは外務員を通じて大勢の預金者から預かっている資金でございま

すから、その地域におけるいわば社会資本の充実といふいますか、もちろんの、公園であるとか道路の整備であるとかあるいは地方公共団体で施設を

整備するといったようなことに役立てていただき、よろしく地方債の購入も対象にしておりまして、そういう意味での地方還元も私ども十分念頭に置いて運用してまいりたいと考えております。

○阿部(末)委員 大臣の任期が終わりに近づいたところで所信表明をお伺いしまして、しかも所信表明についてきょうは余り質問をしないことになつておるそうで、しかし、どうも臨時国会もあるようですから、しばらくは大臣、まだ留任をされると思うのですけれども、今日までの郵政大臣の得点は必ずしも合格点ではなかつたと私は思うのです。しかし、幸い今は新しいこういう自主運用なり国債の窓口販売、保険の資金の運用等、郵政事業が国民に対しても幅広くサービスができる法

律が大体でき上がると私は確信しておりますから、この上に立つてせつかくの御努力を願いたいと思ひますので、最後に大臣の決意を聞いて私の質問を終わりたいと思います。

○唐沢国務大臣 委員会で先生方から長年御指摘をいただきまして、いろいろ御支援をいたしましたので、今言われましたように自主運用とか窓販とかあるいは限度額の引き上げも認められたわけでござります。

いずれにいたしましても、自由化、国際化とい

うのはどうとうとした世界の流れでござります。

こういうときに当たりまして、郵政事業は非常な

転換期、変革期に当たつておると思いますが、今度獲得いたしましたというか、これから法案の審議の過程でどうなるわけでございますが、これを

できるだけ活用いたしまして、サービス面、商品面で次々と新しい施策を開いたしまして、国民の皆様の御期待にこたえてまいりたいと思っております。

○阿部(末)委員 終わります。

○深谷委員長 春田重昭君。

○春田委員 私は、本日は郵便局における国債の窓口販売の問題を中心としながら、その他若干の問題について大臣等に御質問を申し上げたいと思

います。

最初に、阿部先生からお話をあつたマル優の廃止の問題でござりますが、大臣は、税制の抜本的改革という大局的見地に立つてこれは存続を見送らざるを得ない、廃止に賛成である、こういう御答弁でございましたけれども、このマル優制度の問題につきましては、売上税の陰で余り国会で論議されませんでしたので、私も明快に私の態度を主張しておきたいと思います。

このマル優制度というのは、所得の低い方、御年配の方、そういう社会的に弱い方を守る制度であるうつ私は思うのです。そういう面でこのマル優制度は非常に重要な制度であろう、こう思つております。そういう意味で、マル優制度の廃止については私は反対であるし、存続賛成であ

る、このことを強く主張しておきたいと思つてお

るわけでござります。

さて、大臣先ほどおつしやつておりましたけれ

ども、新聞等ではマル優の廃止の見返り案として三つ、いわゆる郵便貯金の自主運用、二兆円でござりますが、二番目につきましては郵便貯金の預け入れ金額、限度額を三百万から五百萬に上げるという二つ目の点、それからこの郵便局における国債の窓口販売、この三つがいわゆる見返り案と言わされたわけでござります。大臣は、それは違うのである、こういう御答弁でございますが、売上税導入が見送られた、廃止された、それからマル優の廃止が要するに先送りになつた、こういう点から考えて、このいわゆる三つの見返り案と

いうふうに伺つておるところでござります。

しかし、五月十二日の段階で政調会長の裁定が

出ました。その要点は、一つは郵便貯金の自

主運用は郵便貯金法の一部を改正する法律案が成

立、公布したときから開始をするという点が一点

と、それから預入限度額の三百万から五百萬への

引き上げは所得税法等の改正法と同時に実施をす

る、それから郵便局での国債販売につきましては

法案どおり六十二年十月一日から実施するという

ような内容でございまして、基本的には、私ども

非常に重要なことを力説されまして、私もその意

味では全く先生と同じ意見でございまして、この

間の公定歩合の引き下げがありましたときも、例

えば郵貯の場合は福祉定期とか通常貯金やなんか

は据え置かしていただいて、ほかの下げる金利も

公定歩合ほどは下げるおらないということで、大

事にしていかなければならない、私も全く先生

と同じに考えております。

それから、ただいまいろいろ先生が御心配をさ

れました点は、ここおられる吹田部会長なんか

も非常に努力をしていただきまして、先ごろ政調

会長裁定もおりております。この内容も先生方御

存じだらうと思いますが、いずれも特に問題とな

ることは、その結果はないと思つておりますが、

三点ござりますその細かな点につきましては、そ

れでは事務当局の方から御報告をいたしたいと思

います。

○中村(泰)政府委員 与党の中におきまして、こ

の税制関連法案の取り扱い等に絡みまして、郵便

貯金三法につきましてもその取り扱いにいろいろ

問題が提起されたようでござります。私ども政府

の立場からいたしますと、いざれの法律案も閣議

で了解をされまして国会に既に提出をいたしてい

るところでございまして、国会で御審議をいた

います。

○唐沢国務大臣 たゞいま春田先生が少額貯蓄の

非常に重要なことを力説されまして、私もその意

郵政省として從来とも主張してまいりました基本的な考え方と一致をいたしているものというふうに私どもは理解しておりますところでございます。

○春田委員 特に第一点の自主運用額二兆円が、恐らく論議の段階だと思うのですが、一兆円以下げるような話も新聞では報道されておるわけござりますが、その点は間違いないのですか。

○中村(泰)政府委員 私どもはそのように伺つております。予算で計上したとおりでござります。

○春田委員 大臣ですか、大臣。

○唐沢国務大臣 ただいま中村貯金局長が答弁しましたとおりだと思います。

○春田委員 絶対間違いないです。

○唐沢国務大臣 間違いないです。

○春田委員 きょうは大蔵省から御出席をいたしておりますけれども、大蔵省はそれなりの異論があらうと思うのです。例えば郵政省で自主運用二兆円を行う、こういった場合、要するに今までの運用部の資金を原資とする財投計画に影響があるのではなかろうかという問題も出ているわけでござりますが、この点どうですか。

○花野説明員 お答えいたします。  
委員御指摘の、このたび郵便貯金資金による資金運用事業二兆円が行われることによって財投計画に影響があるのではなかろうか、こういう点でござりますけれども、御承知のとおり、財投計画は道路とか住宅とか各般の施策を行う上で各分野に資金配分を行つておるところでござります。このたびの郵便貯金の資金運用事業につきましても、これは金融自由化に対応するためにその経営の健全性に資するために行つておるという政策目的があるわけでございまして、これらの道路とかその他各般の施策と同様な意味でその財投計画の一環として行つこととしたものでございまして、六十二年度財投計画におきましても、その資金配分全体二十七兆の中でも二兆円を配分したところでござります。

○春田委員 それでは本題の国債の窓口販売につ

いてお伺いしたいと思いますが、その概要について簡単に御説明いただきたいと思います。

○中村(泰)政府委員 郵便局におきまして国債等の販売を取り扱うことといたしましたこの法律案の概要でござりますが、まず郵便局におきまして国債等の募集の取り扱いをするということ、また、この募集取り扱いをいたしました国債等につきまして保護預かりもいたします、また、販売をいたしました国債等の元利金の支払いも郵便局で行います、そのほか、御購入いただきましたお客様の緊急な資金需要におこたえするという意味で、販売をいたしましてお客様の要望がございましたればその買い取りを郵便局でも行う、あるいはまた、その国債等を担保にいたしまして貸し付けもいたしますといったようなことがこの取り扱いの概要でござります。

○春田委員 大蔵省にお伺いしますけれども、今國債の消化は順調にいつておるのですか。

○坂本説明員 今御指摘のございました国債の消化状況でござりますけれども、この数年極めて順調に行われております。特に本年に入りまして金融情勢が緩和されましたので金利もどんどん低くして、それでもつて消化ができるという状況でございまして、消化面では一切不安がございません。

○春田委員 大蔵省にお伺いしますけれども、今國債の消化は順調にいつておるのですか。

○坂本説明員 今御指摘のございました国債の消化状況でござりますけれども、この数年極めて順調に行われております。特に本年に入りまして金融情勢が緩和されましたので金利もどんどん低くして、それでもつて消化ができるという状況でございまして、消化面では一切不安がございません。

以上でございます。

○春田委員 一時期は国債消化は大変だったのですけれども、最近の国債消化は極めて順調にいつておるという大蔵省のお答えでござります。そう

いた中で郵便局で国債の販売をするというのには、国民にとってどういうメリットがあるのか。

従来金融機関、例えば証券会社、銀行等でやつては、国民にとってどういうメリットがあるのか。商業でやっていくということでお答えますが、どういったメリットがあるのか、その理由をお聞かせいただきたい。

○中村(泰)政府委員 最近の金融緩和期におきましても、国債の消化が順調にいつておるというのはそのとおりでござります。

し、国債の消化状況を見ましても、機関投資家といいますか大口投資家の保有しているものが圧倒的でございまして、個人の保有割合というのはせいぜい一割程度でございます。一方、国民の立場からしましても、国債を保有したいという御希望を持つておられる方は大勢おられるわけでございまして、そういう意味では郵便局の全国に約二万の窓口で国債を販売するということは、個人の金融資産の選択の幅を広げるという意味で大変意義のあることだと思いますし、またやはり国債の安定的な消化といいますか、そのために広く国民に持つていただくということが円滑な安定的な消化のために必要ではないかというようなことを考えてみますと、郵便局での販売というのは私は大変意義のあることだというふうに認識をいたしております。

○春田委員 全国で二万カ所といふことでございますが、これは普通と特定郵便局が大体二万カ所だと思うのですが、それ以外に簡易郵便局がござりますね。これでは取り扱うのかどうかお聞きしたいと思います。

○春田委員 全国で二万カ所といふことでございますが、これは普通と特定郵便局が大体二万カ所だと思いますが、これは普通と特定郵便局が大体二万カ所だと思いますが、それ以外に簡易郵便局がござりますね。これでは取り扱うのかどうかお聞きしたいと思います。

○中村(泰)政府委員 国債の販売を担当するといふことになりますと、新たに証券知識を修得する

ことになりますが、それ以外に簡易郵便局がござりますね。これでは取り扱うのかどうかお聞きしたいと思います。

○春田委員 先ほどの局長の御答弁では、個人消化、いわゆる広く行き渡るためにこういったような郵便局の窓口販売をするという御答弁でござりますので、確かに対応等は大変だと思うのですが、いわゆる山間部、こういった簡易郵便局においても将来は考える必要があるのではないかと思つておりますけれども、今は無理だとしてしまつておられますけれども、将来の展望についてはどうお考えになりますか。

○春田委員 将来については云々といふ含みのある答弁でございましたけれども、これも検討課題と受け取つていいのですか。

○中村(泰)政府委員 国民、利用者のニーズと御要望等があれば、これは検討してまいらなくならないのじゃないかというふうに考えております。

○春田委員 六十二年度の国債の販売の規模は一兆円になつております。しかも販売の開始が十月一日からということでござりますから半年間しかないわけです。そういうことを考えた場合、六十三年以降についての国債の販売の規模はどうお考えになつておりますか。

等も十分勘案をいたしまして、将来の検討事項にいたしたいというふうに考えております。

○春田委員 それから、先ほどの局長の答弁の中では、個人消化促進の観点に立ち販売するとなつておられます、いわゆる企業等が申し込んだ場合はどうなるのか、企業には一切販売しないのかどうか、この点もお尋ねしておきたいと思います。

○中村(泰)政府委員 特に販売の対象者を制限しているわけではございませんので、法人の方がお買いになつても差し支えございません。

○春田委員 一回が五百万が限度でござりますから、五百万を限度として企業にも当然販売する、こう見ていいわけですね。

さらに、国債の販売方法につきましては、新発債のみで既發債はやらないということになつておりますが、その理由は何ですか。

○中村(泰)政府委員 既發債の販売を行つてゐることは、いわばディーリング業務を郵便局でやるかという話にもなるわけでございまして、将来の問題としてはいざ知らず、現在の段階ではまだそういう証券を販売するというようなことにつきまして、昭和二十六年までは取り扱っていたわけですが、その間随分途絶えておりますし、いろいろと習熟に努めなくちやならないといふふうに考えておりますので、現在のところ新発債だけの販売といふことに限つております。

○春田委員 将来については云々といふ含みのある答弁でございましたけれども、これも検討課題と受け取つていいのですか。

○中村(泰)政府委員 国民、利用者のニーズと御要望等があれば、これは検討してまいらなくならないのじゃないかというふうに考えております。

○春田委員 六十二年度の国債の販売の規模は一兆円になつております。しかも販売の開始が十月一日からということでござりますから半年間しかないわけです。そういうことを考えた場合、六十三年以降についての国債の販売の規模はどうお考えになつておりますか。

○中村(泰)政府委員 六十二年度に一兆円の販売を予定いたしましたのは、民間金融機関におきましす個人消化の割合でありますとか、郵便貯金の資金の吸収力といいますか、そういったものを勘案して算出をしたわけでございますけれども、六十三年度以降どうなるのかという点につきましては、各年度の要市中消化額あるいは民間の消化状況であるとかあるいは郵便局におきます販売実績等いろいろと総合的に勘案して、大蔵当局とも御相談してまいなくちやならぬというふうに考えております。

○春田委員 要は、国債のいわゆる大枠の消化の中で今後一兆円に必ずしもこだわらない、こう受け取つていいのですか。

○中村(泰)政府委員 必ずしも一兆円にこだわるといふことはございません。先ほど申し上げました

ように販売状況等あるいは市中での要消化額といいますか国債の販売額といいますか、そういう

つたもろのことを勘案しまして大蔵省と協議してまいりたいというふうに考えております。

○春田委員 ここに「残額の取得」というのがありますけれども、一兆円でございますと、半年間

の販売期間でございますが、郵政省としては今の

国債の消化が極めて順調であるという点からいつ

ますけれども、これは利付債につきましては八〇%

それから割引債につきましては六〇%とする予定

でございます。

○春田委員 さらに、利率は何%ぐらいにお考えになつておりますか。

○中村(泰)政府委員 担保貸し付けの利率につきましては、私ども、金融自由化対策資金のいわゆる資金調達コストあるいは貸付事務に要するコストであるとか、また金融自由化対策資金の運用と

して不利にならないような点を勘案しながら、同

時にまた民間の金融機関であるとか証券会社等の

利率も参考にさせていただいて、適切な利率を設定するよう考え方などはならないといふように考

えております。

○中村(泰)政府委員 現在の民間金融機関等の担

ついて随分心配する向きがあるわけでございます

が、民間と同じ率に合わせるというお考えはある

のですか。

○中村(泰)政府委員 先ほど申し上げましたよう

に、一兆円の算出根拠といふのは、民間におきま

す個人消化の実績であるとかあるいは郵便貯金の

資金吸収力といふようなものを参考にいたしました

てはじいたわけでございまして、私ども売れ残る

ということはないのじやないかといふように考

ておきます。

○春田委員 売れ残つたとしても一兆円の自主運

用があるわけでござりますから、これが買ひ取る

といふことであると思います。

○春田委員 売れ残つたとしても一兆円の販売を

さらに、担保貸し付け制度がござりますけれども、これについて若干の御説明をいただきたい

と思います。

○中村(泰)政府委員 郵便局で販売をいたしました国債等を担保にいたしまして、総額二百万円ま

でお客様の需要に応じてお貸しするという担保貸

し付けの制度を設けることとしたとしております。

○春田委員 貸付限度額は一人二百万でございま

すけれども、貸し付けの割合については、例えど

も、その辺はどうお考えになつておりますか。

○中村(泰)政府委員 いわゆる担保掛け目でござ

いますが、これは利付債につきましては八〇%、

それから割引債につきましては六〇%とする予定

でございます。

○春田委員 さらに、利

率は何%ぐらいにお考

えになつておりますか。

○中村(泰)政府委員 担保貸し付けの利率につきましては、私ども、金融自由化対策資金のいわゆる資金調達コストあるいは貸付事務に要するコストであるとか、また金融自由化対策資金の運用と

して不利にならないような点を勘案しながら、同

時にまた民間の金融機関であるとか証券会社等の

利率も参考にさせていただいて、適切な利率を設

定するよう考え方などはならないといふように考

えております。

○春田委員 大蔵省の方が御出席になつております

から局長も非常に慎重な御答弁でござりますけ

ども、さらに保護預かり制度というのが条項の

中でありますけれども、この保護預かり制度の管

理については十分なされていると思いますが、そ

の点、御見解をいただきたいのです。

○中村(泰)政府委員 郵便局で募集の取り扱いをいたしました国債等の証券につきましては、先ほどの御説明をいたしましたように、亡失や盜難の危険を防止する意味で保護預かりをいたすことについておきましたが、積極的に保護預かりを進めたいとしておりましたが、積極的に保護預かりを進めたいといふように考えております。また、外務員が保護預かり請求を受け付ける場合には申し込み時に限る、本券発行後にはそういった取り扱いができないといふように考えております。

○春田委員 なぜこの問題をあえてお尋ねしたか

といえば、毎年会計検査院が報告しておりますけれども、郵政省の不正事項の中でも郵便局の職員による不正行為が非常に多い。これが後を絶つて

ないのです。大臣も会計検査院の報告書を見れば

わかるとおり、必ず全国の至るところでそういう

不正が行われている、こういうことが報告され

ているわけでございます。

特に地方といいますか田舎に行つた場合には、

職員とお客様の信頼関係というの非常に強い

のです。特に御年配の方とか、また国債等非常に

わかりにくく問題について要するに職員に預け

り証券等の発行等あるうかと思いますが、職員の手

を経ないで直接本人の方に、できましたら毎月と

いいますか隨時報告書を、預つてお

りませんか直接本人に郵送するなり、何らかの方法でじか

に伝えることが必要でなかろうかと私は思つてお

りますが、その点どうお考えになりますか。

○中村(泰)政府委員 先生御指摘されましたとお

り、郵政職員三十万人、日常非常に金に縁の近い仕事をしております。郵便貯金もしかりでござりますが、簡易保険にしてもらそうでござりますし、

郵便の引き受け、送達にしても金にまつわってい

ます。郵便貯金も念には念を入れまして、そ

ういう意味では私ども念には念を入れまして、そ

ういった部内者による不正行為をなくするよう

取り組んでいかなければならぬというふうに思つております。

田舎に行きますと先生御指摘のように大変信用

がありまして、信頼をしていただくということは

非常に便利なことでもござりますし、私ども積極

的にサービスをしなさいというふうに勧めてもい

るわけでござりますが、同時に内部監査体制等を

十分に働くようなシステムにしまして、先生の御

心配のないよう取り組んでまいりたいといふ

うに考えております。

○春田委員 このいわゆる外務員を活用して国債

の販売というのをお考えになつておられるのですか。

○中村(泰)政府委員 先ほど申し上げましたように、国債等の販売につきましては、簡易郵便局を除きます約二万の為替貯金取扱郵便局で取り扱うこととしているところでございますけれども、この国債等の円滑な消化を図るという意味では、郵便局の窓口だけでなく、郵便貯金の外務員によります積極的な営業活動を通じまして広くお客様に利用していただくことも大切なことであるとういうふうに私ども考えております。そのためには、郵便貯金の外務員に対しまして十分証券知識を修得させて積極的な販売活動ができますようになります。またお客様との間のトラブルが起きないようそういう研修、訓練にも取り組んでまいりたいといふうに考えております。

○春田委員 外務員を活用すればするほど、先ほど言ったような心配事が出てくるわけでございますから、内部監査は当然として、そういった外務員の教育といいますか、こういったことにも力を入れていただきたい、こう思つておわけでございます。

さらに、郵便局は国債を組み込んだ新金融の商品の発売も考へているやい報道されておりますけれども、どんな内容のものか。これから検討されると思うのですが、大体の案というのはお考えになつておられるんじやないかと思いますけれども、その点どうでしようか。

○中村(泰)政府委員 先生御承知のように、民間金融機関におきましては、既に国債と定期預金を組み合わせるとか、あるいは金銭信託等を組み合わせをしてしまった高利回りの商品が売り出されているところでござりますけれども、私どもこれらは金利選好の高まる世の中におきまして、できるだけ新しい商品、新しいサービスを開発して取り組んでいかなくちやならぬというふうに考えておるところでございます。しかし、現在のところはまだ具体的な内容についてお話しのできるような段階でもございませんので、御了解をいただきたいといふうに思います。

○春田委員 税務調査は当然必要になつてくる、この点どうでしようか。

○中村(泰)政府委員 時間が参りましたので、最後に大臣に御決意なり御見解をお伺いしたいわけでございますが、いわゆる国債の郵便局の窓口販売につきましては、利子に課税がされるということになりますと、民間と同様の取り扱いになるということございます。

○春田委員 税務調査は当然必要になつてくる、この際、休憩いたします。

○深谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○伊藤(忠)委員 質問させていただきます。

○唐沢國務大臣 昨年の予算編成時には、伊藤先生からも貴重な御意見また御支援をいただきました。私も郵便貯金非課税制度存続のために努力をしてまいりましたが、先ほど御答弁申し上げました

てまいりましたが、先ほど御答弁申し上げましたような理由で、大局的見地に立つて決断をいたしました。これが郵政省のまた郵便局の長年の願いというものがかなつたわけでござりますけれども、いろいろ質問した段階でも問題がなきにしもあらずでございましたので、そういうことを十分検討しながらございましたが、税制改革に絡みましてマル優、売上税の扱いが与野党間で御承知のような合意がなされました。私たちとはその点では非常に喜んでおられるわけですが、お聞きをしたいのは、元来郵政省、もちろん頂点に立たれます大臣として、マル優制度の廃止についてはこれは存続を主張なさる、一貫してその立場で来られたのであると私たちは理解をしておりますし、私たちも議論を通じましてそういう立場を強く主張もしてきたわけでござります。与野党、政府・与

○伊藤(忠)委員 こだわるようでござりますが、

ゆる元利金の支払いにつきましては通常の郵便貯金への振替となつておりますが、伺いますところによりますと、通常貯金じやなくして定額の貯金の方にも入れていきたい、国債プラスそういうことでございまして、いずれにいたしましても国民の方ともお考えになつておられるやに伺つておるわけでございまして、いざれにいたしましても国民の皆さん方がプラスになるように喜ぶようなそういう商品開発に意欲を持って取り組んでいただきたいたい、こう思つておるわけでござります。

○中村(泰)政府委員 所得税法の改正の取り扱いにつきましては、従来どおりそれはいわゆる拒否権ねしますけれども、現在郵便局にはいわゆる税務調査は行われておりますね。ところが、今回三百五万が五百萬になるということで、その辺の税務調査については従来どおりそれをいわゆる拒否権をしていくというお考えになつておられるかどうか、お聞きしたいと思います。

○中村(泰)政府委員 従来どおりそれが大体一つの鉄則になつておりますが、マル優廃止になつた後の貯金の取り扱いという現在提案をいたしております法案の中では、利子に課税がされるということになりますと、民間と同様の取り扱いになることございます。

○春田委員 税務調査は当然必要になつてくる、この際、休憩いたしました。

○深谷委員長 この際、休憩いたします。

○伊藤(忠)委員 質問させていただきます。

○唐沢國務大臣 昨年の予算編成時には、伊藤先生からも貴重な御意見また御支援をいただきました。私も郵便貯金非課税制度存続のために努力をしてまいりましたが、先ほど御答弁申し上げました

てまいりましたが、先ほど御答弁申し上げましたような理由で、大局的見地に立つて決断をいたしました。これが郵政省のまた郵便局の長年の願いというものがかなつたわけでござりますけれども、いろいろ質問した段階でも問題がなきにしもあらずでございましたので、そういうことを十分検討しながらございましたが、税制改革に絡みましてマル優、売上税の扱いが与野党間で御承知のような合意がなされました。私たちとはその点では非常に喜んでおられるわけですが、お聞きをしたいのは、元来郵政省、もちろん頂点に立たれます大臣として、マル優制度の廃止についてはこれは存続を主張なさる、一貫してその立場で来られたのであると私たちは理解をしておりますし、私たちも議論を通じましてそういう立場を強く主張もしてきたわけでござります。与野党、政府・与

○伊藤(忠)委員 こだわるようでござりますが、

同じような形で議論がそういう場で、協議会の場で蒸し返されていくとは思いませんけれども、郵政省の立場、大臣の立場からするならば、現在のマル優の制度というのはこれは存続をさせていくというこの考え方には変わりがない、こういうふうに理解をしてよろしいかどうかですね、くどいようですがお聞きをしておきます。

○廣沢國務大臣 この問題は衆議院で先ほど申し上げましたように協議機関が設けられて、そこで御検討をいただくということになつておりますので、そういうときに政府からあれこれ申し上げるのは大変僭越でございます。私は大変謙虚な人間でございますので、これから御審議の成り行きを見守させていただくということでひとつ御了解をいただきたいと思う次第でございます。

○伊藤(忠)委員 確かに協議の場と政府の立場とは違いますからそれは私もよくわかるのですが、しかし、当事者でなくとも、政府として、郵政としてはどういう立場に立つかというのは重要なことです。

二つの問題ですが、郵貯事業のあり方と言つては素人の私が何か高邁な議論になるわけでは失礼なんですが、サービスの問題を含めて常々考えております。

やはり郵貯事業というのは、政府機関ではございませんが、サービスの問題を含めて常々考えております。そこで結論をどうのこうのということもございませんので、次の問題に移りたいと思いま

す。

ましてや郵貯の場合には、貯金総額の制限額が三百万、今回の法案では限度額が五百萬、こういうことも実は提起をされたのですが、このように繰り返しての三つのサービスとどうか、機能がより充実しなければならぬだろう、私はこういうふうに

二つの問題ですが、郵貯事業のあり方と言つては素人の私が何か高邁な議論になるわけでは失礼なんですが、サービスの問題を含めて常々考えております。そこで結論をどうのこうのいうこともございませんので、次の問題に移りたいと思いま

す。

三三百萬、今回も法案では限度額が五百萬、こういうことも実は提起をされたのですが、このように繰り返しての三つのサービスとどうか、機能がより充実しなければならぬだろう、私はこういうふうに

二つの問題ですが、郵貯事業のあり方と言つては素人の私が何か高邁な議論になるわけでは失礼なんですが、サービスの問題を含めて常々考えておりますが、サービスの問題を含めて常々考えております。

やはり郵貯事業というのは、政府機関ではございませんが、サービスの問題を含めて常々考えておりますが、サービスの問題を含めて常々考えております。

そこで御質問を申し上げますけれども、この貯金の種類です。商品と言われますけれども、これは郵貯の場合は法律で規制をされていると思う

のです。定期貯金だといろいろな種類といふのですが、国民の側からするならば非常に利用しやすいというか、国民に開かれた金融機関として存在をしなければいけませんし、利用者からはそういうことが強く求められている、私は郵貯事業といふものをそのように思つてゐるわけでござります。

それで、金融機関の機能というのは、俗にといひますか、平たく申し上げれば三つあるのではないか。一つは貯金のサービス、二つは貸し付

けのサービス、三つは送金、決済。最近では総合

の貸付けのメニューといひますか、そういう多様なサービスを開発してほしいという気持ちがあるのではないか、このように思うわけですか。このことについて郵政当局は、貸し付けサービスの拡大を将来どのように図ろうとお考えなのか、これを

二点目にお聞かせをいただきたいと思うわけでございます。

三点目の質問ですが、送金や決済サービスに係る、こういうことを利用者は強く望んでいるのではないか、このように思うわけですか。このことはないか、このように思つてございます。しかし、このところにおいて郵政当局は、貸し付けサービスの拡大は国民に開かれた金融機関としてそういうサービスを提供できるように、常に郵貯事業

スというものをより充実させていくという基本姿勢が重要なのではないか、このように私は思うわけでございます。ですから利用者にとってみれば、それが営業でやられているのか、あるいは民間でやられているのか、そんなことは余り関係ないと思うんですね。つまりどういうサービスを提供してくれるかということによって利用も多くの業でやられているのか、そんなことは余り関係ないと思うんですね。つまりどういうサービスを提供する、あるいは利用者が離れていく、こういうことを決めるんじゃなかろうかと思うのです。

ましてや郵貯の場合には、貯金総額の制限額が

三〇%に近い状態でネットワークが張られていると

いうふうに私たちもお聞きしております。しか

し、さらに一〇%に向けてこれから努力をされ

ることでしようし、ICカードを、総合口座の開設、充実と絡んでそういうものの計画が現実には

どの程度やられていて、これからはどのようにそ

れを発展させようとお考えなのか。

この三点を、一番初めに申し上げました機能の

問題も絡めまして郵政省の見解をお伺いしたい、

かのように思つてございます。

○中村(泰)政府委員 先生御指摘のとおり、郵便貯金の役割といたしましては、小口の貯蓄手段、

金融サービスというものを全国あまねく提供する

といふところに郵便貯金の最大の特徴があるわけ

でございまして、国営機関として個人金融サービスを公平にあまねく提供すべく、店舗も全国的に

展開しておりますし、そのサービスも均一の、で

きりだけ利用者に喜んでいただけるサービスを提

供いたしますところでございます。

そういう中で、金融サービスの三つの機能とい

いますか、一つは貯蓄機能、二つ目が負債管理とい

いいますか貸し付けのサービス、三つ目が送金・

決済手段の提供といふことの三つの機能を考え合わ

せてみると、貯蓄サービスの面では、郵便貯金

事業が国の事業であるという点に着目をいたしま

して、基本的なサービスであるところの貯金の種

類というのは郵便貯金法に法定をされていること

であります。民間の金融機関におきましてはそ

ういった法律による規制はございませんが、しか

し、大きく分けまして郵便局の通常貯金あるいは

定期性の貯金、積立貯金というようなものが、名前こそ違え民間でも大体同様なサービスが行われ

ているというのが実情でございます。しかし、このところにおいて郵政当局は、貸し付けサービスの拡大の郵便貯金の種類につきまして、これから金融自由化の進展いかんにもよりますけれども、だ

んだん自由化をされてくるというような中では、そういう情勢の変化に合わせて法定制のあり方

というようなものも検討していかなくてはならぬ

のではないかという感じがいたします。

それから、二番目の貸し付けサービスでござい

ますが、これは民間の金融機関には非常に大きな機能でございまして、この貸し付けの機能が郵便

機能でございまして、この貸し付けの機能が郵便

局にはいわゆる定期性の貯金を担保にいたしましたゆうゆうローンの仕組みがあるわけ

ではありませんけれども、これも今御審議をいた

ております郵便貯金法の一部改正の中におきまし

て、百万円の限度額を二百万円に引き上げるとい

うことを御提案をし、御審議をいたしているわ

けでございますが、そういった定期性の貯金を担保にしたゆうゆうローンの拡充というような点に

つきまして、お客様のニーズに合わせ、あるいはまた民間金融機関の動向等も兼ね合わせながら

ございませんけれども、これも今御審議をいた

ております郵便貯金法の一部改正の中におきまし

て、百万円の限度額を二百万円に引き上げるとい

うことを御提案をし、御審議をいたしているわ

けでございまして、この点にお聞かせをいたさ

りたいと思います。

それ以外にもっと貸し付けのサービス機能を充

実させるべきじゃないかというような御提案かと

思いますが、そういった定期性の貯金以外に何か

担保をとることによつて郵便貯金の利用者にもも

つと貸し付け機能の充実が困難ないかというよう

な点は、これから将来の検討課題であるうと私は

思います。ただ、債権の保全等、あるいは貸し

付けの審査をどうやっていくかというようなこと

につきましては大変難しい面がございますので、

そういう点につきましてはこれからのお客様のニ

ーズ等を踏まえながら慎重な検討が必要ではないかというふうに考えております。

それから三番目の送金・決済手段の充実という

点につきましては、郵便貯金のオンラインシステ

ムを五十九年の三月に全国のネットワークを完成いたしまして、我々は、その大きな資産であるところのネットワークの機能というものをより充実させて預金者のサービス向上に努めていきたいとおもふに考へておるわけでござりますが、先生の御提案がありましたICカードの利用等につきましても、今年度から一部地域におきまして実験にも取り組んでいただきたいというようことで予算計上もいたしておりますし、またICカードの利用につきまして検討を続いているところでござります。

○伊藤(忠)委員 郵貯資金の自主運用のことについて少し御質問申し上げます。

これは言うまでもなく、従来の財政投融資制度、大蔵が一手に握っていたものを分権される、あるいは多角的に運用をやるという方向に改革をする意味で一つの大きなインパクト、突破口を開くものだ、こういうふうに私は評価をしているわけでござります。ただ見方によつては、郵貯特会の收支状況なんかを見ますと、高金利時代といふのはどうしたって逆ぎや現象が起きて收支内容が赤字、最近に至りまして低金利時代を迎えておりますので、数字の点で私たちも見させていただきますと最近はどうにかやつておけるのかな、こういう感じを持つわけですが、見方によつては自主運用を要求するそのスタンスが、二つの見方があるのじやないかと思う。

一つは今私が申し上げたように、これは第二の国鉄のような状況に追い込まれるのではないかとか、だから自主運用を要求するのだという面が強くなる、そういう感じ方もあります。しかし冒頭申し上げましたとおり、そうではなくて、現在一手に管理をされてきました財政投融資の資金を、

もともとこちらから行つていたものを大蔵を経由しないで自主的に運用していく、そういう時代をいたしまして、やはり迎えているのじやなかろうか、こういう見方だつてあると思うわけです。もちろんこれは二つの要素が絡まつて、しかも、今回審議をしているわけですが、これがまたマル優の問題と絡んだ格好で出てきたものですからさきまでの印象を考えているようと思うわけですが、いずれにして格好で出たものですが、いざれにして私はこのよう思うわけですが、いざれにして私はこのよう思つた馬鹿な時代になつたのです。一方で税制改革が絡んで、時期がたまたまそくなつて、あらぬ誤解が出たり何か色眼鏡で見られるということになつたのを意識あるものに、大臣おっしゃいましたように何事も小さく産んで大きく育てる、こういう意味からすれば非常に意義あることではなかろうか、私はこのよう思つています。ただ時期は、まあこういうときにぶつかつたわけですが、従来から一貫してこの問題は郵政省としても主張されてきて、たまたま今回こういう時期に実ることになるのだ、このよう考へてよろしいのかどうか、その辺をひとつお聞かせいただきたい、こう思つたのです。

○中村(泰)政府委員 郵便貯金資金のいわゆる自主運用の問題につきましては、昨年の税制改正の議論と時を同じくしてこの大綱が決定したというふうなことで大変誤解もあるわけであります。利子非課税制の問題につきましては、それはいわば税制改革の大きな改正の一環として我々としているわけでござります。ただ見方によつては、郵貯特会の収支状況なんかを見ますと、高金利時代といふのはどうしたって逆ぎや現象が起きて収支内容が赤字、最近に至りまして低金利時代を迎えておりますので、数字の点で私たちも見させていただきますと最近はどうにかやつておけるのかな、こういう感じを持つわけですが、見方によつては自主運用を要求するそのスタンスが、二つの見方があるのじやないかと思う。

一つは今私が申し上げたように、これは第二の国鉄のような状況に追い込まれるのではないかとか、だから自主運用を要求するのだという面が強くなる、そういう感じ方もあります。しかし冒頭申し上げましたとおり、そうではなくて、現在一手に管理をされてきました財政投融資の資金を、

実現させていたくことが郵便貯金の利用者の利益の増進のためにも絶対に必要不可欠であるということで御審議をお願いしているところでござります。

○伊藤(忠)委員 御答弁いただきましたとおり、郵政省としては従来からそういう考え方で主張なさつておみえになつた。一方で税制改革が絡んで、時期がたまたまそくなつて、あらぬ誤解が出たり何か色眼鏡で見られるということになつたのでは、私は問題が正しく理解されないことになると思いますから、それはこれからも自主運用を活用される過程だと、これから事業を運営なさるその過程などを通じて、主張すべきことは堂々と言つていただいた方がかえつていいじゃないか、私はこうだと思うのです。町の郵便局にお金を預けた方が、自分の住む町づくりのためにそのお金が役立つて、こういう形で感じたときに本当に国民のための郵便局、利用者のための郵便局という実感がわいてくるのじやなかろうか。これはもともと財政金融のあり方については私たちも意見を持っておりまして、そういうことが国の税制改革あるいは諸問題などの議論でも余りやられないわけですね。そういう点について私自身も非常に強い意見を持つておる一人でござりますし、ぜひともそういう点を要望申し上げたいと思うわけでござります。

関連しますけれども、この政策金融のあり方の問題を論じるといいますよりも、この自主運用の求められているところのもの、あるいはその意義、こういうことに関連をさせながら質問をさせていただきたいたいと思うわけでござりますけれども、とりわけ金融、金利の自由化が激しく進むと表現しても決して間違いでないような情勢下に今立たされているわけでして、そういう状況下で従来のような政策金融のやり方だけで乗り切つておけるのかどうか。これはもう大臣、金融関係で大ベテランでございましてあれなのでされども、私はやはりそういうふうに思うわけでござります。

とりわけ、地方分権あるいは今日内外から強く求められております内需拡大を実行しなければいけない、こういう状況にありますだけに、今回の問題でござりますし、また当委員会でもその実現するようにはこれを積極的に活用していく、拡大を図つていくといふことが望まれるのではないかろうか、こう私は思つてございます。

○中村(泰)政府委員 簡保資金の運用につきましては、そこでお聞きしたいのですが、簡保資金というのはこれまで貸し付けられているわけですが、それとも、これまで貸し付けする場合の窓口、扱う事務は地方でおやりになつてなくて本省あたりに役立てていくという場面でもそういう格好でertzするような具体的なアプローチというのが例えのことですけれども、私はこのように思つたがつていくのではなくらうかと思うのです。ですから、今回の自主運用でも地方債に役立てて申しあげましたように、地方公共団体の起債に役立てていくという場面でもそういう格好でertzするようになりますが、今例といたしまして、この自主運用の問題とは全く別個の問題でござります。

郵貯資金の自主運用につきましては、金融自由化の進展に対応していくためには、貯金の金利の面だけの自由化では、運用の面における自由化といいますか市場金利を反映したようなシステムをつくるないと健全な経営の確保が難しくなるといふことで、従来から郵政省としては要求をしていました問題でござりますし、また当委員会でもその実現方、決議もいただいていた問題でござります。

したがいまして私どもとしましては、しばしば申し上げておりますように、これから自由化に対する対応するためには、ぜひともこういった制度改正を

保資金の地方公共団体に対する貸付事務というのは各地方郵政局に運用課がございまして、窓口は郵便局を通じて申し込んでいただいたりあるいは貸付金が受け取れるようになつてゐると思いますけれども、その事務は地方郵政局の運用課が担当しているという現状でございます。

○伊藤(忠)委員 今回の自主運用になりまして、窓口は今お答えいただきたいよな簡保の例に倣つてそれに対処されるのか、それとも、これはもちろん権限、分限の問題もあるのでしょうか、もつとずっと下の方におりていくのか、大体簡保と同じような方法でやられていくのか、その辺は具体的にどうなのですか。

○中村(泰)政府委員 郵貯資金の運用につきましては、地方公共団体等に対する直接的な資金の貸付けという業務はございませんで、地方債を購入するという債券の購入による運用を行うことになつております。したがいまして、その運用の体制といふものも本省が中心でございまして、本省の中に資金運用課を設けまして、そこで一元的に国債とか地方債とかそれの証券の購入、売買といったよなことで資金運用を図りたいという仕組みになつておるわけでございます。

○伊藤忠委員 そうすると、その窓口は郵政局になるのですか。それも本省で皆扱うのですか。

○中村(泰)政府委員 窓口も本省で取り扱うようにいたしております。

○伊藤忠委員 資金運用のやり方でそれで不便が起こらないらしいのですけれども、これから実態に即して実際にやつていく中で検討いただけます。その辺は推移を見守りたい、かように思つておるわけでございます。

次に、大臣にお伺いを申し上げたいのですが、この自主運用枠の二分の一は新規国債の引き受けに充當すること、そういうふうに義務づけられているわけですけれども、出発に当たつてはやむを得ないのかもしれませんけれども、自主運用の枠を広げていくという点からするならばそういう枠

を外す、枠をふやしていく、拡大を図るということがふさわしいのではないか、このように思うわけですが、その点についての御見解というのですか、今後の努力について姿勢を伺いたい、かよう思つていただかないと全体の情勢はなかなか動いていかないのじゃないか、私はこう思うわけです。ですから、今まで一貫して努力をなさつておみえですけれども、一日も早く小口預金の金利の自由化、これの実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい、こういうことを大臣に強く要望申し上げたいと思うのです。ひとつ御答弁をいただけますと、國債は二月現在で二十一兆円、それに対しまして地方債は二兆円、また六十二年二月末残高ベースで見ましても、國債は百四十三兆円、地方債は二十一兆円というように、規模が随分違つわけでございます。そういう市場の規模に着目をいたしまして、新規国債の引き受けに二分の一を充てるというふうに内部的に決めているわけでございます。

○伊藤忠委員 そのことは私もわかっているのですが、私は今後のことについて、取り組んでいただく考え方はどうなんでございましょう、このように質問を申し上げたわけでございます。

○中村(泰)政府委員 将来の運用規模の拡大という面につきましては、私ども十分運用の実績等を勘案しまして、また先生の御趣旨も踏まえまして、地方選元の意味も十分念頭に置きつつ運用範囲の拡大というよな問題に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○伊藤忠委員 最後の問題になりますが、預貯金利の問題について、これは大臣に先頭に立つたい、先生のおっしゃる方向でできるだけの努力をさせていただくつもりでございます。

○伊藤忠委員 どうもありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○深谷委員長 田並胤明君、

す。

午前中からどうも大臣の方に最初質問がいくのですが、今度の郵便貯金法の改正あるいは國債の郵政官署における販売の問題、これらについて從

型が、そういう志向が強まつていますけれども、なかなかそれを満たしていないということなので、これはやはり金融機関全体でその力を發揮していただきのでしようけれども、郵政主導型でやつていただかないと全体の情勢はなかなか動いていかないのじゃないか、私はこう思うわけです。ですから、今まで一貫して努力をなさつておみえですけれども、一日も早く小口預金の金利の自由化、これの実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい、こういうことを大臣に強く要望申し上げたいと思うのです。ひとつ御答弁をいただけますと、國債の販売であるとか、これを推進するべきであります。こういう主張をしてきたわけですが、どうもマル優の廢止と絡めて今度の問題が当初出されたということについて私ども非常に疑念を持ちまして、郵政省の姿勢そのものがちょっとおかしいんじゃないかという感じを非常に強くしたわけなんです。

というのは、昨年の十一月二十六日の通信委員会において大臣が考え方を述べました。その中で、郵貯が今まで伸びてきたのは、一つには職員の努力と非課税制度、これが車の両輪で郵便貯金の今日ですと、大口の定期とかMMCとかCDとか、こういうところは非常に大事にされるのですが、私は小口貯蓄こそ大事にすべきだという考え方を持っておりまして、先ほど申し上げたのですが、第五次の公定歩合引き下げのときも、小口貯金については、規制下にあって極めて低い水準に置かれております。郵政省といたしましてはこのようないふうに考えております。

そういふことで、まだまだ小口預貯金金利につきましては、規制下にあって極めて低い水準に置かれております。郵政省といたしましてはこのようないふうに考えております。

それからわざか十日かそこらだった時点で、十二月五日に、もちろんいろいろ政治的な絡みがあるということはわかりますが、政府と党の合意で、残念ながら「郵便貯金非課税制度の改定に全力の努力を傾注していきたい、こういうお話をされたのが昨年の十一月二十六日でございました。

それからわざか十日かそこらだった時点で、十二月五日に、もちろんいろいろ政治的な絡みがあるということはわかりますが、政府と党の合意の中で、残念ながら「郵便貯金非課税制度の改定に際しての政府・党合意」ということで、非課税貯蓄制度を廃止するのに伴つて、今言つた自主運用とか限度額の引き上げであるとか國債の販売とつかれていますね。もちろん同じ通信委員会の先生方、自民党的先生方の中でもそれに對してはかなり強硬に自民党的内部でいろいろとやりとりをしました。これは聞いておりますし、またそのことに對しては敬意を表するわけがありますが、結論と

してこのようになってしまったわけあります。

そこで、同じような答弁を聞いてもなんですが、郵政審議会の答申を大臣としてはどういうふうに受けとめているんだろうか。というのは、重要な事項について郵政審議会に諮問をして建議を受ける、その建議を受けたものを答申というのでしょうけれども、答申について從来から郵政省は非常に尊重してきた、またそのための審議会なんですから尊重しなければいけないのですね。その審議会ですら、昨年の十月十六日に「郵便貯金の利子非課税制度の在り方」ということで、大きく四つほど答申をしていらっしゃるわけです。中身は申し上げませんが、とにかく從来の郵便貯金の利子非課税制度の持つ意味からしてこれは断固堅持するべきである。こういうような答申が提出されているわけですよ。もちろんそれを受けた大臣も、私が先ほど申し上げましたように、郵政審議会の答申の趣旨を踏まえて今後とも利子非課税については最大限守る努力をしていきます、こういう回答をされたのでしようが、どうも都合のいいときは答申を守って、ちょっと都合が悪くなつたら守らないといふのは審議会の意味もないし、また審議会に対して大変失礼になるのじゃないか、こんな気がするのです。今まで答申を守らなかつた例というのには余りないんじゃないかな。過去の歴史を見ても、このことに限つてだけはどうも審議会の答申はどちらかといえば完全に踏みにじられた。これはゆゆしい問題だと思うのですね。審議会が抗議したのかどうかわかりませんけれども、私がもし審議会の委員だとすれば非常に問題であるといふに抗議をすると思うのですよ。

その辺のことについてまず大臣の御所見を、非常に皮肉っぽい質問で申しわけないのでですが、そう簡単に、国会で答弁されたことがわずか十日くらいでがらっと変わることになりますと、何のためにこの委員会で我々が審議をしていなければならぬのだろうか、我々の審議そのものに対しても非常に重大な侮辱だというふうに私たち

は思うのです。その辺について大臣の所見をまずお聞きをしておきたいと思います。が、郵政審議会の答申を大臣としてはどういうふうに受けとめているんだろうか。というのは、重要な事項について郵政審議会に諮問をして建議を受ける、その建議を受けたものを答申というのでしょうけれども、答申について從来から郵政省は非常に尊重してきた、またそのための審議会なんですから尊重しなければいけないのですね。その審議会ですら、昨年の十月十六日に「郵便貯金の利子非課税制度の在り方」ということで、大きく四つほど答申をしていらっしゃるわけです。中身は申し上げませんが、とにかく從来の郵便貯金の利子非課税制度の持つ意味からしてこれは断固堅持するべきである。こういうような答申が提出されているわけですよ。もちろんそれを受けた大臣も、私が先ほど申し上げましたように、郵便貯金の利子非課税制度の在り方」ということで、これが今回認められておるということで、これまで、これが今回認められたわけですが、まず第一に国債窓販とか自主運用とか限度額の引き上げ、これは先生方から昔から御要望のあつた点でございまして、これが今回認められておるということで、これまで、これが今回認められたわけですが、まず第一に国債窓販とか自主運用とか限度額の引き上げ、これは

○唐沢國務大臣 田並先生いろいろ専門的な立場で御質問い合わせですが、まず第一に国債窓販とか自主運用とか限度額の引き上げ、これは先生方から昔から御要望のあつた点でございまして、これが今回認められておるということで、これまで、これが今回認められたわけですが、まず第一に国債窓販とか自主運用とか限度額の引き上げ、これは、どうもマル優の廃止と絡めて限度額の引き上げがされそうな状態に今なっていますね。本来でござれば、三百萬が五百萬に法律が決まつたらすぐ実施をしてもらいたいというのが国民の要望なんですが、施行期日は政令に任せるということになりますし、また記者会見でもはつきり申し上げております。

それから、郵政審議会の先生には平素いろいろ御指導をいただいておりまして感謝を申し上げておりますが、今まで懸案であったこれらの問題と税制の問題が同時に決着をしたということでおるのですが、たまたま政府・与党の合意がなされましたときは、今まで懸案であつたこれらの問題と税制の問題が同時に決着をしたということでおるのですが、たまたま政府・与党の合意がなされたときには、今まで懸案であつたこれらの問題と税制の問題が同時に決着をしたということでおるのですが、たまたま政府・与党の合意がなされたときには、今まで懸案であつたこれらの問題と税制の問題が同時に決着をしたということでおるのですが、たまたま政府・与党の合意がなされたときには、今まで懸案であつたこれらの問題と税制の問題が同時に決着をしたということでおるのですが、たまたま政府・与党の合意がなされたときには、今まで懸案であつたこれらの問題と税制の問題が同時に決着をした

ばならないこともあると思うのですよ。したがつて、ぜひそれは十分に尊重されるようひとつ強く要請をしておきたいと思います。

そこで、今度の郵便貯金法の改正について、国債窓販も含めて幾つか疑点があります。その一つは、どうもマル優の廃止と絡めて限度額の引き上げがされそうな状態に今なっていますね。本来でござれば、三百萬が五百萬に法律が決まつたらすぐ実施をしてもらいたいというのが国民の要望なんですが、施行期日は政令に任せるということになつてきますと――この三百万を五百萬にするというのはマル優の廃止とは全然関係なく、現在の最高限度額の三百万というのは昭和四十八年十二月に定められたわけですね。これから計算してかれこれ十三年半ぐらいたつわけでありますから、昨今の経済情勢の変動だとあるいはその後の国民所得の向上だとかいうものから考えますと、三百万が果たして少額貯蓄と言えるのかどうか。國民一人当たりの貯蓄平均額から見ても、三百万を五百萬にするというのは現在ではごく当たり前のことになつてゐるのではないか、このように思うのですが、この辺は局長どう思ひますか。

○中村泰政府委員 郵便貯金の総額制限の三百万円を五百萬円に引き上げるという点についてでございますが、先生御指摘のように郵便貯金の総額制限額が百五十万から三百万円に引き上げられたのは昭和四十八年十二月でござります。それ以来今日まで十四年近く据え置きされていましたが、その間に無用な資金シフトが起こつてくる。金融秩序を維持する面からも問題が生ずるというところで、そういうバランスに配慮しまして施行日を十月一日といたしておるところでございます。

○田並委員 今の大臣の答弁ではちょっと納得できませんでしたけれども、時間の関係がありまして、かなり数多く質問したいのですから次に移らせて御要望の強い所得税減税を含めた税制の抜本改革の中において大局的な見地から判断をしたわけでござります。ただ、今先生御指摘の税制問題につきましては、先ほど申し上げておりますように、先生方の御努力で非常に例外を広く認めていたいた、大部分当初の率よりは広げていただいたということもありますし、それよりも何よりも、非常に国民の御努力で非常に例外を広く認めていたいた、大臣の率よりは広げていただいたということもござりますが、それよりも何よりも、非常に国民の御要望の強い所得税減税を含めた税制の抜本改革の中において大局的な見地から判断をしたわけでござります。

○中村泰政府委員 今回の郵便貯金法の一部を改正する法律案の実施時期は原則的に四月一日といたしますが、以後税制改革の問題は本院に設けられることになっておるわけでござります。

これは、今後税制改革の問題は本院に設けられることになっておるわけでござります。が、預入限度額の引き上げは、従来からいつまで実施をしてもらいたいというのが国民の要望なんですが、施行期日は政令に任せるということになつてきますと――この三百万を五百萬にするというのはマル優の廃止とは全然関係なく、現在の最高限度額の三百万というのは昭和四十八年十二月に定められたわけですね。これから計算してかれこれ十三年半ぐらいたつわけでありますから、昨今の経済情勢の変動だとあるいはその後の国民所得の向上だとかいうものから考えますと、三百万が果たして少額貯蓄と言えるのかどうか。國民一人当たりの貯蓄平均額から見ても、三百万を五百萬にするというのは現在ではごく当たり前のことになつてゐるのではないか、この辺は局長どう思ひますか。

○中村泰政府委員 今回の郵便貯金法の一部を改正する法律案の実施時期は原則的に四月一日といたしますが、以後税制改革の問題は本院に設けられることになっておるわけでござります。

五百万にするための法律改正だ、こういうことはないわけでしょう。

らいで、その中でどのくらい影響が出てくるのか、それを今後どういうふうにカバーをしようとするのか。もちろん自主運用とか国債窓販あるいは新しい商品の開発とか、いろいろな努力をされてそれを乗り越えなければならないことなんでしょうね。しかし、それらを含めて、今申し上げた点について貯金局長の考え方をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○中村(泰)政府委員 三月七日に資金運用部資金法の改正に伴いまして従来の預託利率が六・〇五から五・二〇%に引き下げられたところでございますが、この利率の適用を受けます郵便貯金資金の額は、六十二年度では新規の増加目標額でござります七兆九千億、それから同時に、六十二年度に預託期間の七年間が満期になつて返つてくる、それをまた再預託する、それが約十兆一千億あるのですから、合計約十八兆円の預託が六・〇五から五・二%に下がるということでございまして、それによる六十二年度の減収は約八百億円ということです。

この資金運用部資金法の改正に伴いましてこのたび預託利率が下がつたわけでございますが、一方郵便貯金の金利自体も昨年二月、三月、五月、昨年以来既に五回下がつてあるわけでございまして、改正前の資金運用部資金法によりますと最低六%という下限に張りついてしまいました。昨年の五月及び十一月に郵便貯金の金利を引き下げたことに伴いまして、預託利率の方は資金運用部資金で保証されております六%の下限に張りついてしまつて、それで六・〇五がずっと三月まで維持をされていた、そういうことで、資金運用部資金法の改正に伴いまして三月七日に五・二%に下がつたということでございますから、郵便貯金事業への影響といふ意味では、預託利率と金利との利差がござりますので、それほど経営的な影響はない実態にございます。

○田並委員 はい、わかりました。

次に、郵貯事業の経営状況についてお伺いをしたいのですが、金利の引き続く低下の中で、かな

り郵貯資金のシフトが起きているという話をいろいろ聞きますし、実態的に見ても現場の郵便貯金を扱っている職員の方に聞いてみても、かなり厳しい。それでは年度別に目標がありますが、その目標を達成をしているところもありますけれども、なかなか純増が確保できない、こういう話も聞いて貯金局長の考え方をひとつお聞かせいただけます。

したがつて、六十一年度の郵貯の増加状況がどういうふうになつてゐるのか、あるいは本年四月も過ぎましたから、四月一ヶ月間ににおける増加状況は昨年と比較をしてみてどういう状態になつているのだろうか。相対的に見て恐らく純増が激減をしているよう気がするのですが、今後の郵貯事業の経営の安定のための対策として、いろいろ新しい金融商品を開発されている、努力もされてゐるようですが、これらがどういう方向で今進みつつあるのか等々、含めてひとつお聞かせを願いたいと思うのです。

○中村(泰)政府委員 最近の郵便貯金の増加状況でござります。

最初に六十一年度の郵便貯金の増加状況がどうであったかということでございますが、郵便貯金の預入から払い出しの額を引きましてわざわざ方郵便貯金の金利自体も昨年二月、三月、五月、増加額といふ、この純増額は、昭和五十三年度以降、利率が最高になりました昭和五十五年度を除きまして、毎年度下がつていつて傾向にあるわけです。特に昭和六十一年度の郵便貯金の増加の状況は極めて低調でございまして、純増額は一兆一千百七十五億円、対前年度比で三九%という低さになつております。

それから本年四月の郵便貯金の純増の状況でござりますが、これは八百七十二億の純減といふことで、マイナスということです。

四月、年度当初の四月の各年度の実績から見ますと、一千億前後の純増が見込まれていたわけではありませんけれども、六十一年の四月は八百七十二億

るという面がございまして、これは民間の定期性の預金についてもそういう傾向が見られるわけだと思いますが、具体的に実際の販売を開始をするくといふような、いわば金利選好の高まりによる行動といふものも一つあろうと思います。それからもう一つの点は、景気の低迷による個人の可処分所得の伸び悩みといふようなことが背景に考えられるのではないかというふうに私ども考えております。

こういう低金利がいつまで続くのかという点については、これは大変見通しの難しいことでござりますけれども、しかしそういう時代に遭遇していることとあわせて、大口預金の金利の自由化がどんどん進んでいくといふことを兼ね合わせてみると、小口預金の金利の自由化にも積極的に取り組んで、できるだけ預金者に市場金利の反映した、市場実勢の反映した金利が享受できるような状況を一日も早くつくらなくてはならぬのじやないかというふうに私ども考えております。

そういう小口の金利の自由化に積極的に取り組むと同時に、また郵便貯金の分野におきましてもつと制度改善を図りまして、今回御審議いただきおりますいろいろな金融商品、国債等を売るとかあるのは自主運用の道を開くとか、そういう制度改善もあわせて取り組んでいきまして、新しい商品とかサービスの開発に取り組んでいくといふことが大切であるというふうに考えております。

○田並委員 現在の郵貯事業の経営状況というのは決して先行き楽観できないような状態があると思うのですね。ですからそういう意味で、今局長言われたように、自主運用の拡大の問題であると

か、あるいは金利自由化に対応した新しい商品の開発であるとかあるいはいろいろ組み合わせにありますけれども、こういう低調な原因の一因は、やはり超水準の金利というものが一つ考へられると思いますが、そのほかに、個人の金融資産というのもだんだんふえてまいっております。そうするとどうしても、ハイリスク・ハイリターンといいますか、少々リスクはあるとしてもやはり配当の大きいもの、利率の大きいものというようなものに移っていく、証券のたぐいに移つてくといふような、いわば金利選好の高まりによる行動といふものも一つあろうと思います。それからもう一つの点は、景気の低迷による個人の可処分所得の伸び悩みといふようなことが背景に考えられるのではないかというふうに私ども考えております。

そこで、ちょっと時間の関係がありますので、国債の販売の問題についてお聞きをしたいのです

が、これは販売の実施時期はいつに置かれているのですか。施行期日は十月一日ということになりますが、具体的に実際の販売を開始をする時期ですね、その辺はどうなんでしょう。

○中村(泰)政府委員 私ども、十月一日から六十三年十二月三十一日までの間に国債もしくは地方債、押入れ公債の利子の非課税」というのがあるのですね。少額公債の利子の非課税、要するに個人が証券業者または金融機関において六十一年の一月一日から六十三年十二月三十一日までの間に国債もしくは地方債、押入れ公債と言つてあるのですね。少額公債の利子の購入した場合は、その利子には所得税を課さない。この少額公債の額といふのは三百萬ですね。これは郵政官署で販売する国債等については適用を受けないことになるのでしょうか。どうなんでしょうか。

○中村(泰)政府委員 政府が提案をいたしております税制改正の法案につきましては、今後本院の協議機関の協議にゆだねることになつておりますので、その税制の行方といふ特別マル優の関係があるわけでございますが、少なくとも現状にございましては、この租税特別措置法に言ういわゆる特別マル優の適用は郵便局の販売する国債には適用がない状態になつております。したがつて、今後の税制の動きがどうなるのか、それを十分私ども見守つていきたいというふうに考えております。

○田並委員 税制改正の方はこれから与野党協議で始まるわけありますが、いつごろそれが結論

が出るか、ちょっと私どもとても想像がつかないのです。政府の方はなるべく早くと言葉し、私ももはもつとじっくり腰を落ちつけて國民の皆さんいろいろな意見を聞きながらやるべきである、こういうことですから、ことしの十月一日に間に合うような状態でこれらが解決するとはとても思えないんですね。そうすると、銀行や証券会社が売る国債、地方債には三百万までは利子に税金がかからない、もちろん、それ以上はかかるわけがありますが。そして郵便局で売る国債については利子に税金がかかるということになると、どうも私が買う場合でも、それじゃやはり利子に税金がかからない方を買うよということになるだろうと思うのです。ちょっとこれは不公平な感じがするんですよ。不公平税制じゃないですかとも、同じものを銀行なり証券会社で買えば三百万円までは利子に税金がかかるない、ところが郵便局で買うものには三百万についても税金がかかる。これはここで審議するのがいいのかどうかは別として、租税特別措置法をとりあえず改正させてもらわないと公正競争にならないんじゃないだろうか、こういう気がしてならないんですね。

先ほどの伊藤委員の質問等についても、一生懸命販売に努力をする、あるいは今の局長の答弁のとおり、十二月の年末にボーナスもそれなりに勤労者の皆さんに入ってくる、それを目がけて売ろう、こういう心構え、決意はよろしいのですけれども、相当宣伝されますね。こっちの水は甘いよ、あっちの水は辛いぞ。郵便局で買うと税金がかからけれどもうちの方で買えばかからないよ、こんな宣伝をされたら、せつかく一兆円の国債を郵便局の窓口で売ろうと思つてもそれが売れない。売れ残ったのは今度は資金運用部の例の自主運用の分で一応買い取つておく、こういう結果になつてくると思うのです。もちろん全然買わないわけじゃないのでしようけれども、そういうことになる、郵便局の窓口で売る国債を郵政省が引き取る、それも自主運用の中の一つなんだということで計算されれば、自主運用の枠というのが、国債

を買うのも自主運用なんですが、ただ、それによってかなり限られた運用になつてしまつようになります。その辺はどうなんでしょうかね。これは大臣に聞いたらしいのかどうか。だから、実際に同じ国債でも、買ったところによつて三百万まで利子に税金がかかるところとかからないところと、こういうおかしなものが出てしまつわけですね。これは法律改正をして、とりあえずは銀行とか証券会社が売るのと同じように、三百万までの少額公債については利子非課税の扱いをとらせないといけないのではないかという気がするのですが、いかがなものでしょうか。

#### ○中村(農)政府委員

いずれにしましても税制改正の帰趨がどうなるかとともに関連していくわけであります、仮に民間だけに特別マル優が適用されて、結果的に民間との間に不均衡が生ずるといったような場合におきましての具体的な販売方法につきましては、私ども慎重に検討しているわけですが、いまならぬといふうには考えておりますが、いざにしましても現時点におきましては、まず利用者の皆さんへの要望の強い、郵便局の窓口において国債の販売ができる制度を速やかに整備することが急務であろうと考えておりますので、ぜひとも本法律案の速やかな成立をお願いしたいと考えております。

#### ○田並委員

法律の制定は長い間の懸案ですか

どちらも、私ども当然早く、速やかに通して実施に移してもらいたいという気持ちがあるのです。ただ、買う側からすると、そういう問題が出てきたときに、制度ができました、実施になりました、

しゃうか、不均衡というのでしょうか、それらの問題について、これはひとつ心して大蔵省とも十分折衝してほしい、このようだ強く要請をしておきたいと思います。

それで、次に自主運用の関係でちょっと聞きたいと思うのです。

先ほどもちょっと質問に出ましたが、郵便資金の総額から見て、あるいは今後の経済情勢の変動とか自主運用の拡大という動きから見て、自主運用の額の妥当性の問題ですね。大体今度の十五兆、最高十五兆になるというのは昭和六十六年ですか、六十六年度十五兆。そのときの郵便貯金の総額が百五十兆ぐらいになるだろう、それの一〇

%、大体こういう計算で今度の十五兆というのが大蔵省と郵政省の間で決められたという話を聞いているのですが、郵便貯金総額の一〇%というのが妥当なのかどうか。もちろん財投資金にも郵便資金というはあるわけですから、国の制度融資、政策金融、こういうものから判断をしてみて、当然郵便貯金がその大宗を占めているといふことは変わりがありませんので、またそのゆえをもって郵政省が貯金事業をやっているというその根柢にもなつてゐるわけですから、何割が妥当であるかということはなかなか難しいとは思うのですが、私たちからすれば最低でも三割ぐらいは郵政省が自主運用できるようにするべきではないか。最低でもです。

しかも、先ほど伊藤委員が言われたように、簡保資金が行つてゐるよう、地方自治体が行う学校建設とか病院の建設とかあるいは公共の福祉に關係する資金需要のときには郵政省が直接貸し付

けられるよう、まさに地方還流に、住民が目で見てわかるようなそういう制度まで拡充をしていく必要がありますね。

しかし、今度は郵便局の窓口で売れる、しかも、まだマル優制度が残つてゐる。私たちちはそういう主張をしているのですから。その場合のそ

うの郵貯特会でも問題になると思いますが、実際には買つ段になつたら売れませんでした、こういう心配があるのですから聞いておるのであって、したがつて大臣の方もぜひ、当然大蔵委員会

も御指摘ありましたけれども財政投融資の資金需

求等、それぞれ総合的に勘案しながらまた検討してまいらなくてはならぬというふうに思つております。先生の御提案のありました資金の貸付業務等の御提案についても、私ども十分念頭に置いておきたいというふうに考えております。

○田並委員 そこで、具体的な数字は今の段階で出ないと思うのです。もちろんこれからの大蔵省との折衝もあるでしょうし、あるいは郵政大臣の指導性の問題もあるでしょうし、いろいろとある

と思います。その辺はひとつ先ほど申し上げたよ

うな方向でぜひ最大限拡大をし、しかも地方の皆

さんが預けた郵貯がこういう格好で我々のところに還元されているんだなど、もちろ

んこれは利益を上げなくてはなりませんから、た

だで貯やすわけにいかないのでしょうけれども、と

にかく地方還流をされている、将来は中央財投にかわつて地方財投ぐらいの構想を持ちながら郵政

省が主導権を持つてやっていくような、そういう

決意も含めて御努力をお願いしたいと思うので

す。

そこで、国債を、自主運用の額の二分の一をま

す新規国債の引き受けに充てる、このようになつていますね。

しかも、今度は郵便局の窓口で売れる、しかも、まだ二十一年物とかいろいろ利回りが違うの

で一概には言えないと思うのですけれども、預託

利率の変動等もあるでしょうけれども、預託利率

と国債の利回りとの逆さやというのが心配ないの

だらうか。国債をいっぱい引き受け、もちろん

利回りが下がればそれだけ国債そのものの値段が

上がるわけありますから、そういう格好でのバランスはとれていくのでしょうか、その辺どうも国債偏重のような格好での自主運用になつていくような気がするんですね。

先ほど言つたように十月一日から仮に窓口で売り出したときに、局で売る国債だけは利子に税金がかかるてしまう、それじゃ銀行で買った方がいい、証券会社で買った方がいいということで、余ればそれは郵政が引き受けざるを得ない。引き受けついでいたまつて、機関投資家がいい値段で買ってくれればうんともうかるのでしようけれども、果たしてその辺これは将来といつたて近い将来起きることですから、その辺は郵政省としてはどのように計算をされているのか、それらの展望についてもちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○中村(泰)政府委員 確かに先生御指摘のように、現在の低金利の状況におきましては国債の利回りが非常に低い。三月でいえば5%でありますし、預託利率の方は逆に5・2%といったような逆ぎやが生じてゐるわけでありますけれども、こういった超低金利の時代がいつまでも続くとは考えられないわけでして、ちなみに過去十年間の五十一年から六十年までの実績を見てみると、国債は七・五一七%であるのに対しまして預託利率の方は七・一四九%というふうに、長期的には国債の利回りの方が有利であるというような実績もありますので、当面の金利情勢だけ判断することは非常に困難であろうというふうに考えております。

○田並委員 では最後になりますが、いずれにしても、自主運用にしても国債の販売にしても、郵貯事業の歴史の上に一つの大きな記念すべき、私は郵貯事業の拡大につながるような気がするんですね、今度の法律改定というのは、そういう意味では郵政省としてもそれらに対応する準備、要員措置等も含めて、指導あるいは訓練も含めて、それにもう準備万端おさおさ怠りないとと思うのですが、ぜひひとつ、新しいこれらの事業がありますま

す国民の皆さんへの期待にこたえられるようなそうちう準備態勢で対応してほしい、このことを強く要請をして終わりたいと思います。以上です。

○深谷委員長 木下敬之助君。  
木下委員 郵便貯金法の一部を改正する法律案ですが、郵便の預け入れ限度を三百円から五百円に引き上げるということです。これはたしか四十八年からずっと据え置いてきたんだと思うのですが、この間の経済環境の変化とかそういうのを考えていますと、限度額を上げるのは当然のことだらうと思うのですが、一部にはマル優制度の廃止の見返り措置とかこういった声も聞かれておりますが、どのようにお考えでしようか、お伺いをいたします。

○中村(泰)政府委員 先生御指摘のように、郵便貯金の預入限度額の引き上げにつきましては私ども、昭和四十八年に從來の百五十万円から三百万円に引き上げられた後十四年間近くにわたりて据え置かれているというふうなことで、その間の経済情勢の推移とかあるいは利用者の御要望等を考慮して機会あるごとにその引き上げに努めてきましたところでございます。このたび五百円に引き上げることといたしましたのは、国民一人当たりの平均貯蓄目標額が、昨年の調査によりますと約五百三十万円くらいでありますし、また利用者のアンケートをとりましても約半数以上の方が五百円への引き上げを希望しているといったような状況等々を勘案しまして、五百円に引き上げることとしたわけでございます。

○中村(泰)政府委員 預入限度額の引き上げは、どのくらい効いてくるかということを予測することはこれは大変困難なことでございまして、ちょっと推計困難と言わざるを得ないといふふうに考えております。

○中村(泰)政府委員 ゆうゆうローンの利用状況でございますが、昭和六十年度におきます貸付の状況は、件数で見ますと約一千二百万件、金額で約一兆四千八百億円というふうになつております。前年比で見ますと、一四%の増加となつております。

○木下委員 こつちの方の貸付金限度額の引き上げに伴つて貸付量の増加はどういう見込みをなさつておられますか。

○中村(泰)政府委員 先ほど預入限度額の引き上げによつてどれくらい増加に寄与するかということが非常に困難でございますと申し上げたのでござりますが、このゆうゆうローンの貸付限度額の引き上げにつきまして、從来數次にわたつて引き上げが行われてゐるわけありますが、その際にも顕著な利用の増加が見られたという状況ではございません。しかし、現実には六割以上の方からこの貸付限度額の引き上げにつきまして要望が出ておりまして、また、現在七十万円以上の貸し付けを利用されてる方が一五%もいるといふふうな状況から見ますと、貸付限度額の引き上げといふことについては、大変利便が増す措置であります。

○木下委員 見込みとかはわからぬけれどもその

せんで、私ども、やはり国の郵便貯金事業でありますから預入限度額の適正な運用を図るということで、従来からオンラインシステムを利用しまして預入時の本人確認はもちろんのこと、いわゆる名寄せということで全国一本の名寄せをする東京センターで名寄せを行つて限度額管理に努めているわけでありますが、それは総額制限の引き上げと絡めて特に強化するとか緩めるとかいう問題ではございません。

○木下委員 ちょっととこの機会に少し教えていただきたいのですが、この限度額というのはたしか五百円に上がつた上で、それは預けて金利がついて、また複利で計算されてしまいますね。あれはどういう解釈をなさつておられるのか。見ようによつたら複利になるということはそれだけ預入があつてあるよう感じはするのですけれども、一体どういう解釈でやつておられるのか、この機会にちょっと教えてください。

○中村(泰)政府委員 これは預入の元本の管理でございまして、元加利子の方は別でございます。

○木下委員 言葉として、預金総額みたいな感じで言葉も出てきて、総額の限度管理というような言い方をするときに、今の元本というのと、どうも一般的にはその言葉の上ではなかなかびんとこないのですが、はつきりした、すごく我々にわかりやすいような解釈とははないのですか。

○中村(泰)政府委員 元加利子を除きまして、預入額でございます。

○木下委員 きょうの附帯決議にも預入総額とかあれば納得いくのですけれども、そうでもないから何となく一貫性というかわりやすくしてもらいたいなという気持ちがござります。

○木下委員 預入限度額引き上げに伴う貯金量の増加をどの程度見込んでおられるのか、お伺いいたします。

○中村(泰)政府委員 預入限度額が上がるによつてどのくらい貯金がふえるかという点につきましては大変難しい問題がございまして、先ほどもお話をいたしましたように、現在の超低金利の時代に、かつ財テクノロジーといいますか、金利選好

必要があるだらうというわけですか。

○中村(泰)政府委員 一つは利用者からの要望が強いということと、それから民間におきましてこれは個人向けの総合口座にこういう自動貸し付けの制度があるわけでございます。民間の方は昨年六月から既に二百万円にその貸付限度額がアップされているわけでございまして、そういう民間とのバランスを考えましても、ぜひ二百万円に引き上げたいというふうに考えているところでございます。

○木下委員 これは担保があつて貸すわけでしょう。民間の話もあれですけれども、百万から二百萬円に上げる、その二百万で切つておかなければならぬ理由、担保があるのでだからあるところまで貸してもいいなという気もするのです。要望があるからするとと言われるのなら、担保があるので貸せるのが借りている方は当然有利なことですから、もつとふやしてもよさそうな気がするのですが、この二百万円にしたというのはどういう理由ですか。

○中村(泰)政府委員 定期性預金の限度ぎりぎりに貸付制限額をふやせばいいじゃないか、確実な担保があるので心配ないじやないかという御提案もあるわけでございますが、民間におきましても、一千万なら一千万の定期預金の証書を担保にしまして借りるということはできるわけでございますが、いわゆる郵貯のゆうゆうローンと同じような総合口座で個人向けの貸し付けを受ける場合には、定期性預金の九割以内でなおかつ限度額が一百万円以内というサービスが民間にはあるわけございます。そのサービスと同等のサービスがいわゆるゆうゆうローンのサービスでございまして、そういうバランスから我々としても二百万円に引き上げて当面要望が満たされるのじやないかといふうに判断しているところでございます。

また、利用者からの要望も、大体ゆうゆうローンの利用目的に照らしてこの程度の貸付限度額の引き上げで当面要望が満たされるのじやないかといふうに判断しているところでございます。

○木下委員

金融自由化対策資金の運用について

お伺いします。

この運用に当たる基本的な考え方というのはどう考えておられますか。運用対象を当初から、許されておられるものは全部やるのか、この運用対象をどう考えておられるのかもお伺いいたします。

○中村(泰)政府委員 金融自由化対策資金の運用に当たりましては、時代の趨勢としまして、大口に引き続いてこれから小口預金の分野でも金融の自由化に取り組んでいくのがアクションプログラムで決められた政府の方針でもあります。

われでございまして、早晚小口金利の自由化といふものは避けられないというふうに我々は考えております。そういう金融自由化の趨勢に照らしまして、預金者にできるだけの利益の増進を図るために、やはり運用の面において市場実勢を反映した運用益を獲得することが必要であろうというふうに考へておられるところです。

実際の運用に当たりましてその運用対象全部に運用するのかという点でござりますけれども、やはり市場の状況を勘案しながらできるだけ高利、有利な運用ができるよう資金運用計画を立てておられます。

○木下委員 そういうことは、許されたものは皆やりますが、いわゆる郵貯のゆうゆうローンと同じような総合口座で個人向けの貸し付けを受ける場合に、定期性預金の九割以内でなおかつ限度額が一百万円以内というサービスが民間にはあるわけございます。そのサービスと同等のサービスがいわゆるゆうゆうローンのサービスでございまして、そういうバランスから我々としても二百万円に引き上げて当面要望が満たされるのじやないかといふうに判断しているところでございます。

また、利用者からの要望も、大体ゆうゆうローンの利用目的に照らしてこの程度の貸付限度額の引き上げで当面要望が満たされるのじやないかといふうに判断しているところでございます。

○木下委員 金融自由化対策資金の運用について

在寄り寄り勉強して検討いたしているところでござります。

○木下委員 そういう姿勢でやられるのでしょうが、将来この金融自由化対策資金の運用対象は拡大する考え方を持っておられるのかどうか、お伺いいたします。

○中村(泰)政府委員 まだこの運用実績がないときから将来のお話をすることは大変心苦しいのでござりますが、今後の運用範囲の拡大につきましては、金融自由化の進展等の情勢とか全般的な経済

金融情勢あるいは郵便貯金の経営状況というようなものを総合的に勘案して、できるだけ金利の自由化に適切な対応ができるような運用対象で検討していくかなければならぬというふうに考えております。

○木下委員 次に、郵政官署における国債等の募集の取り扱い等に関する法律案に関してお伺いいたします。

郵便局における売り出しによって国債消化がどの程度伸展すると考えておられるのかお伺いいたします。

○中村(泰)政府委員 現在の国債の消化状況であります。

大口投資家あるいは機関投資家による国債の売れ行きというものはいいわけでございます。国債の消化自体には現在においては問題はないわけでありますけれども、しかし、この消化をされているのは銀行とか証券会社を通じまして大口投資家に

行きます。その他のものはいいわけでございます。

○中村(泰)政府委員 制度的には許された運用範囲に運用できるといふことをござりますけれども、やはりこれをやろうとかはないのですか。

○木下委員 ということは、許されたものは皆やりますが、いわゆる郵貯のゆうゆうローンと同じような総合口座で個人向けの貸し付けを受ける場合に、定期性預金の九割以内でなおかつ限度額が一百万円以内というサービスが民間にはあるわけございます。そのサービスと同等のサービスがいわゆるゆうゆうローンのサービスでございまして、そういうバランスから我々としても二百万円に引き上げて当面要望が満たされるのじやないかといふうに判断しているところでございます。

一方、個人の方も国債を買いたいという御要望もあるわけでございまして、そういう意味では、郵便局を利用される方は九九%以上の方が個人の方でございますので、郵便局を利用して国債を販売するということは国債の個人保有の割合を高めます。特に最近の為替レートの変動が激しいようなときに、外國債に運用が認められているからと云つて表面の高い金利だけですぐ外國債が買える結果になろうと思ひます。また、そういう利用者の要望にこたえることにもなりますし、安定的な国債の消化ということを考えてみると、今後

大変意義のあることじやないかといふうに考えております。

○木下委員 意義のあるというのはわかりますが、数字的な見込みとかそんなのは全くないのであります。

○中村(泰)政府委員 私ども、十月から一兆円の国債を売りたいという根拠につきましては、民間におきます個人消化の割合を参考にいたしました。それで、郵便貯金資金の吸収力というようなものを兼ね合わせて考えてみてこの一兆円というものを算定したわけでございます。

○木下委員 この制度を創設することによって、これは売れればいいけれども、売れなければ押しつけられる格好になるわけですから、条件の悪い国債を押しつけられる、こういうおそれはないのかどうか、お伺いいたします。

○中村(泰)政府委員 国債の募集の取り扱いについては、長期国債あるいは割引国債は現在民間におきましてはシグニによって条件が決定されています。

○中村(泰)政府委員 募集の取り扱いをしようということでございますけれども、そういう民間での募集の取り扱いと同じ条件で郵便局の場合にも

募集の取り扱いをしようということでございます。これは売れればいいけれども、そういう民間での結果的に民間金融機関に比しまして郵政省が条件の悪い国債を押しつけられるというおそれ

はないと考えております。

○木下委員 買い取り価格の決定に際して市場価格はどの時点、どの市場のものを基準にするのか、また価格の設定に際して民間との不公正競争

の問題とか顧客とのトラブルとか、こういったことは生じるおそれは全くないのか、お伺いいたしました。

○中村(泰)政府委員 買い取り価格の点でございますが、具体的には民間金融機関の買い取り価格と同一水準とする考え方であります。すなわち、上場債にありますては証券取引所価格をもつて買

い取りに当たりますし、非上場債にありますては日本証券業協会が公表しております店頭気配によつてこれを買取るといふことでございますの

で、民間との不公正競争といったような問題は生

じないと考えております。

○木下委員 この国債を担保にした貸し付けにも限度額を二百万と設定しておるようございますが、これもやはり二百万を限度にする必要があるのですか、担保があるから。

○中村(泰)政府委員 この担保貸し付けにつきましても民間と同一の条件でございまして、民間も国債を担保にして貸し付ける場合には二百万円が限度額になつております。

○木下委員 それで、その二百万を守るとすると、管理するための名寄せみたいなものはどんなふうに行うのですか。

○中村(泰)政府委員 確かに名寄せが必要な場合もござりますので、今後取り扱い手続については早急に詰めることといたしておりますが、売り上げ証票のようなものを渡しして、それに表示をしていただく等、限度額の遵守ができるように考えてまいりたいと思っております。

○木下委員 次に、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

簡単な質問で済みませんが、この趣旨は一言で言うと、わかりやすく言うとどういうことになりますか。

○中村(泰)政府委員

一言で申せといふのは大変

難しいことございますが、為替貯金業務のオンライン化が進展いたしまして、送金、決済に対する御利用者の要望もござりますので、御利用者の利便向上のためにサービスを改善いたしたいと考えております。

○木下委員 そうすると、今回の法改正でどのようなサービス改善が図られるようになりますか、お伺いいたします。

○中村(泰)政府委員 サービス改善の主な内容でございますが、郵便為替にありましては、定額小為替の為替金額が現行では最高三千円になつてゐるわけでございますが、余り実態にそぐわないといふことでこれを一万円に引き上げよう、あるいは為替証書の有効期間が二ヵ月という非常に短期

になつておりますので、これを六ヵ月に延長する

というのが郵便為替の改正法の主たる内容でございます。

それから郵便振替につきましては、振替口座の開設料金、現在五十円いただいているわけですが、ありますけれども、これを無料にして大いに御利用いただきこうというようなこととか、社会福祉の増進を目的とした事業を行う法人とか団体で省令で定めるものに寄附金を送金するような場合には料金を免除することができるというようなこととか、あるいは払出証書の有効期間を二ヵ月から六ヵ月に延長するといった点、また郵便の取扱料金を振替口座から払い出すことができるようになります。

○奥山政府委員 いわゆる第二KDD問題と言われますものは、国際電気通信事業における新規参入の問題でござります。木下先生も御承知のことおり、一昨年の電気通信事業法の改正に伴いまして国内のみならず国際分野におきましても新規参入の道が開かれたところでござりますので、基本的には、郵政省といたしましてはKDD以外の新規参入事業者が登場することを期待しております。

そこで、現在国際電気通信事業における新規参入の希望グループが二つございまして、その二つのグループが昨年以来それぞれ事業化のためのフィージビリティ調査を行つてきたところでござります。その過程におきまして、両グループの発起人代表から依頼を受けられました経団連の情

報通信委員長が調停に入られまして、去る四月一日に調停案なるものをお出しになつたところでございます。その調停案を拝見いたしましたところ

ろ、それぞれの参入希望をしているグループの要望を公平に満たした妥当な案であるというふうに思っております。

私ども受けとめまして、現在その調停案に基づいて両グループの代表八社がテーブルに着いて調停に基づく話し合いを始めておりますので、その結果を私どもは注目して見守っておりますので、そこで近く第三回目の会合が行われるやに聞いておるところでございます。

○木下委員 この機会に郵政事業が当面している問題についてちょっとお伺いいたしたいと思いまして、この二つは一本化される見通しがあるのですが、なお詰めるべき点があるというふうに思っておりますが、なお詰めるべき点があるところでおざいます。

○奥山政府委員 経団連の情報通信委員長が出されました調停案は、両グループが一社になることが妥当であるということを前提に幾つかの条件が示されています。例えば、中核八社が株式を均等に持つことあるいはその中核八社が役員を派遣することあるいはケーブルの敷設については直ちにフィージビリティースタディーに着手すること等でございます。現在真剣かつ率直に両グループの代表である八社が一本化に向けてテーブルに着いておりますので、私どもはそれを見守つていておりますので、私どもはそれを見守つていて、そこまでございまして、その成否のほどにつきましては、現在民間における話し合いの最中でござりますので、私どもはそれについて現在とやかく言ふことは差し控えたいと思います。

○木下委員 とやかく言うのではないのですが、一本化されるということで話し合いをされております。念のために聞きますが、話し合いをされて許可ができるのが一番望ましいでしょうか、どうしてものときは一本とも許可とか、そういうことも起り得るのですが。

○木下委員 それで、この決着はいつごろつきですか、その見通しをお伺いします。

○奥山政府委員 ただいま申し上げましたけれども、これまで役員レベルあるいは実務家レベルで率直な検討がなされますが、なお株式の配分の問題あるいはケーブルの取り扱い等の問題につきまして両グループの間にいろいろな御意見があるようございますので、まず第一義的には民間において当面これらの問題点を詰めていただくことが先決だらうと思つております。今の時点では明確に日限を限つていつごろになるということがあるようございますので、まず第一義的には民間において当面これらの問題点を詰めていただくことが先決だらうと思つております。今の時点では明確に日限を限つていつごろになるということがあるようございますので、まず第一義的には民間において当面これらの問題点を詰めていただくことが先決だらうと思つております。今の時点では明確に日限を限つていつごろになるということがあるようございますので、まず第一義的には民間において当面これらの問題点を詰めていただ

くことが先決だらうと思つております。今の時点では明確に日限を限つていつごろになるということがあるようございますので、まず第一義的には民間において当面これらの問題点を詰めていただくことが先決だらうと思つております。今の時点では明確に日限を限つていつごろになるということがあるようございますので、まず第一義的には民間において当面これらの問題点を詰めていただ

業の開始が電気通信の健全な発達のために適切であること。「こんなふうに書いてあります。国際通信そのものこのとを考えてみますと、これは国家の安全等にも大きいかかわっておりまし、いろいろな国がそれそれが共同で話し合ってやつていろいろを、両方とも一つの国の影響力が及ぶという形になるのは、事業法十条に書いてあるようなどころでやはり許可できないような部分があるのでないかと思うのですが、そういった点はフリー・パスなんですか。

○奥山政府委員 御指摘のございましたとおり、電気通信事業法の十条の許可基準並びに十一条の欠格事由といふものは、厳正かつ適切に適用しなければならないと思っております。その中で、ただいま木下委員お触れになりましたように、十条第五号にも「電気通信の健全な発達」という条項もござります。

ただ、先ほど大臣が申し述べられましたとおり、電気通信事業法を制定いたしまして国内並びに国際とも世界に先駆けて競争体制を導入するという、その競争原理導入という趣旨、これが法定の基本でございます。また、日本の電気通信といふものは、世界の電気通信社会の中でも先駆的、先導的な役割を果たしているという重要なあらいは主要な地位を占めていることからいたしましても、むしろ日本のような非常に電気通信の制度が確立して、かつまた電気通信事業体自体も確固とした運営体制ができるところでは、法律の規定の許す範囲内で外資の参入というのも受け入れることがむしろ意義があるのでないかというふうに考えているところでございます。

○木下委員 もう一つの制限のようなものについてもお伺いしたいのですが、外為法にも、国の安全を損なわないとか、公の秩序の維持を妨げ、公衆の安全の保護に支障を来すようなもの、こういったものはだめだということで、また同種の我が国における事業の活動その他に著しい悪影響を及ぼすことになるもの、こういうのもだめだ、外為法にもこういう制限があると思うのですが、こ

の点は検討されておりますか。

実でございます。

○奥山政府委員 いわゆる外為法、つまり外国為替及び外国貿易管理法の規定の中には、ただいま第一義的には大蔵省が、外資が電気通信事業のみならず日本の企業に参入していく場合にはそれについての審査をいたします。かかるが上にそれがの業種に基づいて所管大臣に協議が参ります。したがいまして、もし外為法に基づく申請がありました場合には、大蔵省が受け付けて郵政大臣にも協議が行われる予定でございます。その際郵政省といましては、郵政省所管の法律でござります電気通信事業法等に基づいてこれを審査することになります。例えば既に許可を行いました国内の電気通信事業でございます日本通信衛星につきましてはヒューズ・コミニケーションの株式が三分の一入っておりますけれども、この際にもそのような見地から審査をした結果、大臣郵政両方で許可を与えたところでございます。

○木下委員 第二KDDが独自のケーブルを敷設することを認めるおつもりですか。

○奥山政府委員 いわゆる第二KDD、つまり具体的には新会社はどういう事業計画を出してくるかはまだ今のところ不明でございますが、もし仮に新会社が新しい太平洋の横断ケーブルの計画を打ち出してくるとした場合には、それをグローバルの中で、そのリスク並びに利益について格別の判断があつた結果であろうと思います。それなりに需要の予測並びに将来の事業見込みについても確固たるものがあるというふうに想定がされますが、現在の時点ではもちろん何も出てきておりませんので、私ども仮定の上で話をするとしないわけですが、そのような申請が出てまいりましたならば、もちろん法令の規定にのつとった上で、踏

まえた上で、事業計画の確実性並びに需要の想定等を十分審査した上で、適正なものであればこれを積極的に受け入れていいのではないかというふうに考えております。

○木下委員 今お伺いをしたら、話し合って計算した上でするのからしいだろう、する方が知つておるはずだに近いような発言があつたのですけれども、この事業法の十条で、要するに「電気通信回線設備が著しく過剰とならないこと」といふことで調整を図る。それを、やろうとして申請する方がするということは、それなりにみんな話し合つて何とかできるから過剰じやない、こういう判断のようにも聞こえたのですが、その辺は、自分たちが判断すると厳しくやらないということですか。

○奥山政府委員 私の舌足らずで大変御迷惑をおかけして申しげございませんが、民間はそのよう判断で恐らく申請を出していくのであるうと思ひます。しかしながら、もちろん審査をするのは政府でございますので、その申請を受けた上で、設備が著しく過剰になるかどうかが「著しく」という言葉が入つておりますので、そういうふうに将来的に需要動向との関係でどのようなものになるかという将来予測も含めまして、あるいはまたそれが会社の経済的、経理的基礎にどのような影響を及ぼすかということを十分判断した上で政府として結論を出すつもりでございます。

○木下委員 もう一つ確認させていただきたいのは、将来需要みたいなことを十分判断した上でPCCなどといふようなものも具体的に検討されておるよう聞いております。これも同じような扱いで、そちらも民間として検討して、大体このくらいいいんじゃないかということやつてくれば同じようと考えることですか。

○奥山政府委員 在来型のケーブルの敷設、つまりKDDとかAT&TとかBTといった国際コモンキャリアがお互いにジョイントをしてケーブルを

敷設する方式につきましては、現在太平洋地域において第三太洋洋ケーブルが敷設中でございまして、来年の暮れに完成する予定でございます。

その後のボスト第三といいましょうか、第四太平洋ケーブルにつきましては私どもにまだ具体的な意思表示はございませんが、仄聞するところで、その第三の後のケーブルの敷設についてごく内々に非公式の話し合いが始まつたや伺っております。したがいまして、もしこれが具体化してまいりました場合には、先ほどの独自ケーブルの話と共にいたしまして、当然のことでございますが、このケーブルにつきましても法律の規定に基づきまして公正に審査をするというつもりでございま

○木内委員 いろいろな政治的判断もあるうかと思ひます。この事業法のこういつた過剰にならないようなどとかいうところを政治的に適当なやり方をせずに、公平にやっていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○深谷委員長 木内良明君。  
我が国が高い貯蓄率といふものはよく喧伝をされてまいりましたし、これまで貯蓄推進のために実施されてきたさまざまな施策の積み重ねによるところが大きいのであります。それらの施策の中でもこの少額貯蓄非課税制度は重要な位置を占めるものであります。

○木内委員 まず少額貯蓄非課税制度の認識について申し上げます。同時に大臣にも確認をいたしました。

○木内委員 さて我が国が高い貯蓄率といふものはよく喧伝をされてまいりましたし、これまで貯蓄推進のために実施されてきたさまざまな施策の積み重ねによるところが大きいのであります。それらの施策の中でもこの少額貯蓄非課税制度は重要な位置を占めるものであります。

国民大衆の少額貯蓄を奨励し、経済成長の源泉となる投資の原資を確保することによって、国民生活の安定向上と我が国の経済の発展のために大きな役割を果たしてきております。これが第一。

さらに、この制度には長い歴史があるわけでございますが、国民の健全な資産形成の促進や、あるいはまた広い意味での社会資本の充実等にも大きく貢献してきているという事実がござります。

これが第二点。

第三点としましては、長寿社会へ向けての国民の自助努力を支援することによって将来にわたり安定的な経済成長と国全体の活力を維持するとい

う、二十一世紀を展望した長期的視点からもこの制度の意義は極めて大きなものがある等等、この少額貯蓄制度の我が国社会における意義づけといふものは極めて重要なものである、私はこう認識いたしておりますが、唐沢郵政大臣との点についての御認識についてのみお伺いいたしま

す。

○唐沢国務大臣 今木内先生から少額貯蓄の重要性についての御講義を伺つたわけでございますが、私も全く同意見でございます。

○木内委員 こうして唐沢俊二郎郵政大臣は、昨年の総選挙におきまして、今申されたような視点に立つて重大な選挙公約をなさつておられるわけでございます。

これが大臣の選挙公報であります。この中で大きな柱を公約として六本立てでおられるのであります。すなわち、その重要テーマの三番目に、「私の公約」として、「所得税、住民税を柱とする税制改革を実現します。もちろん、いわゆる大型間接税導入に反対し小額貯蓄優遇制度を維持します」

こう公約をされておられます、これは事実でしょ

うか。

○唐沢国務大臣 そのとおりでございます。

○木内委員 本日の質疑で総選挙後の大臣の姿勢等について承るところでござりますけれども、今日の少額貯蓄非課税制度の状況あるいはそれぞれのケースにおける大臣の御発言、この選挙公約に照らし合わせまして、いかなる感懷をお持ちでしょうか。

○唐沢国務大臣 いろいろ選挙公約を持ち出さ

れまして私の見解を御質問されたわけでござりますが、せっかくの通信委員の先生でござりますから、私の発言をお許しいただきます。

私は、いわゆる大型間接税に反対をいたしました。当時、私は忠実なる官房副長官でございましたので、「いわゆる大型間接税」と申しますのは、

総理の申します、国民の大多数が反対し、自民党の反対する大型間接税を指しておつたわけでござります。

それから、「小額貯蓄優遇制度」と申しております。

して、別に優遇税制とは書いておらなかつたわけでございます。弁解になるかどうかわかりませんけれども、税制もそのうちの大きなものでござります。しかし、先生方のお力によりまして、郵貯の預入限度額も引き上げられましたし、国債窓販も認めていただけ、さらに、郵貯資金は自主運用が認められまして、これを高利、有利に運用いたしまして、国民の皆様にその運用益を還元する、そういうことで、先ほどから再々申し上げておりますように、やはり小口貯蓄というものは本当に大事にしなければいけない。特に、これから長寿社会に向かつて、自助努力による貯蓄といふものは非常に大事である。また、先進国に比べまして社会資本も十分とは申せません。そういう意味で、貯蓄の重要性、特に少額貯蓄の重要性といふものは何ら変わるものではないと思つておりますので、今後とも少額貯蓄の優遇制度と申しますか、そういうものについては一生懸命努力をしてまいりたい、このように考えております。

○木内委員 今大臣がいみじくも触れられました売上税、これは同じ昨年の総選挙で総理が、多段階、網羅的、包括的、投網をかけるような間接税の導入はしない、こう公約をいたしました。あたかも總理答弁を聞くような気持ちで私も今大臣のなるほどそういう逃げ方もあるのかといふこと

で、さすが親分が親分ならば代貸しも代貸しだといふ意味で聞いておられたのでありますけれども、大臣の立場から見れば恐らく残念なことに、我々から見れば鬱いが功を奏して、今まさに売上税等の関連法案は葬式が挙げられ、だびに付されようとしているところであります。

それはなぜかならば、この売上税について言え

ば、例えば非課税品目を設けたとか、あるいはそれがそのケースを大型間接税ではないと強弁したための公約違反ということに審判を下し、判断をした

わけでございます。

したがいまして私は、この唐沢郵政大臣が選挙で公約をされました少額貯蓄非課税制度、これは優遇制度とは言われておりますけれども、この少額貯蓄非課税制度を維持するということに有権者は恐らくお聞きもし、ごらんになつたと思うのでありますよ。

ありまして、今後大臣としてこの制度存続に向けて精力的に、いわば少額貯蓄の牙城であり、また最も主要官庁の一つである郵政省のこの問題を担当する大臣としてその先頭に立たなければならぬのではないか、これをまず強く訴える次第でござります。したがいまして、この選挙公約は今なお厳然と生きているんだ、このことをまず私は大臣に明確にお訴えをしたいと思います。いかがで

しょうか。

○唐沢国務大臣 少額貯蓄といふものは大事にしなければならないということはもともと私の信念でございまして、きょうも申しましたように、公定歩合が引き下げられたときも、福祉定期とか通常貯金というものは据え置いたし、引き下げなければならない定額貯金なんかも、引き下げの幅は

公定歩合の引き下げよりも少なくするように、で

きます。そういう意味で、少額貯蓄を今後とも大事

にすることが日本国民のためになると私は考えております。

ただ、税制の問題につきましては、せっかく議

長裁定が出されまして協議機関が設けられる、各党の英知が集められましてそこで御検討いただくことになりますので、政府の一員として

しては口を挟むことは御遠慮をさせていただい

て、そしてその御審議の成り行きを見守らせていただきます。

○木内委員 税制協議機関の審議の成り行きを見

守りたいという、私は極めて謙虚な人柄であると

いう先ほどの御答弁もあつたわけでございま

すけれども、ところが、今になつて急に謙虚になつた

ということも私はうなづけないのであります。

すなわち、昨年の自民党並びに政府の間における合意事項というものがあるわけでありますけれども、ここでは「郵便貯金非課税制度の改定に際しての政府・党合意」ということで、郵貯の非課

税制度の改定を前提とした合意が行われておつ

て、ここで自民党的な役員五名、その後ろに内閣

官房長官、大蔵大臣、そして嚴然と唐沢郵政大臣

のお名前があるわけであります。そこへもつてき

て一昨日、五月十二日に行われました政調会長裁

定によれば、「一党、政府は、昨年十二月五日の党三

役裁定を引き続き尊重すること」云々、こうあるわ

けであります。それで、この十二月五日の政府と

自民党的合意といふものは申し上げたような内容

になつていて、少額貯蓄非課税制度廃止を前提と

した内容になつていているわけであります。

ここまで明確な立場でこれまでの政策合意に参画

をされてきた経緯があるのでありますから、ただ

木で鼻をくくつたように、先ほど来各委員の質疑

に対する答弁でおつしやるよう税制協議機関の

成り行きを見守りたい、これは一つには大臣とし

て、また政府閣僚の一員としてのお立場もこれあ

るうかと思います。しかし、郵政大臣としてはこ

の少額貯蓄非課税制度の存続に向けて今こそしば

をむいて精力的に活動になるべきではないの

か、このように私は判断をしたいのであります

が、まず大臣の御所見を伺います。

○唐沢国務大臣 少額貯蓄と申しますか、預金者

に対する先生の御配慮は、もうこの前も委員会で

お話を承りましたが、今回も承りまして先生の御

趣意のほどは私もよく理解できたわけでございま

す。私も基本的には同じ考え方を持つておるのであります。

第一類第十一号 通信委員会議録第一号 昭和六十二年五月十四日

ございますが、しかし、税制につきましては先ほど申しておりますようにせつかくの協議機関が設けられるわけでございまして、政府の一員としてやかく申すのも大変これは僭越至極でございませんので、各党が英知を集めらまして御検討されるその結果を見守つてまいりたい、このように考えております。

○木内委員 あえて重ねてお聞きをいたします。

しかしながら少額貯蓄非課税制度の存続について前向きに取り組んでまいる、このようにぜひ御答弁願いたいと思います。

○唐沢国務大臣 少額貯蓄に対する先生の御理解、これには心から敬意を表させていただきます。私も少額貯蓄の優遇のために一生懸命努力をしてまいりますが、税制問題は先ほど申し上げておるとおりでひとつ御理解をいただきたいと思います。

○木内委員 いずれにいたしましても、長い郵政の事業の歴史の中で、限度額あるいは自主運用の問題、国債の窓口販売等新しい時代に対応する切り口をあけ、また新しい踏み込みを行った恐らくは歴史に残る大臣でおありかと思いますので、私の今主張しております点について十分理解をされ、精力的に取り組まれるように要望をいたしておきます。

そこで、既に若干質疑で触れられているところでございますけれども、確認の意味で過般の本委員会での私の質疑も引用しつつお尋ねをいたしました。郵便貯金のマル優廃止と自主運用等の見返り政治決着ということがよく言われるわけでございましょうけれども、この点の確認が行われない限り私としては本郵貯法に関する賛否の態度を明確にできない、この意味で確認をするわけでございます。

すなわち、再三にわたって私も本委員会で訴えてきたのは、郵政省としては今日までの流れの中で、長年の願望であった自主運用あるいは預入限度額の引き上げ、国債の窓口販売等、政策的にまじめにその実現に向けて努力をされてきた。この

一定の方向と巷間伝えられるところの政治決着と、いうものは全く関係ないものである、分離して考える立場のものである、こう私は考えたいし、また、昨年の十一月二十六日における会議録を見ましても、大臣はそのとおり答弁をしているというふうに思います。

大事なことですので読んでみます。まず私の発言から、

それで、先ごろの報道によりますと、自民党の内部的な議論の高まりの中で私が今一番懸念しておりますのは、少額貯蓄非課税制度の扱いについてどうも郵貯までも押しきられる危険が出てきたり、ややもするとこの勢いはとどめることができないよう見受けられる皆さんの御発言だと思うけれども、仮にこれを奪われるようなことがあれば財投の資金の自主運用を見返り措置としてとつたらどうかというようなものも、公式の議論ではないけれども仄聞するわけであります。私は、財投の資金の自主運用という問題と少額貯蓄非課税制度の問題といふものは全く別個の問題であつて、これを絡めて、言つてみれば政争の具に使うようなことは國民不在の議論のあり方だと思います。したがつて、大臣の口からじかに、そういうことは断じて考えておらないということをはつきりおつしやつていただきたい。

こうお尋ねをしたところ、大臣からは、当然のこととして郵便貯金の資金運用制度の改善は我々が常々要求をいたしております。そこでございました各事項が相当前向きに盛り込まれているということで私はもう手を挙げて賛成をいたしたい、中間でございますが、まずこのことを申し上げたいと思います。

そこで郵便貯金法の一部を改正する法律案の中身でございますが、その前に、これは大変新展開の法律案であるというふうに私自身受けとめているわけでありますので、これは貯金局長に伺いたいと思います。

さらに翌日、たしかNHKの決算の審議のときに、あえて私はこの問題を冒頭取り上げた記憶がございます。すなわち、大蔵、郵政両省の間で水面下のすり合わせが行われ、いろいろなものが私の耳に入つてくる、そうした

新聞に報道されている事実は全くないということで、大臣、確認ですが、よろしいでしょうか

か。  
それに對して大臣は、

「その非課税制度の問題につきましては、いろいろ報道されているようございますが、報道されたような事実はございません」

こういう答弁をやりとりの中でなさつておられます。これは今なお間違いございませんね。

○唐沢国務大臣 国債窓口販売とか自主運用とか預入限度額の引き上げ等、郵便貯金関係法案でこのたび改正していただき諸点でござりますが、これは予算の重要施策としてかねてから郵政省が要求してきましたものでござりますし、また、当通信委員会においてもその実現方を再々決議していただきまして、まつたものでござります。そういうことで、こ

ういうものが実現されたということにつきましては、先生方の今までの御協力、御支援に心から感謝する次第でござります。したがいまして、マ

ル優廃止など今回の税制関連法案とは全く別個のもの、公式的議論ではないけれども仄聞するわけであります。私は、財投の資金の自主運用といふ問題と少額貯蓄非課税制度の問題といふものは全く別個の問題であつて、これを絡めて、

言つてみれば政争の具に使うようなことは國民不在の議論のあり方だと思います。したがつて、大臣の口からじかに、そういうことは断じて考えておらないということをはつきりおつしやつていただきたい。

こうお尋ねをしたところ、大臣からは、

当然のこととして郵便貯金の資金運用制度の改善は我々が常々要求をいたしております。そ

こでございました各事項が相当前向きに盛り込まれているということで私はもう手を挙げて賛成をいたしたい、中間でございますが、まずこのことを申し上げたいと思います。

そこで郵便貯金法の一部を改正する法律案の中身でございますが、その前に、これは大変新展開の法律案であるというふうに私自身受けとめているわけでありますので、これは貯金局長に伺いたいと思います。

○中村(逕)政府委員 今回の郵便貯金法の改正の素でございました各事項が相当前向きに盛り込まれているということで私はもう手を挙げて賛成をいたしたい、中間でございますが、まずこのことを申し上げたいと思います。

そこで郵便貯金法の一部を改正する法律案の中身でございますが、その前に、これは大変新展開の法律案であるというふうに私自身受けとめているわけでありますので、これは貯金局長に伺いたいと思います。

そこで郵便貯金法の一部を改正する法律案の中身でございますが、その前に、これは大変新展開の法律案であるというふうに私自身受けとめているわけでありますので、これは貯金局長に伺いたいと思います。

最近金融の自由化という言葉をよく耳にもし、まだ見るわけありますけれども、おもしろいこととていうと語弊がありますが、各種の法律に日本にいうと語弊がありますが、各種の法律に日本を通しましても自由化という文字はどこにも見当たらないのであります。ただ一ヵ所、通産関係の法律に「非自由化商品」という言葉が出てくるの

が唯一の例ではなかろうか、こう思います。よく考えてみますと、各省庁の皆さんは、どうやら自由化という言葉が余りにもひとり歩きをしてみたり、あるいは相当膨らんだイメージを与えるせいか、あえて使ってこれらなかつたような気がするのであります。今回郵政省がこの法案の中で

「金融自由化」という言葉を用いたのが我が国の長い歴史の中で初めて法律に位置したということを知つて、率直な驚きを覚えるとともに、郵政省の新時代をリードする見識が高い評価を私は申し上げたい、こんなふうにも思うのであります。漏れ伺うところによりますと、金融自由化という言葉を使うに当たつては大蔵省の関係と一悶着あつたといふことがありますけれども、それを振り切つて今までこの自由化という言葉を使った、郵政省の意気込みとして私は印象を持つわけであります。

そこで、そこまで重大な決意で今法改正を行おうとしている中身の柱である金融自由化ということについて、基本的な理念、それから大蔵省との折衝の中で問題になつた点がもし答弁できるならばお答えをいただきたい。これは貯金局長で結構であります。

○中村(逕)政府委員 今回の郵便貯金法の改正の大好きな眼目の一つは、何といましても、現在急速に進みつつあります金融自由化にいかに郵便貯金事業が対応していくか、その基盤をぜひ確立したいということが大きな主眼となつてゐるわけ

がございます。そういう意味で、金融自由化に適切に対応するための枠組みとして、私どもは、長年の懸案でありました自主運用制度を盛り込むこと

がぜひとも必要であるということで主張してまいりました。そしてまた当委員会におきましても、しばしばその実現方の決議もいたいたわけであります。この金融自由化というものは時代の趨勢でございまして、もはや逆らうことができないといいますか、とうとうたる流れになつてゐるといふことに私ども認識をしているところでございま

こういう情勢になつてまいりますと、各金融機関それぞれ経営の合理化に努力もし、また経営基盤の確立に努めて、よりよいサービスなり商品なりを開発することによつて結局預金者の利益の還元に努めることになるというふうに考えております。私ども郵便貯金の経営に当たるもいたしましても、こうした環境の変化に的確に対応いたしましたして、郵便貯金の利用者の皆さんに良質な商品の提供とかサービスの提供に努めなくてはならぬということが、いわば金融自由化に適切に対応する基本的な姿勢でございます。

そうした認識につきましては大蔵当局とも私ども特段意見の違ひはないわけでありまして、両者ともそういう認識のもとに今回の自主運用制度の創設に踏み切ることができたというふうに私ども認識しているところでございます。

○木内委員 大蔵省ともいろいろ今後も出てくるかも知れませんが、長い歴史の末に今郵政省はいよいよ逆襲を始めたんだと言う人もいるくらい、

その意気込みが感じられてなりませんし、私も国民生活をまず政治家としての原点に立ち戻つて最重要視するならば、ぜひその意味での応援もしてまいりたい、こういうふうに思いまして、その意

思表示をまずさせていただきたいと思います。

そして具体的に、この金融自由化対策資金の運用の規模であります、本来的な趣旨を考えるならば、自由化に対応するためにできる限りの拡大が必要であろうと思われる所以であります。

当初計画によれば、六十二年度が二兆、六十三年度が二兆五千億、六十四年度が三兆、六十五年度が三兆五千億、六十六年度が四兆円と、毎年五千億円ずつふやしていく、五カ年で累計十五兆円の運用を行なうことが計画をされていたわけであります。これはこれまでの質疑でも確認がされたとおりでもありますし、また杞憂かも知れませんけれども、先日來の自主運用に関する政府と自民党の話の中で、中途的にとりあえず五千億円などといふ話も出たようありますけれども、五カ年で十五兆円の累積を行つていくという見通しについ

ては今なお軌道修正は行われておらない、この点についての確認が一点。

それから六十七年度以降についての見通し、こ

れは中長期的な見通しのない政策というものはあ

り得ないわけでございますし、具体的な数字の提

示ができないこともわかつておりますが、しかし

いかなる方向にこの自主運用は歩こうとしているのか、これは重大な審議でありますので、答弁を願います。

○中村(泰)政府委員 まず金融自由化対策資金の

今後五年間の運用規模でございますが、先生御指

摘のとおり、六十二年度に二兆円からスタートい

たしまして、六十六年度までの間、前年度運用額

に五千億ずつ増加させていく、その結果昭和六十

六年度の運用規模は十五兆円に達するというこ

とにつきましてはいさかの修正もございません。

私も一切修正の話があつたというふうには聞い

ていないとこころでございます。

昭和六十七年度以降の運用規模につきましては

どうかというお尋ねでございますが、やはり今後

の運用の実態あるいは金融自由化の進展の状況、

また郵便貯金事業の経営状況あるいは財政投融資

の資金需要等を総合的に勘案しながら、それまで

ての方がよろしいわけでございます。そういうわ

けでございますが、今中村局長が申し上げました

ように、今後の運用実態とか金融自由化の進展状

況とか、また郵貯の経営状況等々を総合的に勘案

しながら、できるだけ早い機会に計画を立てるこ

とができるよう、先生の御趣旨を十分踏まえ

てまいりたいと思っております。

○木内委員 協議の時間はかかるかもしれません

が、六十七年度以降について青写真というものは

いずれお出しにならなくてはならないと思うので

す。六十六年度末にそのような具体的な内容を盛り込んだ案が出てもこれは間に合わないわけでありまして、いつごろまでに六十七年度以降の計画については案を煮詰められる御予定でしようか。

○中村(泰)政府委員 いずれにいたしましても、

運用の実績あるいは今後の金融情勢、自由化の進

展というもろの条件を勘案いたさないと、現

時点におきましては検討のしようもありませんの

ことにつきましては残念ながら今の時点でお答え

しようもないものですから、私ども、先生の御指

摘のとおり、できるだけ中長期の展望を持ちつつ

運用計画の策定に当たらなくやならぬという点

につきましては全く同感でございまして、そういう

趣旨で今後も取り組んでいきたいというふうに

考へております。

○木内委員 六十三年になるか六十四年になるか

六十五年になるか、いずれにしても早い時期にこ

の運用計画の策定は、金融情勢等諸般の事情を勘

察して早急に策定をされるべきであります。要望

するとともに、この点についての大蔵の御見解を

承りたいと思います。

○唐沢国務大臣 先生今おつしやられましたよう

に、やはり運用計画はできればできるだけ早く立

てた方がよろしいわけでございます。そういうわ

けでございますが、今中村局長が申し上げました

ように、今後の運用実態とか金融自由化の進展状

況とか、また郵貯の経営状況等々を総合的に勘案

しながら、できるだけ早い機会に計画を立てるこ

とができるよう、先生の御趣旨を十分踏まえ

てまいりたいと思っております。

○木内委員 今日の地方の行政施設の水準の現状

からしまして、生活関係公共施設を中心とした社

会資本の整備の緊急性は今一層高まっておりま

す。とりわけ地域社会の構造改革のために地方債

を充当し、整備を図らなければならない分野は扩

大の一途をたどつていると私は認識をしておりま

す。

そのためには、中央と異なり財政力が弱く信用

の低い地方公共団体の起債条件を容易にする施設

が必要とされると思ひますし、借入先、起債条件

等地方債の質を改善することが必要と考へます。

そうした意味も含めて、地域社会資本の充実とい

う点で未成熟な現行の公的金融システムを、より

地域密着型の公的金融システムに転換していくこ

とが政策金融の役割として当然重視されなければ

ならないと私は考へます。全国的レベルでの資金

調整を前提として地域の貯蓄などの資金が専ら中

央に吸い上げられるのではなく、それぞれの地域

の中で社会資本や地域経済活動に投資される中で

還流する、一種の自立化した地域財政金融システムの形成がここに求められるわけであります。その一環として郵貯資金の地方債直接運用というものが重視されなければならない、こう考へるわけであります。

郵便貯金の資金は全国にくまなく広がる約二万

四千の郵便局を通じて集められた資金であり、そ

のことを考へればなお一層地方への還元を中心に

運用が考えられなくてはならない。この地方への

還流、還元という点について、今私の意見を申し

上げたわけであります。今後この問題にどのよ

うに対応されるか、大臣並びに貯金局長の答弁を

いただきたいと思います。

○唐沢国務大臣 このたび自主運用が認められる

ことになつたわけでございますが、この際大事な

ことは、これは安全確実に運用することは当然で

ございますが、できるだけ高利、有利に運用して、

その運用益を預金者に還元することに努めなけれ

ばならないということ、もう一つは、今木内先

生申されましたように、これは全国の預金者から

集まりました資金でございますから、やはりそれ

ぞれの地方に還元をして、下水道とか道路だと

か公園だとか、社会資本の充実にこれが向けられ

るべきものである。そういう意味で今回も地方債

がこの中に入つておるわけでございますが、この

点も非常に重要なことであるということで私も留

意してまいりたいと思つております。

○中村(泰)政府委員 先生から御指摘のありまし

た地方への還元融資といいますか、そういう方

向に将来取り組んでいくべきではないかという御

提案につきましては、私も郵便貯金の資金の性格

からいって非常に重要な方向であるという認識は

持つております。したがいまして、当面地方債を

貸し付け等につきましても十分検討してみなくち

やならないというふうに考へております。

○木内委員 貯金局長、今のは前向きな検討とい

うことで承つてよろしいですね。

○中村(泰)政府委員 実際の貸付業務につきましては、要員による組織にいろいろ非常に困難な問題があると思いますけれども、検討課題としてはぜひ取り組んでみなくちゃならないとおこでございますので、ぜひ前向きにお願いをしたいと思います。

○木内委員 検討課題としてはぜひ取り組むということでございますので、ぜひ前向きにお願いをしたいと思います。

次に、金融自由化対策資金の運用について、資産運用の対象は当面国債、地方債、公庫公团債、金融債、金融機関への預金、元本保証のある金銭信託、特定の社債、外國債、国債等を担保とする貸し付け、こういうふうに資料にあるわけだと思いますが、当面というのは具体的に期間何年くらいを想定しておられるか。

○中村(泰)政府委員 具体的に何年くらいが当面だと言われますと大変お答えしにくいわけになりますけれども、我々といたしましては、やはり運用実績等を踏まえて検討の材料にいたさなくてはなりませんものですから、今後の運用範囲の拡大につきましては、この運用実績とかあるいは郵貯事業の経営状況でありますとか、その他経済金融情勢の諸般の事情も見きわめながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○木内委員 期限設定をすることが困難だという話ですが、諸般の金融情勢、運用実績等を踏まえてということありますから、仮に運用実績がどの程度のものになればこの当面という期間設定ができますか。

○中村(泰)政府委員 やはりできるだけ金融自由化的確な対応をいたしますためには有利、高利な運用ができるならぬという観点があるわけありますが、そういうものについては貯蓄の運用範囲のあり方といふように考えております。私は、常に郵貯資金の運用範囲のあり方といふように考へております。郵貯の貯金総額の制限額でありますのが、現行三百万から五百万までの引き上げというごとに今回内容がなっています。十三年間にわた

る据え置きや、多くの利用者の要望でもあります。す段階で私は賛成をするものであります。なお、利用者の中にはこの際制限額を撤廃してもらいたいのかという意見さえあるわけあります。今回五百方に設定した根拠については既に答弁があつたところでありますので重複は避けます。しかし私が訴えたいのは、五百万というのを決してゴールではなくて、新しい貯金総額設定に向けてのスタートラインであるという認識を持つてもらいたいということあります。これで事足りりとするのでは、まだこれまで十三年間据え置かれたと同じよう長期的な現状維持が懸念されるからであります。したがつて、今回のこの五百万への引き上げが行われ、今後、短時日とは言いませんけれども、やはり一定のサイクルなり協議のリズムを持ってこの引き上げについては検討を隨時行っていくべきである、こういう提案をおたしたいであります。これは大臣から答弁をお願いします。

○唐沢国務大臣 郵貯の制限額につきましては、国民の健全な資産形成の促進を図る観点から、経済情勢の推移や利用者の要望を考慮いたしまして、その引き上げに努めてきたところでございまが、今後とも、先生のおっしゃられますように、経済情勢の推移や利用者の要望を考慮して、その都度検討していくべき問題だと考えております。

○木内委員 以上で終わります。

○深谷委員長 佐藤祐弘君。

○佐藤(祐)委員 朝から質疑、随分いろいろございまして、若干重なるようなところも出てくるかと思いますが、御了解をいただきたいと思います。

まず、大事な問題なので最初に唐沢郵政大臣にお尋ねをしたいと思います。

国民が大変強く反対したマル優制度の廃止、これが売上税と同時に廃案の方向に進んでいる、私はこれは非常に結構なことだというふうに考えております。やはり何よりも中曾根首相の公約違反は許せない、国民の方が大層憤慨されて、まさに

日本列島騒然というような状況になりました。そうした世論の高まりの中で、野党は強く反対いたしましたし、自民党内にも一部動搖や批判がわきましたが、政府の一員として大局的見地に立つて決断をいたした次第でございます。

○佐藤(祐)委員 この問題は引き続き廃案の方向が進んでいるとはいって、先日の参議院での中曾根首相答弁などをお聞きしておりますが、まだ決意を燃やしておられる、再浮上のそれが大変あるという私は感じております。

そこで、それに関連しまして唐沢大臣は、三月に本委員会で昨年の十一月、大臣は明言をされたおつたわけです。改めて紹介しておきますと、

郵便貯金の利息非課税制度につきましては、郵便貯金の根幹にかかる重要な問題であり、郵政審議会の答申でも重ねて言わわれているとおり、今後とも、ぜひ、この制度を存続させるべく努めてまいる覚悟であります。

他には、全力傾注してとか、いろいろな表現で、ともかくこれはあくまで守っていくのだということを繰り返し、力を込めて強調されたというよう

に思います。

ところが、その後百八十度態度を変えられた。けさからの質疑では翻覆したという指摘もございました。私もそのとおりだというように思っています。態度を変えて、少額貯蓄非課税制度、いわゆるマル優制度の廃止を促進する、進める、そういう立場に立たれたわけであります。これはもう明らかに公約違反であるということに加えまして、国会答弁、この委員会での答弁を真っ向から踏みにじる、こうしたことあります。私は極めて責任が重大だと思うのであります。大臣は大局的判断で云々ということを先ほどからおっしゃっておられるわけですが、それだけでは済まない問題だと私は思つております。

それで、マル優の廃止が廃案の方向に今向かっている、この時点で大臣はみずからとつてこちらの態度、これについてどう考えておられるか、しっかりと承つておきたい。

○唐沢国務大臣 けさほどから申しておりますよ

うに、私は各方面の御支援をいただきながら郵便貯金非課税制度存続のために努力を重ねてまいりましたが、政府の一員として大局的見地に立つて決断をいたした次第でございます。

○佐藤(祐)委員 この問題は引き続き廃案の方向が進んでいるとはいって、先日の参議院での中曾根首相答弁などをお聞きしておりますが、まだ決意を燃やしておられる、再浮上のそれが大変あるという私は感じております。

そこで、それに関連しまして唐沢大臣は、三月に本委員会で昨年の十一月、大臣は明言をされたおつたわけです。改めて紹介しておきますと、

郵便貯金の利息非課税制度につきましては、郵便貯金の根幹にかかる重要な問題であり、郵政審議会の答申でも重ねて言わわれているとおり、今後とも、ぜひ、この制度を存続させるべく努めてまいる覚悟であります。

他には、全力傾注してとか、いろいろな表現で、ともかくこれはあくまで守っていくのだということを繰り返し、力を込めて強調されたというよう

に思います。

ところが、その後百八十度態度を変えられた。けさからの質疑では翻覆したという指摘もございました。私もそのとおりだというように思っています。態度を変えて、少額貯蓄非課税制度、いわゆるマル優制度の廃止を促進する、進める、そういう立場に立たれたわけであります。これはもう明らかに公約違反であるということに加えまして、国会答弁、この委員会での答弁を真っ向から踏みにじる、こうしたことあります。私は極めて責任が重大だと思うのであります。大臣は大局的判断で云々ということを先ほどからおっしゃっておられるわけですが、それだけでは済まない問題だと私は思つております。

それで、マル優の廃止が廃案の方向に今向かっている、この時点で大臣はみずからとつてこちらの態度、これについてどう考えておられるか、しっかりと承つておきたい。

○佐藤(祐)委員 今の時点では大臣はそういう御答弁になるということでもあるわけですが、しかし考え方自体について、私はやはりこれは大変問題があるというように思うわけです。

といいますのは、大臣あてに昨年の十月郵政審

議会の答申が出されました。中身もとつよく御存じのはずですが、ここではこういうふうに言われているわけです。「老人等の一部の人達にのみ少額貯蓄非課税制度を存続すればよい」という議論があるが、これは、老人等社会的に弱い立場にある人達に対する配慮ということにして他の大多数人々の利益を無視するものであり、「同制度を事实上廃止することにはほかならない。」この郵政審議会の答申について大臣はどういう態度なんだということが、答申直後の十月二十八日の衆議院決算委員会でも質問されました。それについて、「郵政大臣として最大限これは尊重していかなければならぬ」ということを明言されであります。

ところが、先ほどからの御答弁、所信表明などで言わされているような考え方、まさに郵政審議会が否定したそのものの考え方であるわけです。

そういう点で大臣は、郵政審議会などはどうでもいいんだということが、郵政審議会を尊重すると言われた委員会の発言も踏み破つてもいいんだというお考えなのか。そうとしか思えないわけですが、その点についての御見解をお聞きしておきたいと思います。

○唐沢國務大臣 郵政審議会の先生には、郵政事業、郵政行政等につきまして非常に有益、貴重な御意見をいただきております。私は郵政審議会の答申を尊重することにつきましてはほかのどなたにも劣らない、このように考えております。したがいまして、昭和六十二年度予算案におきましても、郵政審議会から御要望いただいたおりました自主運用とか預入限度額の引き上げとか国債窓販とか、預金者の利便の向上、幸せにつながるよう各種の施策は認められたわけでございます。

ただ税制につきましては、今お話しのように老人、母子家庭、障害者等については非課税制度が存続されたわけでござりますが、原則的に改定をせられたということでおざいます。この点につきましては、けさほどから再々申し上げております

ように、所得税減税を含めた税制の抜本的改革の

中におきまして、大局的見地に立つて判断をしたということで御理解をいただきたいと思います。

○佐藤(祐)委員 郵政審議会を尊重すると言われるながら、ある部分については尊重するけれども、一番の最大関心事の部分については郵政審議会が

まさに否定した考え方、その見地でのところ進続すべきだという立場のものでありますから、私は今後そういう立場に大臣としても立たれるべき

である、こういうことを申し上げておきたいと思ひます。

本日は三つの法案を審議しておるわけあります。このうちの郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案は、定期小為替の額の引き上げとか替証書の期間の延長とか振替口座の開設を無料にするといったような中身になつておりますから郵政官署における国債等の販売の法案に

つきましては、部分的に、例えば郵貯の限度額の引き上げとか貸し付けの額の引き上げという点は賛成できる部分もあるわけですが、全体と

してはマル優制度廃止と引きかえに出されてきた

が、私はそういう判断に立つております。そういう経過も含めまして、国民の大局的な利益からは

プラスにならないものだというふうに今考えてい

るわけでございます。

○佐藤(祐)委員 ちょっと抽象的ではつきりしない。これからいろいろ具体的に計画を進めていく

ということですから、はつきりしないこともやむを得ない面が一つはあるかと思うのですが、国民

から見ますと今度の改正は、要するに国民にとってプラスかどうか、これが大きな関心事ですね。

郵政省が財テクをやり出したとかいうような話はあります、つまりそこは国民にプラスになるのかどうかという点なわけです。

その点に関連して言いますと、昨年、マル優制度廃止と引きかえに浮上したというように私は思っているわけです。そういう段階で、マル優制度

が廃止されても新しい自主運用などによってそれが上回るような利益を国民に還元できるように努力していくのだ、工夫によつてはそういうこと

かといふお尋ねでござりますが、この自主運用制度の実現といふものは、今後進んでまいります金融自由化に対応していくために郵便貯金事業としても制度的な仕組みとしてぜひ設けておかなくては的確な対応ができるないじやないか、貯金の金利

面だけの自由化が進んで運用面における規制金利の状況が続くようではこれから進展する金融自由化に的確な対応ができないという意味で、この制度の創設がぜひ必要であるという認識を持つてゐるところであります。

現実には大口預金の金利の自由化はどんどん進んでおりまして、やはり自由化のメリットといふところであります。

そこで、このうちの郵便為替法及び郵便振替法の一部改正案、ただ、他の二法案、郵便貯金法の一部改正案、

それから郵政官署における国債等の販売の法案に

つきましては、部分的に、例えば郵貯の限度額の引き上げとか貸し付けの額の引き上げという点は

賛成できる部分もあるわけですが、全体としてはマル優制度廃止と引きかえに出されてきた

が、私はそういう判断に立つております。そういう経過も含めまして、国民の大局的な利益からは

プラスにならないものだというふうに今考えてい

るわけであります。

そこで、まずお聞きをしたいのですが、郵貯法の趣旨説明その他、いわゆる自主運用で貯金者が

國民に利益が還元されるのだと、いうことが言

われておる、いわばバラ色に説明がされているわけですが、具体的に國民にとってどんなプラスがあ

るのか、その点を御説明いただきたい。

○中村(泰)政府委員 自主運用制度の創設によつて具体的にどのような利益が國民に還元されるの

も可能なんだといった説明が一部では行われてお

ったわけですね。私は、とてもじゃないがそんなことにはならないというふうに思つておるのですけれども、現時点ではマル優制度の廃止は廢棄の方針というのですが、いろんな経過、大臣発言

などを見ておりましても相当再浮上の危険がある。もちろん私たち、あくまでこれは反対といふことであるわけですが、それが非常に国民的

方向といふことですが、いついた関連で見た場合に、マル優制度の廃止と引きかえに今度の法改正があるわけですが、このことによつて、これまでマル優によつて國民が受けていた利益が果たしてあり得るのか、それが非常に国民的関心事だらうと思うのです。その点について見解をお聞きしたい。

一方、この非課税制度の改定の問題といふのは税制全般の問題でありまして、自主運用によってどの程度の利益の確保ができるのかという点から申し上げますと、仮に過去十年間の実績を勘案して仮定をいたしまして算出いたしますと、やはり自主運用

した場合の方が全額預託をしていた場合よりも有利な利回りが確保できるという状況は出てまいります。

○中村(泰)政府委員 自主運用によってどの程度の利益の確保ができるのかという点から申し上げますと、仮に過去十年間の実績を勘案して仮定をいたしまして算出いたしますと、やはり自主運用

した場合の方が全額預託をしていた場合よりも有利な利回りが確保できるという状況は出てまいります。

○佐藤(祐)委員 具体的なことで少しお聞きをしておきたいのですが、仮にこの利子非課税制度が廃止される、二〇〇%の課税が行わられるというような

税額、平年度ベースでどのくらいになるか。

○中村(泰)政府委員 今後の金融情勢であるとか、あるいは課税されることによりまして預金者がどういった行動をとるかといったよろしく非常に予測困難な面も多いわけありますが、現在の郵

便貯金の払い戻しの実態が大きく変化することはないという仮定のもとで試算をいたしますと、平年度ベースで七千億前後と見込まれております。

○佐藤(祐)委員 私は、郵便貯金、国民の本当に零細な貯金、こういうものはどう使うのかという問題、非常に大事な問題だというふうに思っています。

現在は、これまで郵便から運用部資金に入つて、この中で大きな部分を占めているわけです。それでいろんなことをやつしていくということですが、そのやり方自体についても、現在の財投はやはり十分国民本位になつていらないという考え方を我々持つておるわけです。

さつき大臣から、もっと国民のために住宅とか下水道とかそういうものに使われるべきだ、そういうことが必要だという趣旨の御発言があつたわけですが、全体としてそういう方向が大変弱い。輸銀や開銀など大企業のためのサービスといいますか、そちらには相当使われておるわけですが、中小企業とかそういう国民の暮らし、生活に直結するような部分には極めて少ない。そういう部分を大きくしていくことが日本の政治の課題だというように考えているわけです。今はそれが、取り扱うのが大蔵省から一部分郵政省に来るということでありまして、その使い方についていろいろ検討が加えられて発展があつたといふことがあります。しかも郵政の場合、先ほどの答弁にもありましたけれども、ともかく高い利子、有利、高利の運用ということが先行しているわけですね。やはりこの点に非常に問題があるというふうに私は考えるわけです。そうではなくて、国民の零細な貯金、これを運用するわけですから、地方債とか公社・公團債、そういうものがその枠の中に入りまして、これを重視していかなければならぬというような御答弁だったような気がするのですが、どの程度力を入

れていかれる予定なのか、見通しなのか、これは大臣にお聞きをしたい。

○中村(泰)政府委員 自主運用の対象ができるだけ高利、有利に運用するということは、結局その運用益を郵貯特会に帰属させて、それから預金者にできるだけ還元をするという基盤をつくるために運用するわけありますから、そういった意味でこの自主運用というものが預金者の利益の向上につながつていくものであるというふうに私どもは思っております。

それから、この運用に当たつてどういう運用対象にどのくらいのウエートをかけて運用するかと、ことでも大きな観点ではありますけれども、結局地方債の市場性といいますか、その発行の規模といふようなことも考えてみなければなりませんし、そういう金融情勢もろもろをかみ合わせて、できるだけ運用利回りの高くなるようなポートフォリオを組んでいくというのがやはり預金者の利益につながつていくものであるというふうに考えております。

○佐藤(祐)委員 やはりその点で私から言えば考え方が逆立ちしている。まず高利運用というところへ、利ざやをいかに大きく稼ぐかというところに行つております。大口に引き続きまして小口の預貯金の金利の自由化はほぼ完了といった時期に至っております。大口に引き続きまして小口の預貯金の定期預金の連絡会議で決まっておりましたアクションプログラムの方針でもございますし、やはり金利の自由化というのは一たん始まりますとどちらかあるいはCDにしろMMCにしろ、大口預金の金利の自由化はほぼ完了といった段階であります。大口に引き続きまして小口の預貯金の金利の自由化に取り組んでいくというのが政

府・与党の連絡会議で決まっておりましたアクションプログラムの方針でもございますし、やはり金利の自由化というのでは、大口定期預金の金利の自由化はまだ始まらないといいますか、完全自由化の状況まで行くものであるというふうに私は見ております。そういう意味では、巷間言われるところの、大口定期も一億は既に四月から始まりましたが、MMCにつきまして現在二千万の単位がこの秋には一千億になるのではないか、そういう検討もなされているという模様も伺つておるわけでありますが、そのあたりに来ますといわば小口預貯金が

具体的にもう一つお聞きしておきますが、運用の計画、いろいろこれから考えていくということになるわけですが、外国債も入つておりますね。外債はことしから着手していく予定でしようか。

○中村(泰)政府委員 運用の対象に入つておりますけれども、今日の為替相場の不安定な状況等を考えたり、あるいはカントリーリスクというようなことも考えてみなければなりませんし、外債の運用につきましては初年度としては私は慎重に取り組むべきだというふうに考えておりま

す。

[関谷委員長代理退席、委員長着席]

○佐藤(祐)委員 運用面と関連するのですが、大体金融自由化対策資金というふうに銘打たれてもありますし、金融自由化的に確に対応していくためにこの自主運用をやるんだということがあります。金融自由化の中でも関心の強いおるわけですが、金融自由化の中でも関心の強い金利の自由化ですね、これについてはどういうふうに進展するであろうというめどを持つていらっしゃいますか。

○中村(泰)政府委員 見通しを話せと言われると大変困難なことでありますけれども、既に御承知のように、一昨年のアクションプログラムによりまして金利の自由化というのは大口預金から順次取り組んでいくということで、現在、大口定期であるとかあるいはCDにしろMMCにしろ、大口預金の金利の自由化はほぼ完了といった時期に至っております。大口に引き続きまして小口の預貯金の金利の自由化に入つていていくのじゃないか。そういう点につきましては大蔵省も大体同じような

考え方を持つておるわけであります。したがいまして、どういう商品にしていくかというような具体的な商品内容が決まってこないと、小口金利を自由化した場合どういった影響が出てくるのかといふこともちょっと今の段階では推測は難しい状況にござります。

○佐藤(祐)委員 一般の人の間で、自由化になれば高くなつていくんだろうという期待感がやはりあるわけですが、もちろんこれは市場連動型になつていくわけですから、それが永続的に続くといふことは到底言えないわけですし、いろんな問題があるのですが、当面はどういう見通しを持っておられますか。

○中村(泰)政府委員 小口預貯金の金利の自由化を実現させることは預金者の利益につながることでなくなりませんし、大口定期の自由化がなされたときも大分金利が上がりました。それから諸外国の例を見ても、国によつて事情は違いますが、そのあたりに来ますといわば小口預貯金が

数字になつていくんんだろうかというのがやはり関心のあるところですね。そのあたりについて聞かせていただきたい。

○中村(泰)政府委員 小口の預貯金の金利の自由化にどのように対応していくかということに関連してくると思うのですけれども、私ども考えているには、それは一挙にというのではなく難しいのではないか。やはり大口も漸進的に進んできたのと同じように、小口もいきなり完全自由化ではなくして、いわゆるMMCの小口版といいますか、市場金利連動型の預貯金というようなものから小口金利の自由化に入つてしていくのじゃないか。そういう点につきましては大蔵省も大体同じような

考え方を持つておるわけであります。したがいまして、どういう商品にしていくかというような具体的な商品内容が決まってこないと、小口金利を自由化した場合どういった影響が出てくるのかといふこともちょっと今の段階では推測は難しい状況にござります。

○佐藤(祐)委員 確かに大口の方が先行しましてずっと進んできている、だから小口も早くやれといふ意見が強いわけありますが、じゃ本当に小資金シフトする可能性も出でてくるのではないか、それだけにできるだけ早く小口預貯金の自由化の展望を示して対策を立ていかなくちゃならぬというふうに考えております。

○佐藤(祐)委員 確かに大口の方が先行しまして金利は今規制金利よりは上昇するのが実情のようではありますから、それだけ預金者の利益の還元につながつてくるものだというふうに思つております。

○佐藤(祐)委員 金利の問題では、アメリカの要求で低く抑えられているといった問題もありますから、アメリカの干涉的な要求、これを排除する

だけでかなり変わったんだというふうにその問題では考へております。

関連もしますが、具体的な問題で一つ要望したいことがあります。それは定額貯金ですね、非常に人気が高い商品なわけですが、今後のいろいろな進展の中でも定額貯金はぜひ存続させるべきであるというように思うのですが、どうでしょうか。

○中村(泰)政府委員 定額貯金というのはなかなか収益性に富んでおりましても、なかなか換金性にも富んでおる。六ヵ月以上すればいつでも換金できる、しかも余裕資金があつて長く置いておこうと思えば十年間まで置けるというように、私は魅力がある商品だと思っております。それだけに郵便貯金事業の中では圧倒的な主力商品でございまして、そういうことが郵貯の不安を生んでいます。

大きな原因でもあるういうふうに考えておりますから、そういう人気のある商品の見直しといふ問題については私は非常に慎重でなくちやならないというふうに思つております。

○佐藤(祐)委員 今は見直しという言葉がありますが、見直しの対象になつているということですか。私は、堅持してもらいたい、堅持すべきであるということを申し上げたのですが、ちょっとと今の御答弁ははつきりしない。

○中村(泰)政府委員 今後の金融の自由化全般の進展の中でいろいろな商品開発あるいはサービスのあり方というようなことを検討していくなかちやならないのは当然でございますが、そういう意味で世に言われる定額貯金の見直しというような問題については私は慎重に対処しなくてはならないというふうに考えておるということでございまます。

○佐藤(祐)委員 全銀協あたりいろいろなことが言われているようありますが、今の局長答弁は見直しを慎重にするということでございまます。ところで、アメリカの場合は金融自由化が一足先に進んでいたりするわけですが、アメリカの場合で小口預金者について自由化以後どうい

う変化が起きているかという問題でお聞きをした

い。

○中村(泰)政府委員 アメリカの預金金利の自由化の状況でござりますけれども、アメリカにおきましては、いわゆる十ドル以上の大口定期預金

の金利につきましては一九七三年の五月に完全自由化をしております。その後、一九八〇年にこの高金利の影響によりまして、証券会社が開発をしましたM&Mという投資信託型の自由金利商品であります。

預金が大量に流出をしていった、資金シフトが起つたというようなことで、この小口預金の十万ドル未満の金利の自由化が急速に進展していったという状況にござります。

それで、一九八三年の十月に小口の定期預金が

ほぼ全面的に自由化になったわけでありますけれども、その結果、小口定期預金の金利は、それまでの規制されておりましたときに比べますと、

五・七五%から一挙に一%に五・二五%も急上昇しまして、ほぼ大口定期預金並みの水準にまで上昇をしたという状況がござります。それ以降、

小口の定期預金も大口の定期預金と余り変わらない金利の水準になつてゐる状況でございます。

ただ、これほど急激に金利が上昇したというのは、特に高金利のインフレ時代であったという背景もございますが、いずれにしろ、アメリカの場

合の小口預金の金利の自由化というのは劇的な金利の上昇をもたらしたという結果になつております。

○佐藤(祐)委員 金利の上昇の問題の御答弁があ

ります。

○中村(泰)政府委員 金利の上昇の問題の御答弁があ

ります。

○佐藤(祐)委員 全銀協あたりいろいろなこ

とが言われているようですが、今の局長答弁は見直しを慎重にするということでございまます。

○佐藤(祐)委員 全銀協あたりいろいろなこ

とが言われているようですが、今の局長答弁は見直しを慎重にするということでございまます。

○佐藤(祐)委員 全銀協あたりいろいろなこ

とが言われているようですが、今の局長答弁は見直しを慎重にするということでございまます。

○佐藤(祐)委員 全銀協あたりいろいろなこ

おる。利子は出さなくて逆に手数料を取るといふ、零細預貯金者はかえつて不利益をこうむつているという事例が起きておるわけですね。もちろん、アメリカの場合と日本の場合でいろいろな違もあるわけで、それをもつて一概に言えないわけですが。

もう時間が来たので関連しまして最後の質問にしますが、手数料というのが最近金融機関では相当重視をされているのですね。いろいろな資料、もう紹介はやめますけれども、手数料収入で食える銀行になっているというのですね。こういう論文も出たりしておるわけです。どんどん送金の手数料とかいろいろなものが上がつていっているということがあります。つい最近もある銀行で、同じ銀行内で口座振替をやるのにそれも手数料を取るというふうなあくどい案までが出たわけですが、これはさすがに大蔵省の指導でやめたそうです。しかし、さまざまに手数料をふやしていく。収入の三割までは手数料で行くのだというふうなことを言つておられる向きもあるわけです。

そういう状況の中で郵貯に対して若干の騒音も聞こえてくるのですが、この手数料をやら取りまくるというふうなことが私は郵貯の場合はあつてはならぬと思つてはいるのですが、その点はどういうふうに考えておられますか。

○中村(泰)政府委員 私は、やはり適正なコストに見合う手数料というものは当然徴収るべき性格のものであろうというふうに思つております。最近も、CD、ATMの時間延長に伴いまして民間金融機関ではこの手数料の問題が出たことがございましたが、私どもは要員的なやりくりによりまして特にコストが増大するということもないものですから、手数料を徴収するという問題はなかつたわけござりますけれども、基本的には、適正なコストを徴収する手数料というものは、これから金融自由化が進めば進むほど競争が激化するわけありますから、コストを徴収する料金というのいろいろなサービスにおきましてもお認めいただかなくしてはならないのじやないかというふうに考えてお

ります。

○佐藤(祐)委員 最後に。ちょっと今の答弁は不満であります。コストというのは少額なほど割高にはなるわけですよ。しかし、元来は、郵便貯金の場合は少額な国民の貯金を奨励するというような趣旨でありますから、できるだけそういうものが付加されないかないように、これは要望といいます。

最後に重ねて、マル優制度の廃止、こういうことですが、要求をしておきたいと思います。

○深谷委員長 これまで三案に対する質疑は終局いたしました。

○深谷委員長 提出者より趣旨の説明を聴取いたします。関谷勝嗣君。

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

ト

カ月余りも経過しているため、法律の公布の日から直ちに実施できるよう修正するものであります。

次に、郵便貯金の貯金総額の制限額に関する改正規定の施行期日についてであります。

政原案では、非課税貯蓄制度改定の施行予定期と同日の昭和六十二年十月一日としておりますが、税制改正については、先般の衆議院議長のあつせんにより、今後、衆議院に設置される協議機関において検討されることとなつております。このため、貯金総額の制限額の引き上げについては、施行期日を特定せず、非課税貯蓄制度が改定される場合の施行日を踏まえ実施することが妥当であると判断し、「政令で定める日から施行する」と修正するものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○深谷委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○深谷委員長 このより郵便貯金法の一部を改正する法律案及び修正案、郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律案、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案について討論に入りますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

郵便貯金法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、閑谷勝嗣君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷委員長 起立多數。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷委員長 起立多數。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷委員長 起立多數。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷委員長 起立多數。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

まことにあつたがとうございました。(拍手)

一 今后とも、国民のニーズに的確に応えるため、郵便貯金総額の引上げを図ること。

ともに、国民生活の利便の向上を図るために、金利自由化・長寿社会に対応した商品、郵政三事業が提供する各種サービスを組み合わせた商品などを早急に開発し提供すること。

以上のとおりであります。

この附帯決議案は、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議及び民政党・民主連合の四派共同提案に係るものでありまして、案文は、当委員会における質疑などを参考して作成されたものでありますから、説明を省かせていただきます。

護憲共同、公明党、国民会議及び民政党・民主連合の四派共同提案に係るものでありまして、案文は、当委員会における質疑などを参考して作成されたものでありますから、説明を省かせていただきます。

提出者より趣旨の説明を求めます。吹田愾君。

○吹田委員長 ただいま議決いたしました郵便貯金法の一部を改正する法律案に対し、吹田愾君外三名より、附帯決議をすべしとの動議が提出されおりります。

提出者より趣旨の説明を求めます。吹田愾君。

○吹田委員長 ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

○深谷委員長 ただいま議決いたしました郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

○深谷委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○深谷委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました各案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○深谷委員長 お詫びいたします。

〔報告書は附録に掲載〕

○深谷委員長 お詫びいたします。

○深谷委員長 次に、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案、簡易生保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

政府より順次趣旨の説明を聴取いたします。唐沢郵政大臣。

○唐沢国務大臣 慎重な御審議をいただきまして、ただいま郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律案及び郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案を御可決いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

○唐沢国務大臣 最初に、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案につきましては、今後為替貯金事業を運営していく上で十分生かしてまいりたいと存じます。

また、ただいまの郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、今後そ

簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案、郵便年金法の一部を改正する法律案につきましては、今後為替貯金事業を運営していく上で十分生かしてまいりたいと存じます。

また、ただいまの郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、今後そ

簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案につきましては、今後そ

簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案につきましては、今後そ

簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案につきましては、今後そ

簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案につきましては、今後そ

簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案につきましては、今後そ

簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案につきましては、今後そ

この法律案は、最近の我が国の経済情勢の動向

にかんがみまして、簡易生命保険及び郵便年金の加入者の利益の増進を図るために、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金について、その運用の範囲を拡大するとともに、簡易保険郵便年金福祉事業団において、これを借り入れて運用し、その利益を同特別会計に納付することとすること等を行おうとするものであります。

まず、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部改正の内容について申し上げます。

第一は、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金を簡易保険郵便年金福祉事業団に貸し付けることができるようするため、同事業団をその運用範囲に加えようとするものであります。

第二は、社債及び外國債に運用する積立金の額の限度は、それぞれ積立金総額の百分の十とされておりますが、これを百分の二十にしようとするものであります。

次に、簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部改正の内容について申し上げます。

第一は、簡易保険郵便年金福祉事業団に新たな目的を加えることであります。

現在、同事業団は、簡易生命保険及び郵便年金の加入者福祉施設の設置及び運営を適かつ能率的に行なうことを目的としておりますが、これに、簡易生命保険事業及び郵便年金事業の健全な經營に資するために必要な業務を行うことを加えようとするものであります。

第二は、同事業団の業務に、簡易生命保険及郵便年金特別会計から借り入れた資金の運用を行うことを加えようとするものであります。

第三は、その資金の運用については、国債等の有価証券の取得、預金もしくは貯金または現金信託の方針により、安全かつ効率的に運用しなければならないこととしようとするものであります。

第四は、新たな業務に係る経理及び簡易生命保険及郵便年金特別会計への納付であります。

新たな業務に係る経理については、現在の業務と区別して勘定を設け、この勘定において利益を

生じたときは、これを簡易生命保険及郵便年金特別会計に納付することとしようとするものであります。

なお、この法律の施行期日は、昭和六十二年四月一日としております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

次に、簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における社会経済情勢の推移及び保険需要の動向にかんがみまして、簡易生命保険及び郵便年金の加入者に対する保障内容の充実または利便の向上を図るため、終身保険の制度を改善するとともに、証券等を貸付金の弁済に充てることとすること等を行おうとするものであります。

第一は、終身保険について、最近の長寿社会の進展にかんがみ、被保険者の常時の介護を要する身体障害の状態が一定期間継続したことにより保険金の支払いをすることができるとしているものであります。

第二は、疾病傷害特約について、保障の充実を図るため、被保険者の疾病を直接の原因とする常時介護を要する身体障害の状態に対し保険金の支払いをすることができるとしているものであります。

第三は、加入者の利便を図るために、証券等を保険契約者に対する貸付金の弁済に充てることができるとしているものであります。

これは、加入者の利便を図るために、証券等を年金契約者等に対する貸付金の弁済に充てることができます。

次に、郵便年金法の一部改正の内容について申し上げます。

第一は、簡易保険及郵便年金特別会計の積立金について、速やかに御可決ください。

第二は、同項中「五百萬円」を「五百萬円」に改める。

第三は、同項中「三百万円」を「二百万円」に改める。

第四は、同項中「二百万円」を「二百万円」に改める。

第五は、同項中「二箇月」を「六箇月」に改める。

第六は、同項中「三十日」を「三十日」に改める。

第七は、同項中「三十日」を「三十日」に改める。

第八は、同項中「三十日」を「三十日」に改める。

第九は、同項中「三十日」を「三十日」に改める。

第十は、同項中「三十日」を「三十日」に改める。

起算して一年六ヶ月を、証券等を貸付金の弁済に充てることができることとすることについては公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日からいたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決ください。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

○深谷委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十五日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十分散会

### 郵便貯金法の一部を改正する法律案

#### 郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十章 郵便貯金振興会」を「第十一章 金融自由化対策資金の運用」に改める。

第十条第一項中「三百万円」を「五百万円」に改める。

第三十八条の見出し中「払もどし証書」を「払戻証書」に改め、同条第一項中「払もどし証書」を「払戻証書」に、「二箇月」を「六箇月」に改める。

第六十五条第一項中「一百万円」を「二百万円」に改める。

第六十六条を削り、第六十七条を第六十八条とし、第六十六条の次に次の二条を加える。

第六十七条(準用規定) 第六十四条の規定による貸付けについては、第三十七条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「払もどし金の払渡し」とあるのは「貸付金の交付」と、当該払渡しとあるのは「当該交付」と読み替えるものとする。

第十章を第十一章とし、第九章の次に次の二章を加える。

### 第十章 金融自由化対策資金の運用

第六十八条の二(資金の運用) 郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金(以下「資金」という)。

規制の緩和又は撤廃をいう。に適切に対応した健全な郵便貯金事業の経営の確保に資するため、郵政大臣が運用する。

資金は、次に掲げるもののうち、特別の法律により設立された法人(第二号に規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、特別の法律により債券を発行することができるものの発行する債券)の銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫(以下この条において「金融機関」という)の発行する債券(以下この条において「金融債」という)の発行する債券(以下この条において「金融債」という)。

一 國債

二 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならぬものに運用する。

三 地方債

四 特別の法律により設立された法人(第二号に規定する法人を除く)で、国、同号に規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、特別の法律により債券を発行することができるものの発行する債券。

五 銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫(以下この条において「金融機関」という)の発行する債券(以下この条において「金融債」という)。

六 社債で政令で定めるもの

七 前各号に掲げる債券以外の債券で、郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律(昭和六十二年法律第号)第十一條

第一項、第十三條第四項若しくは第十五條第一項若しくは第二項又は第十八條の規定によ

る買取り又は取得の対象となるもの

八 外国政府、外国の地方公共団体又は国際機関の発行する債券その他の外国法人の発行する政令で定める債券(以下この条において「外国債」という)。

九 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

十 金融機関への預金

十一 郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律第十二条の規定による貸付け

資金を金融債に運用する場合には、一の金融機関の発行する金融債の十分の五又は一の金融機関の一回に発行する金融債の十分の六を超える割合の金融債の引受け、応募又は買入れを行つてはならない。

前項の場合において、資金運用部資金又は簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用による割合の金融債の引受け、応募又は買入れを行う場合は、その額を資金の金融債に運用する額があるときは、その額を資金の金融債に運用する額に合算し、その合算額につき、同項の規定を適用するものとする。

金融債は、利率、担保、償還の方法、期限その他他の条件において、他の引受け、応募又は買入れに係るものとその種類を同じくするものでなければならぬ。

第二項及び前項の規定は、資金を社債、外国債又は金銭信託に運用する場合に準用する。この場合において、金銭信託への運用に準用するときは、これらの規定中「引受け、応募又は買入れ」とあるのは、「信託貸付信託の受益証券の買入れを含む。」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)  
 第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、第十条第一項の改正規定は、同年十月一日から施行する。  
 (資金運用部資金法の一部改正)  
 第二条 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第二百号)の一部を次のように改正する。  
 第七条第四項中「場合において、」の下に「郵

便貯金特別会計の金融自由化対策資金又は」を加える。

(簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部改正)

第三条 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「資金運用部資金」の下に「又は郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金」を加える。

(郵政省設置法の一部改正)  
 第四条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十二号の次に次の一号を加える。

三十二の一 郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金を運用すること。

第五条第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 法令の定めるところに従い、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金を運用すること。

第十四条 郵便局における募集の取扱いにより国債等を取得しようとする者は、郵政省令の定めるところにより、当該国債等の取得の申込みをするものとする。

第四条 郵便局における募集の取扱いにより国債等を取得しようとする者は、郵政省令の定めるところにより、当該国債等の取得の申込みをするものとする。

第五条 邮便貯金の預金者の利益の増進等のため、貯金総額の制限額の引上げ等を行うとともに、金融自由化に適応した健全な郵便貯金事業の経営の確保に資するため、郵政大臣が金融自由化対策資金を一定の範囲で運用できるようにする必要がある。

郵政大臣は、第六十八条の三第一項の規定にかかるわらず、帝都高速交通営団に対する日本国有鉄道清算事業団の持分の全部が政府に譲渡されるまでの間においても、資金を帝都高度度交通営団が帝都高速度交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)により発行する債券に運用することができる。

(郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律)

郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律

(田代)

第一条 この法律は、郵政官署において国債等の募集の取扱い等を行うことによって、国民の健全な財形形成及び個人による国債等の所有の促進を図り、もつて国民生活の向上と国民経済の

発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国債等」とは、国債、地方債並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

(業務の範囲)

第三条 郵政大臣は、この法律の定めるところにより、国債等に係る次の業務を行う。

一 募集の取扱い

二 証券の保護預り

三 元利金の支払に関する事務

四 買取り

五 担保貸付け

六 保護預り料金

第七条 証券の寄託者は、保護預りに関する手続をするには、郵政省令で定める場合を除いて、印を押さなければならない。

第八条 郵政省は、証券の寄託者の真偽を調査するため必要な証明を求めることができる。

第九条 この法律又はこの法律に基づく郵政省令に規定する手続を経て保護預り証券の引渡しをするため必要な証明を求めることができる。

第十条 郵政省は、証券の寄託者の保護預り

権利を含む。以下同じ。)を交付する。

第十一条 郵政省は、郵政省令で定める場合は、証券の寄託者からの請求により、保護預り証券を再交付する。

第十二条 証券の寄託者は、第一項の規定により保護預りが行われている証券(以下「保護預り証券」という。)の返還を請求しようとするときは、郵政省令で定めるところにより、保護預り証券を提示しなければならない。

第十三条 郵政大臣は、前項各号に掲げる業務のほか、これらに附帯する業務を行うことができる。

(募集の取扱い)

第十四条 郵便局における募集の取扱いにより国債等を取得しようとする者は、郵政省令の定めるところにより、当該国債等の取得の申込みをするものとする。

第十五条 郵政大臣は、郵政省令の定めるところにより、前項の規定による国債等の取得の申込みに係る払込金額を制限することができる。

第十六条 郵政大臣は、前項第一項の規定により国債等の証券の保護預りを行つときは、実費を勘案して郵政省令で定める額の料金を証券の寄託者から徴収することができる。

第十七条 証券の寄託者は、保護預りに関する手続をするには、郵政省令で定める場合を除いて、印を押さなければならない。

第十八条 前項の印を押さなければならない。

第十九条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を押さなければならない。

第二十条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第二十一条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第二十二条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第二十三条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第二十四条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第二十五条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第二十六条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第二十七条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第二十八条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第二十九条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第三十条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第三十一条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第三十二条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第三十三条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第三十四条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第三十五条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第三十六条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第三十七条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第三十八条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第三十九条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第四十条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第四十一条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第四十二条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第四十三条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第四十四条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第四十五条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第四十六条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第四十七条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第四十八条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第四十九条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第五十条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第五十一条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第五十二条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第五十三条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第五十四条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第五十五条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

第五十六条 証券の寄託者は、郵便局に届け出で第一項の印を変更することができる。

(元利金の支払事務)

第十一条 郵政省は、郵便局扱いの国債等について、元利金の支払に関する事務を取り扱う。天災その他特に必要があると認められるときは、郵便局扱いの国債等以外の国債等についても、同様とする。

2 前項の規定による元利金の払渡しの方法及びその手続は、郵政省令で定める。

(買取り)

第十一条 郵政大臣は、郵便局における募集の取扱いにより国債等を取得した者又はその相続人その他の一般承継人から請求があつたときは、当該取得に係る国債等を買ひ取る。

2 前項の規定により買ひ取る国債等の価格は、時価を勘査して郵政大臣が定める。

(代金)

第十一項の規定により買ひ取る国債等の代金(以下「買取代金」という。)の支払期日は、郵政省令で定める。

(名稱)

郵政省は、第一項の規定により国債等を買ひ取つたときは、当該買取りに係る国債等の名稱、買取年月日、買取代金及びその支払年月日を記載した買取報告書を当該買取りを請求した者に交付する。

(担保貸付け)

第五条第五項の規定は、保護預り証券に係る第一項の規定による買取りの請求について準用する。この場合において、第五条第五項中「返還」とあるのは、「買取り」と読み替えるものとする。

(担保貸付け)

第十一条 郵政大臣は、郵便局における募集の取扱いにより買ひ取つた場合における当該買取代金に相当する金額を超過してはならず、その総額は、貸付

(貸付金の金額の制限)

第十三条 前条の規定による貸付金の金額は、貸付けを受ける者が担保とする国債等の額面金額に郵政省令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額を超えてはならず、その総額は、貸付

けを受ける者一人につき、二百万円を超えてはならない。

2 前条の規定による貸付金の総額が前項に規定する制限額を超えたときは、郵政省は、その旨を当該貸付けを受けた者に通知する。

(前項の規定による通知があつたときは、当該

貸付けを受けた者は、当該貸付金の総額が第一項に規定する制限額以内の金額となるよう、当該貸付金の一部を返還しなければならない。

4 第二項の規定により通知を発した日から一箇月以内に当該貸付けを受けた者が前項の規定による返還をしないときは、郵政省は、貸付金のうちその貸付けにより貸付金の総額が第一項に規定する制限額を超えることとなつたもの及びその利子に係る債務の弁済の期限を繰り上げ、当該貸付金の担保とされた国債等の全部又は一部を買ひ取る。この場合において、その代金は当該債務の弁済に充当し、剩余金は当該貸付けを受けていた者に交付する。

5 第十一条第二項の規定は、前項前段の規定により買ひ取る国債等の価格について準用する。

(貸付期間及び利率)

第十四条 第十二条の規定による貸付金の貸付期間は郵政省令で、その利率は政令で定める。

(法定弁済)

第十五条 第十二条の規定による貸付金の貸付期間内に当該貸付けの担保とされた国債等の買取りの請求があつたときは、郵政省は、当該国債等を第十一項の規定により買ひ取つた場合における当該買取代金に相当する金額からその時ににおける当該貸付金及びその利子の合計額に相当する金額を控除した金額でこれを買ひ取る。この場合において、当該貸付金及びその利子に係る債務は、その時に弁済されたものとみなす。

(省令への委任)

第十九条 この法律に規定するもののほか、国債等に係る募集の取扱い、証券の保護預り、元利金の支払に関する事務、買取り、担保貸付けその他の国債等に係る郵政大臣の業務に関して必要な事項は、郵政省令で定める。

(施行期限)

第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。

(郵便法の一部改正)

第二条 郵便法(昭和二十二年法律第二百六十五号)による改定による

又は一部を買ひ取り、その代金を当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済に充当し、当該貸付けを受けていた者に剩余金を交付する。

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定により買ひ取る国債等の価格について準用する。

(利用の制限及び業務の停止)

第十六条 郵政大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、郵便局を指定し、かつ、期間を定めて、この法律に定める業務について利用を制限し、又はその一部を停止することができる。

3 第二項の規定により通知を発した日から一箇月以内に当該貸付けを受けた者が前項の規定による返還をしないときは、郵政省は、貸付金のうちその貸付けにより貸付金の総額が第一項に規定する制限額を超えることとなつたもの及びその利子に係る債務の弁済の期限を繰り上げ、当該貸付金の担保とされた国債等の全部又は一部を買ひ取る。この場合において、その代金は当該債務の弁済に充当し、剩余金は当該貸付けを受けていた者に交付する。

5 第十一条第二項の規定は、前項前段の規定により買ひ取る国債等の価格について準用する。

(残額の取得)

第十七条 郵政大臣は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた者の緊急な需要を満たすため必要があるときは、郵政省令の定めるところにより、郵便局を指定し、かつ、期間を定めて、第三条第一項四号及び第五号に掲げる業務に関し便宜の取扱いをすることができる。

(残額の取得)

第十八条 郵政大臣は、第四条の規定により国債等の募集の取扱いをした場合において、当該募集の取扱いにおける取得の申込みに係る払込金額の合計額が当該募集の取扱いに係る募集総額に達しなかつたときは、その残額を取得するものとする。

(省令への委任)

第十九条 この法律に規定するもののほか、国債等に係る募集の取扱い、証券の保護預り、元利金の支払に関する事務、買取り、担保貸付けその他の国債等に係る郵政大臣の業務に関して必要な事項は、郵政省令で定める。

(附則)

第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。

(郵便法の一部改正)

第二条 郵便法(昭和二十二年法律第二百六十五号)による改定による

の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「若しくは償還」を「又は償還、国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券の募集の取扱い、証券の保護預り又は元利金の支払」に改める。

(国営企業労働関係法の一部改正)

第三条 国営企業労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「並びに年金を」「年金」に改め、「払渡しに関する業務」の下に「並びに国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券の募集の取扱い、証券の保護預り及び元利金の支払に関する業務」を加える。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第四条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第五条 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

(有価証券取引税法の一部改正)

第六条 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

(有価証券取引税法の一部改正)

第七条 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

(有価証券取引税法の一部改正)

第八条 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

(有価証券取引税法の一部改正)

第九条 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

(有価証券取引税法の一部改正)

第十条 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

(有価証券取引税法の一部改正)

第十二条 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

(有価証券取引税法の一部改正)

第十三条 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

証券取引税を納付するに改める。

第十三条第一項中「証券会社が」を「証券会社等が」に、「これを証券会社を「これを当該証券会社等」と改める。

第十八条次の二項を加える。

二第一項の規定による徴収義務の生じた有価証券取引税額がない場合に準用する。

第二十条(見出しを含む)中「証券会社」を「証券会社等」に改める。

第二十二条の二第一項中「その本店」の下に「又は郵政省」を加える。

(国税通則法の一部改正)  
第六条 国税通則法昭和三十七年法律第六十六号の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「に規定する証券会社が同法」を「第十一条の二(特別徴収による納付)」に改める。

(郵政省設置法の一部改正)  
第七条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四条)の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の二号を加える。

六 国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券(以下「国債等」という。)の募集の取扱い、証券の保護預り及び元利金の支払に関する業務

第四条第三十二号中「郵便振替及び国民貯蓄債券」を及び郵便振替並びに国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上げ並びにその割増金の支払、国債等の募集の取扱い、証券の保護預り及び元利金の支払に改め、同条第三十七号中「及び保険年金」を「保険年金及び国債等の証券の保護預り」に改める。

#### 理由

社会経済環境の変化に対処して、広く国民に国債等の取得の機会を提供することにより国民の健全な財産形成と個人による国債等の所有の促進を

図るため、郵政官署において国債等の募集の取扱いその他の業務を行うことができるようとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第十九条第一項中「加入者が」の下に「省令で定めるところにより」を加える。

第十二条第一項中「払込の料金を」を「払込み又は振替の料金(電信払込み又は電話振替に係る第二十八条第二項に規定する料金を含む。以下この項において同じ。)」を「払込の料金」に改め、「払込金」の下に「又は振替金」を「払込書」の下に「又は払出書」を加え、「通常払込」を「払込み又は振替」に、「払込を」を「払込みを」に、「払込の料金は」を「払込みの料金は」に改め、同項に後段として次のように加える。

第二十七条第一項ただし書の省令で定める場合において、払込金又は振替金を受け入れる口座の加入者から、省令で定めるところにより、当該料金を負担する旨の申出があるときも、同様とする。

第二十二条中「口座所管庁」を「口座を保管する貯金事務センター」(以下「口座所管庁」という。)に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二十三条の見出しを「非常取扱等」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の規定は、社会福祉の増進を目的とする事業を行う法人又は団体であつて省令で定めるものの口座に対する当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄附金の送金のための通常払込み及び通常振替に付する。この場合において、同項中「郵政大臣は、天災その他非常の災害があつた場合には」とあるのは、「郵政大臣は」と読み替えるものとする。

第二十四条第二項を削る。

第五十五条の五第二項を次のように改める。

常現金払の下に「又は電信現金払」を加える。

第四十八条第一項中「二箇月」を「六箇月」に改める。

第五十条の五第二項を次のように改める。

前項の払渡しの期間は、省令で定める。

第五十条の六中「取扱」を「取扱い」に改め、及び第三十三条第二項を削る。

第五十五条の見出しを「郵便に関する料金等の払込」に改め、同条第一項中「加入者たる」の下に「郵便に関する料金を納付すべき者又は」を加え、「又は郵便年金」を「若しくは郵便年金」に改め、「当該」の下に「郵便に関する

第二十七条の見出し中「払込」を「払込み」に、「払出」を「払出し」に改め、同条第一項中「払込は」を「払込みは」に、「以て」を「もつて」に、「払出の」を「払出しの」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、省令で定める場合は、この限りでない。

第二十八条第一項を次のように改める。

払込人又は加入者は、省令で定めるところにより、払込金若しくは振替金を受け入れる口座の加入者又は払出金の受取人への通信文の通知を請求することができる。

第三十条中「ときは」の下に「省令で定められたるところにより」を加え、「及び」を「又は」に改める。

第三十二条第一項中「方法」の下に「その他省令で定める特別な方法」を加える。

第三十三条第一項中「通常払込みの」を削り、同条第二項中「でなければ、口座の現在高がそのままの証券又は証書による払込みの金額を下るような振替又は払出しの取扱いをしない」を「に、口座に払込金を受け入れる」に改める。

第三十九条中「百万円」の下に「業務の遂行に支障がない場合にあつては、五百萬円」を加え、同条ただし書に改める。

第四十条第一項及び第四十一条第一項中「常現金払」の下に「又は電信現金払」を加える。

第四十八条第一項中「二箇月」を「六箇月」に改める。

第五十条の五第二項を次のように改める。

前項の払渡しの期間は、省令で定める。

第五十条の六中「取扱」を「取扱い」に改め、及び第三十三条第二項を削る。

第五十五条の見出しを「郵便に関する料金等の払込」に改め、同条第一項中「加入者たる

(郵便振替法の一部改正)  
第二条 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

第二十五条中「前条第一項の申込」を「前条の申込み」に、「因り」を「より」に改める。

第二十四条第二項を削る。

第二十四条第二項を削る。

料金又は」を加え、「又は年金契約」を「若しくは年金契約」に、「又は掛金を」を「若しくは掛金（以下「郵便に関する料金等」という。）」を改め、「もつて」の下に「納付し、又は」を加え、「口座所管庁に」及び「口座所管庁において」を削り、「局で」の下に「郵便に関する事務を所掌するもの（以下「郵便主管局」という。）」又は「を加え、「保険料又は掛け金の払込み」を「郵便に関する料金等の納付又は払込み」に、「保険料又は掛け金の額」を「郵便に関する料金等の額」に、「その払い出した金額は」を「保険料又は掛け金の払込みの催告に応じて払い出した金額については」に改め、「同条第二項中「とし」の下に「郵便主管局又は」を加える。

及び第五十二条第一項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は同年十一月一日から施行する。

#### （経過措置）

第一条中郵便為替法第十一条第二項の改正規定の施行前に発行された定額小為替証書については、その為替金額は、改正後の郵便為替法第十一条第二項の省令で定められたものとみなす。

3 第一条中郵便為替法第二十条第一項の改正規定及び第二条中郵便振替法第四十八条第一項の改正規定の施行前に発行された郵便為替証書及び払出証書の有効期間については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に発行された支払通知書については、その払渡しの期間は、改正後の郵便振替法第五十条の五第二項の省令で定められたものとみなす。

#### 理由

人還付する保険料（以下「保険金等」という。）の支払、郵便年金の年金契約に係る年金返還金、剩余金若しくは年金契約者に返還する掛け金（以下「年金等」という。）の支払又は簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律に改め、「口座所管庁において」を削り、「口座に」の下に「保険金等、年金等又は」を加え、同条第二項中「口座所管庁において」を削る。

第五十四条第一項中「口座所管庁」を「郵政省」に改める。

#### （施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中郵便振替法第五十一条の改正規定は昭和六十二年七月一日から、第一条中郵便為替法第十条第二項、第十六条、第十七条第一項第三号及び第三項並びに第二十条第一項の改正規定、第二条中郵便振替法第二十条第二項、第三十一条第一項、第三十九条、第四十八条第一項

法の一部を改正する法律案

簡易保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団

（簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部改正）

法の一部を改正する法律

（簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部改正）

り入れた資金の運用を行うこと。

第十九条の二に規定する資金の運用

（資金の運用）

第十九条の二 前条第二号に規定する資金の運用は、次の方法により安全かつ効率的に行わなければならない。

一 國債、地方債その他確実と認められる有

価証券の取得

二 郵政大臣が適當と認めて指定する預金又

は貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金

錢信託で運用方法を特定しないもの

四 政令で定める債券に改め、同項に次の一

号を加える。

五 第二十三条に次の二項を加える。

六 承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

七 第二十三条の次に次の二条を加える。

八 貸付け

九 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

十 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

十一 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

十二 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

十三 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

十四 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

十五 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

十六 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

十七 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

十八 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

十九 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

二十 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

二十一 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

二十二 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

二十三 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

二十四 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

二十五 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

二十六 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

二十七 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

二十八 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

二十九 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

三十 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

三十一 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

三十二 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

三十三 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

三十四 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

三十五 第二十三条の二に規定する事務所に備えて置かなければならない。

業年度の五月三十一日までに簡易生命保険及郵便年金特別会計に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の簡易生命保險及郵便年金特別会計の歳入とし、政令の定めるところにより、簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定又は年金勘定に帰属させるものとする。

5 第三項の規定による納付金の納付の手続については、政令で定める。

第二十五条の見出しを「(借入金)」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

事業団は、郵政大臣の認可を受け、簡易生命保険及郵便年金特別会計から第十九条第二号の業務に必要な長期借入金をすることができる。

第二十七条中「業務上の」を「一般業務に係る業務上の」に改め、同条に次の二項を加える。

2 運用業務に係る業務上の余裕金の運用については、第十九条の二の規定を準用する。

第三十五条第一号中「若しくは第二項ただし書」を、第二項若しくは第三項ただし書」に改め、同条第四号中「第二十七条第一号又は第二号」を第十九条の二第二号又は第二十七条第一号若しくは第二号」に改める。第三十七条及び第三十八条中「三万円」を「二十万円」に改める。第三十九条中「一円」を「十万円」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に簡易保険郵便年金福祉事業団の理事又は監事である者の任期について、なお前例によることとする。

#### (罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正)

第四条 資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「及び商工組合中央金庫」を「商工組合中央金庫及び簡易保険郵便年金福祉事業団」に改める。

(簡易生命保険及郵便年金特別会計法の一部改正)

第五条 簡易生命保険及郵便年金特別会計法(昭和十九年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条中「積立金ヨリ生ズル収入」の下に「簡易保険郵便年金福祉事業団ヨリノ納付金」を加える。

#### 理 由

簡易生命保険及び郵便年金の加入者の利益の増進を図るために、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金について、その運用の範囲を拡大するとともに、簡易保険郵便年金福祉事業団において、これを借り入れて運用し、その利益を同特別会計に納付することができるようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第五条第一項中「生死」の下に「(當時の介護を要する身体障害の状態にあることを含む。)」を加える。

第六条第一項第十二号中「特例」を「當時の介護を要する身体障害の状態、特例」に改める。

第十五条中「死亡」したことに因り「を死亡したことにより」「ことの外」を「ことのほか」に、「満了したことにより」を「満了したことにより」に、「満了したこと」と因り「を死亡したことに因り」を「死亡したことに因り」に改める。

第十六条の五中「因り」を「より」に改め、「入院」の下に「、当該疾病を直接の原因とする當時の介護を要する身体障害の状態」を加え、「因つて」を「よつて」に改める。

第十七条の二中及び保険約款を「保険約款に、「場合のそれぞれ」を「場合及び被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより支払う場合のそれぞれ」に改める。

第二十二条第二項中「死亡した後」の下に「又は被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続した後」を加え、「因る」を「よる」に改め、「を含む。」の下に「又は特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことによる保険金を加え、「責に」を「責めに」に、「但し」を「ただし」に、「被保険者の死亡の原因」を「被保険者が死亡し、又は被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことの原因」に、「基かない」を「基づかない」に改める。

第三十五条第一項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 終身保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、前項の場合のほか、保険契約者、被保険者又は保険金受取人の故意による傷害又は疾病を原因として被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したときは、国は、保険金を支払う責めに任じない。ただし、その保険金受取人が保険金の一部を受け取るべき場合には、国は、他の保険金受取人にその残額を支払う。

第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより保険金を支払うこととする終身保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、保険契約の復活があつた場合においても、その特定要介護状態には、保険契約の失効後その復活までの間における特定要介護状態は含まれないものとする。

第四十五条第一項中「主契約に係る被保険者の下に」とし、特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより保険金を支払うこととする終身保険の被保険者を除く。を加える。

第五十二条の次に次の二条を加える。

(弁済金の証券等による弁済)

第五十二条の二 次に掲げる証券又は証書は、保険約款の定めるところにより、その表示する金額で、保険約款の定めるところによる保険契約者に対する貸付金の弁済に充てることができる。

第五十二条の二 小切手

二 郵便為替証書

三 郵便振替の払出証書及び支払通知書

四 前三号に掲げるもののほか、手形交換所

においてその表示する金額による決済をすることができ、又は郵便局においてその表示する金額による決済をすることができる。

第五十二条の二 (弁済に充てられた証券等の決済不能等)

第五十二条の三 貸付金の弁済に充てられた証券又は証書につき、郵政省の責めに帰することができない事由により、その表示する金額による決済ができないかつたとき、又はその表示する金額による払渡しを受けることができなかつたときは、その弁済は、始めからなつたものとみなす。

(郵便年金法の一部改正)

第二条 郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の次に次の二条を加える。

(貸付金の証券等による弁済)

第三十七条の二 次に掲げる証券又は証書は、年金約款の定めるところにより、その表示する金額で、年金約款の定めるところによる年金契約者等に対する貸付金の弁済に充てることができる。

一 小切手

二 郵便為替証書

三 郵便振替の払出証書及び支払通知書

四 前三号に掲げるもののほか、手形交換所においてその表示する金額による決済をする

ことができる。又は郵便局においてその表示する金額による払渡しを受けることができる証券又は証書の種類で年金約款で定めるものに属する証券又は証書

(弁済に充てられた証券等の決済不能等)

第三十七条の三 貸付金の弁済に充てられた証券又は証書につき、郵政省の責めに帰することができない事由により、その表示する金額による決済ができなかつたとき、又はその表示する金額による払渡しを受けることができなかつたときは、その弁済は、始めからなかつたものとみなす。

附則

この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中簡易生命保険法第五十二条の次に二条を加える改正規定及び第二条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

最近における社会経済情勢の推移及び保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険及び郵便年金の加入者に対する保障内容の充実又は利便の向上を

図るため、終身保険の制度を改善するとともに、証券等を貸付金の弁済に充てることができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通信委員会議録第一号中正誤

ペジ	段	行	誤	正
二	一	三	ずつて	ずっと
三	四	九	連前	連年
末	三	未七	それことは	そのことは





昭和六十二年五月二十三日印刷

昭和六十二年五月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W